

平成24年知立市議会 3月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成24年3月12日(月) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	杉原 透恭	水野 浩	佐藤 修
坂田 修	中島 牧子	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
建設部長	佐藤 勇二	土木課長	稲垣 衛
建設課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	杉谷 正樹	都市計画課長	鈴木 克人
まちづくり課長	高木 洋幸	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	林 隆夫	水道課長	高瀬 季治
下水道課長	塚本 昭夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事件名	審査結果
議案第15号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第19号 市道路線の認定について	〃
議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第5号)	〃
議案第23号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第25号 平成23年度知立市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算	〃
議案第28号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第32号 平成24年度知立市水道事業会計予算	〃
陳情第1号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し、採択 居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書	採 択

午前10時00分開会

○中島委員長

定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は9件です。すなわち議案第15号、議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第32号、陳情第1号であります。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第1号につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を申し上げます。説明者の方は、お名前をお呼びしましたら正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をいただきます。説明の時間は1件につき5分といたします。

説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。説明終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第1号提出者の高笠原さん、説明席にお座りください。高笠原さん、陳情第1号の趣旨説明をお願いいたします。

○高笠原晴美氏

皆様、おはようございます。

知立団地自治会が提出いたしました陳情第1号に対する意見陳情をさせていただきます。

政府の独立行政法人改革によって都市再生機構（UR）の賃貸住宅事業について全額政府出資の特殊会社化が出され、全国76万戸、約200万人の居住の安定が脅かされています。

このUR賃貸住宅76万戸は、我が国にとってかけがえのない公共住宅であり、半世紀にわたって

築き上げられた財産です。それを証明するのが昨日で1年を迎えた東日本大震災では政府から一切の補助を受けず仮設住宅用地、避難住宅の提供を無償で行い、さらに延長しようとしているところでもあります。

その数560戸に被災者が今も入居をしており、提供実績の累計は、述べ約950戸に及びます。さらにURからは、その豊富なノウハウと経験を生かし、現在も多くの技術者が被災地に派遣されており、復興の大きな力になっているところです。

さて、特殊会社になればどうしても民間的な経営手法をどんどん導入せざるを得ないし、UR賃貸住宅の公共性も弱くなります。さきの仕分けでは、高齢者、低所得者向け住宅の供給は自治体へ市場家賃部分は民間にと言われ、居住者の間に家賃高騰につながる不安などが広がっています。

陳情書文面にありますように、知立団地のアンケート状況も全国と同じです。高齢化と年金生活者がふえ、収入分位第1位375万円以下が7割、その中でも251万円以下が半分に達しています。これらの人々は知立市の市営住宅に入居したいわけですが、市営住宅の数が足りません。知立市ではこのたび努力していただき、戸数がふえましたことをありがたく思っているところであります。

しかし、また一方で、私たちのこのUR住宅に対する14兆円の負債という話がありますが、それは制度的につくられてきたものです。機構は日本住宅公団を発足当時から住宅用地の購入、土地の構造費用、住宅の建設費用などをすべて借入金で賄うよう定められています。そして、減価償却もされず、そのままです。借入先は財政投融资です。制度的に返済しないようにできているのですから、不償がかさんでくるのも当然です。この不償の利息分については、私たち居住者の家賃で支払っているところです。制度の改正がないままであります。閣議決定では不償の返済は住宅都市再生の事業による収益とありますが、機構の財務諸表では住宅部門では毎年500億円の収益がありますが、都市再生部門は赤字ばかり。つまり、不償は賃貸住宅の利益で返済といているのです。

御存じのように、行政刷新会議から行政改革調査会が設定され、初めに結論ありきで政府100%子会社化、特殊会社化の議論が行われ、初夏までに結論をと言われていたのですが、居住者代表や住宅問題の有識者は含まれていません。そして、日本の住宅政策は議論されず、採算性、費用対効率、収益性といったことばかりであります。

今、私たち居住者自治会では、政府国会へと数多くの集会を開き、担当大臣への要請行動も行いました。そして、政党代表の皆さんとたくさんの方の国会議員の皆さんから居住の安定と生活を守りますとメッセージもいただいているところですが、大変厳しい状況であります。

知立団地には多くの外国の方が住んでいらっしゃいます。国際化振興の中、UR住宅が受け入れることで日本で働くことができるということは重要な要素でもあり、また、大災害に備えて防災訓練や安心・安全な環境やまちづくりの拠点としても知立団地自治会では一層の役割を果たしていると思っております。

このような中で、高齢化も進む民間ではできない高齢者優遇賃貸住宅、こういうものもURの公共住宅性だからこそできることであります。知立団地住民と全国の公団住宅居住者の居住の安定を守っていただきますよう知立市議会の皆様方には、この陳情書に賛成をしていただき、国に提出をしていただきますよう心からお願いをいたしまして、陳情書提出者を代表し意見陳述を終わります。本当にありがとうございました。

○中島委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

それでは、質問なしと認めます。

趣旨説明をこれで終わります。高笠原さん、傍聴席のほうにお戻りください。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第15号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○佐藤委員

おはようございます。

今回、管理条例の一部を改正する条例ということで提案をされたわけでありまして。説明書を見ると、公営住宅法が改正をされて、今まで政令で老人等の同居要件の適用除外と、そんな中から単身の方も入居を認めていたけれども、それが改正によってできなくなるということで、今回こんな規定をされるということでありまして、もうちょっと詳しくこの辺の関係を御説明願えたらなと思っております。

○建築課長

これにつきましては、地域の自主性・自立性を高めるために地域主権一括法によりましての関係でございます。それによりまして公営住宅の改正がされたということでありまして、公営住宅の中の23条に書かれておりますところの内容は、今、言われましたように同居親族要件の廃止ということでありまして。これをやりますと今まで私のほうは同居親族要件を該当して今までやってきたわけですが、これがなくなることによって若い人も入れるようになってしまうということでありまして。

知立市の市営住宅においては、2DKとか3DKというようなものが専らでありまして、1KDとかそういうものはありません。したがって、今までのやってきたものを継続していきたいということでありまして。したがって、今回、法のほうで同居親族要件は削除されました。それから政令のほうでも同居親族要件の緩和規定が削除されます。したがって、これをそのまま条例で

生かすために今回の条例を一部改正をさせていただいて、それから規則のほうで施行令にかわるものを入れさせてもらったということでございます。

○佐藤委員

そうすると、今まで入れた方が入れなくなっているのは困ると、こんなことから改正を条例でうたうということでもあります。

それで現在、単身の老人の入居ということが引き続き保障されるわけですが、現在ある市営住宅の中で単身者の高齢の方はどのぐらいみえるんですか。

○建築課長

ここには資料は持っていませんけど、高齢者の方が今回の高場のほうではかなり高齢者の方が入られたということですが、八橋はそれほどそこまではちょっといってないんですけど、高齢者の方はたくさんいるという状況でございます。

○佐藤委員

後でぜひ、ひとり暮らしの高齢の方がどのような形で入居されているか、その辺またお知らせをいただきたい。

今、課長のほうから高場の市営住宅ということでも言われました。福祉枠ということで高齢者も含め障がいを持った方や母子世帯などを含めた福祉枠を15戸、実際には14戸ですけれども、それから一般枠15戸という形で2段階の抽選をやられましたけれども、実際問題として当初は高齢者向け住宅というようなことも検討されて、その後、高齢者だけじゃなくて福祉枠という形になりましたけれども、実際この抽選の状況と高齢者の方がどんな状況で当選をされたのかなど、そんな状況についてもお知らせ願います。

○建築課長

昨年の12月22日に募集案内書を回収させていただきました。締め切りをことしの1月20日で切らせていただきました。

その中で、募集のほうで148件ございました。その内訳は福祉枠が87件、一般枠が61件という内容でございます。率にしますと福祉枠が58.8%、一般枠が41.2%ということでございます。

この中で当選された方は、福祉枠では22戸、一般枠では61戸中の4件ということになります。率にしますと仮当選のほうで福祉枠が86.2%、一般枠のほうで13.8%ということになります。

市内と市外これを見ても、市内の方が129の方が申し込みをされていると。市外の方が19申し込みをされているということです。これをその中で仮当選をされた方が129戸のうち27、市外の方、19申し込んで2人の方が当選ということでもあります。

あと、私のほうがわかっているのは、外国籍の方ですと、147のうち17人の方が外国籍であったと。仮当選が2件、高齢者の方が148件のうち56件が高齢世帯、仮当選が13件、あと、障がい者の方が12件の申し込みで仮当選が5件、母子のほうで36件の申し込みで仮当選が9件というような状況でございます。

高齢単身の方もいまして、全体的なものから見ますと申し込みが41件ありました。それで、そのうち当選した方が10名という内容でございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、今回の抽選は、まず最初に福祉枠を選抜をして、そして福祉枠が漏れた方も2段階目の一般枠という形で抽選がなされたと思いますけれども、その辺の関係はどのようになりましたでしょうか。

○建築課長

今回、2段階といいますかね、福祉枠を設定して一般枠ということにさせていただきました。福祉枠のほうでは、なるべく30年ぶりに高場住宅という市営住宅をつくったということもありまして市内の人もちょっと優先的ということがありまして、福祉枠のほうは1年以上の知立市内に住んでいる方という要件も書いております。その中で、福祉枠がわりかし応募が多かったと。それに外れた方が申し込みができるように一般枠も入っていますので、そちらの入れてもらえばいいということで、福祉枠を優先的にしてきたわけですが、これによりまして倍率でいいますと、福祉枠が3.89倍と、

それから、一般枠が8.93倍ということで、ここで大きく倍率的にも差がついたのかなということであります。思ったよりも福祉枠の方が入居されたという状況になっております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、福祉枠が14ですので申込者が福祉枠で87件ということですね。一般枠が全体で148ということで福祉枠が87件、一般が61というふうにいったかなというふうに思うんですけど、それで、福祉枠で14戸決まって、そうすると87から14引いた数の人たちが一般枠に回って、なおかつ抽選をやられたと。その一般枠の中で福祉枠の方が当選をされたという方が、そういう一遍福祉枠で落ちられた方が一般枠に回られて当選をされたということで、先ほどパーセントで多かったということを言われましたけれども、実数で見るとどんな感じでしょうか。

○建築課長

実数といいますと、当選者数でよろしいかと思いますが、福祉枠87件中25件が仮当選、一般枠42人中2人が仮当選ということになっておりまして。

申込者数が87の一般枠が42が市内の方で合計が129件が市内の方です。市内の方の仮当選が27、市外の方が19名ありまして、仮当選が2という内容でございます。

先ほど委員の言われましたように、まず初めに14の福祉枠について87人について2月5日に抽選会をさせていただきました。その中で、外れた方が一般枠のほうに回って、再度一般枠の人とまじって一緒になってそこでまた抽選券を回してやってたということでございます。

これ、中央公民館のほうで150人ほど集まっていたかましまして、公正に仮抽選を行ったというものでございます。

○中島委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築課長

まことに申しわけありません。

福祉枠87件のうち、仮当選が25件ということで、最初に14件の方を仮当選にしますので、差し引きで11名の方が一般枠のときに福祉枠から選ばれたということになります。

以上でございます。

○佐藤委員

福祉枠で14名、そして、回られた方も一般枠でやられて11名の方が当選された。合わせて29件中25と、こういう形になるということで、当初2段階選抜についてはどうかという議論も私もさせてもらって、これじゃあ高齢者は入れんじやないかというようなこともあったわけですけども、実際は2段階選抜という形で福祉枠の方、そうした中でも高齢者の方もたくさん入れたなというのが今の結果だったなというふうに思うんです。

もう一つお聞きしたいんですけども、今回こうした形で条例で、引き続きひとり暮らしも入れるということでありますけれども、いずれにしても住宅が今回の募集を見てもわかるとおり、大変公営住宅を求めの方が多いわけですね。そうしたときに、今後の公営住宅ということで、たしか住宅ストック計画の中には平成28年までに新たな住宅をつくると、こういうことも言われてるんです。

それと同時に、この住生活基本計画というものも私ももらいました。ここの41ページ見ると、市営住宅の目標戸数ということで、平成22年度が133戸と、これは改良住宅30戸入れているんですけども、そして、平成27年度までに163戸と。これは今回30戸高場をつくって目標達成されたかなというふうに思うんです。さらに平成32年度までに183戸と20戸という形になってますけども、住宅ストック計画で平成28年度という目標が示されて、今回住生活基本計画、これは去年の3月に私もいただきましたけれども、ちょっと建設年度が微妙に後ろのほうにスライドしてると、この辺

の整合性が考え方はどうでしょう。

○建築課長

確かにストック計画のほうでは、これが今回30戸つくって、次に平成28年度までに20戸検討していきましょうという内容になっております。

したがって、私のほうは建築課としては実施計画に載せるように最大限努力はしていくわけですが、やっぱり市のほうの財政体力等々を考えると、少しずつおくれざるを得ないのかなということで、今回の住生活のほうでは少し期間を置いた形になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

私のほうは建築課として進めたいということがありますけど、この計画自体も建築のほうでつくられた計画ですよね、じゃないですか。

進めたいということと二本立ての計画に一方ではストック計画で平成28年と、一方では平成32年と、こういう形で整合性がなくて、今、平成28年までにこの前に議会答弁でもやる方向で確認をされたかなというふうに思いますけれども、もちろん財政状況の厳しいということも中にはありますけれども、どちらが本当の計画なのかなということはこの4年も違いがある中で、ほんとのところはどうしたいのかなということですけども、その辺はどうなんですか。

○建築課長

考え方としては、現在の市営住宅が国道1号線よりも北側にほとんどというんですか、全部があります。したがって、次につくる市営住宅は、どちらかというと南のほうにほしいなというそういう考えを持っております。

その中で、実際に建てるとした場合、用地の確保とかそういうことを考えると、既存の市が持っているものの中で使えるものがあれば、わりかしスムーズに行くのかなということがありますが、実際問題として考えると、ほかのほうの事業もありますので、私のほうも一生懸命実施計画には取り組んでいくということにはなるんですが、結果的には、その平成28年度というんですかね、

そこがなかなか難しいのかなというような気がして、今回の基本計画のほうにはちょっと落とさせていただいたという中身です。

○佐藤委員

南のほうにつくりたいと。それはいいというふうに思いますけれども、しかし、この平成28年度を目指すのか、平成32年度なのか、その辺がはっきりしないままにどうしていくのかということがなかなか見えてこないんじゃないかなと。平成28年度なら平成28年度のように平成24年度、平成25年、平成26年、平成27年、平成28年、4年間ですよ。そうすると、その中で用地を手当をし、それから、いろんなことをやりながら実施設計だとか工事だとか造成だとかやっていけばそれなりに平成28年を目指すならば準備をもう既にしていかないかんじゃないかなというふうに思いますけれども、いずれにしても実施計画にあげるといことがなければそれは進んでいかないわけですけども、今のままでいくと平成28年度は先送りして平成32年度だと、こういうことになるかと思うんですけども、副市長、この点は二つの計画の中でそのまま二本立てになっている点、どんなふうにお考えかなと思いますけど、どうですか。

○清水副市長

以前の委員会の中でも今回の高場住宅の件が議論の中でストック計画による平成28年、当初のストック計画では50戸増ですね、30、20ですか、そういう計画で進んでおりますので、私どものほうもそれを一つの目標として何とかやっていきたいというお話もさせていただきました。

具体的にどこに立地をするかということについては、なかなか今、課長も申し上げましたけども、市内全体のバランスといいますか、そういう地域をいろいろ考える中で、そういう立地をするには用地確保も含めて難しい面があるなという思いがございます。そんなことで、今の計画がストック計画と住生活基本計画の差異があるということなので、ちょっとわかりにくくて大変恐縮なんですけども、私どもとしては、一つの目標は、やはり平成28年のストック計画だというふうに思って

おりますが、最大限それに向かって努力をさせていただくというふうには私は考えております。

ただ、いろんな先ほどから課長も申し上げているような少しハードルもございまして、そういったことも検討の中身かなというふうには思っております。

○佐藤委員

平成28年だと、そこを一つの目標だということは今、述べられましたので、平成28年度にオープンをするということですよ。そうすると、逆算をすると具体的にこれを実施計画にどの時期に載せるために努力をされるのかなと。用地の確保やそういうことの見通しも立てながらということになりますけれども、それは平成28年を目指すならば、どの段階で平成28年度以降という形を実施計画の中で明らかにするのか、それはどんな考えですか。

結果的にそれがどうかという問題ができるかもしれませんが、今、示された立場で言うならば、そこがしっかりと持っておかなければならないことだというふうに思うんです。その点で逆算してどうなのか、その辺の考え方はどうですか。

○清水副市長

目標の平成28年、それに向けては今回の実施計画の中にはないわけですが、その辺の議論は常にしていかなければいけないし、私たちしているわけでございます。

ただ、いろんな具体的なもう少し立地とかいろんな点について具体性が出てこない、なかなか実施計画という形には難しいかなということで、今その辺が先ほど申し上げたような一つのハードルになっているわけですが、いずれにしても、ストック計画の目標は平成28年でございまして、それを無視して平成32年まで大丈夫だというようなことを考えているわけではないということは御理解をいただきたいと思っております。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号について、挙手により採決します。

議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 知立市営住宅管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 市道路線の認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○久田委員

一、二点ちょっと確認というか、教えてください。

この市道認定というのは毎回委員会に付託されている出てくるわけですが、年間どのぐらいずつふえておりますか、その辺教えてください。

○土木課長

現在、総延長248キロメートルでございます。ただ、年間どれぐらいという話ですけど、その年その年の面整備の状況ですとか、開発の状況、そういったものによってばらつきがすごくあるものですから、それと市が率先して認定していくというそういう誘導型の認定路線につきましては、最近はちょっとございませぬので、一概に何キロメートルということは申し上げられません。

○久田委員

ふえていることは間違いないですね。わかりました。

それと、この市道が認定されるということは、くどいようですが、交付税の対象ということで基準財政需要額のほうに算入されるということで、当市にとって非常にメリットがあるというふう

うに私は理解しておるところで、この法というの
かな、その32条申請というのがありますね。市
道認定するに当たって、市道と接続しておらない
かんというのが昔、非常に厳しかったですよ。ね。
市道認定する場合に市道から、あるいは県道だと
かその認定する道路は公道から公道にひっついて
おらないと申請できなかったようなふうに私、記
憶しておるんですけど、ちょっとそこら辺が緩和
になったということで、そこら辺、何か変わった
というか、10年ぐらい前と変わったようなことが
あったら教えてください。

○土木課長

市道認定基準につきましては、原則公道から公
道に接して4メートル以上通り抜けができること
が原則でございます。

今言われる32条というのは、開発の協議の中で、
その開発区域の中で築造される道路について市が
受けていただけるかどうかという、そういった
協議というのが32条協議ということで私のほうに
あがってくるんですけど、そういったときの緩和
ということなんですけど、ずっと以前につきましては、
やはり6メートル以上ということによってやって
おったんですけど、平成19年に開発の市道要項が
新たに改正されて、そのときには通り抜けで
きれば幅員5メートルまで縮小できるということ
をうたっております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

一つだけお聞かせください。

新林53号の新林町東新切という基点、終点とい
う形になってますけれども、かなりこれは川沿い
のところですけども、そのほかのところは八橋だ
とかそういうところは住宅が開発されたとか承知
しているんですけども、なかなか新林のほうに
は行くことがないんですけども、市道認定する
ということですけども、これは周辺が住宅開発
をされたりとか、そういう関係の開発の中でこの
道路が生み出されてつくられたのかなと思います
けど、そこだけお知らせください。

○土木課長

新林の市道新林町53号線です。これにつきまし
ては、民間開発で住宅開発が行われて、その区域
の中で築造された道路でございます。

○佐藤委員

これ、図面だけ見ると、かなり大きな住宅開発
ということになされたかなというふうに思います
けれども、ここで聞くのが適切かどうかわかりま
せんけれども、八橋のほうでも民間開発だとか地
区計画だとかいろいろな形でやったりとかありま
したけれども、ここはそんなことはなくてやられ
た開発ということですかね、民間開発ですかね。

○土木課長

ここのエリアにつきましては、以前、去年です
かね、八橋の的場地区でトヨタすまいるが開発、
あそこにつきましては、そういった地区計画を取
り組んでおります。この新林地区につきましては、
地区計画は該当しておりません。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は、原案のとおり可決することに賛
成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 市道
路線の認定についての件は、原案のとおり可決す
べきものと決しました。

議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予
算(第5号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

補正予算書の61ページですけれども、ここの道路維持費という形で001番ありますけれども、臨時職員の賃金196万円ですね、これが減額されているわけですが、当初予算も196万円ということが計上されていたかなと。すべてこれが減額補正になってますけれども、この臨時職員を当初計上して目的と、なぜ今回、皆減になったのか、その辺の関係はどうですか。

○土木課長

この臨時職員の賃金ということで196万円計上されておったものが皆減ということで196万円減額したものでございますけど、平成21年ぐらいまでは現業作業員3名体制で業務をしておったわけですが、1名が途中退職されました、その後、臨時職員におきまして3名体制を維持しておったわけですが、その臨時職員とその一般の正規職員とはなかなかちょっとスムーズに作業ができないということで、正規職員の要求を私のほうでしておったわけですが、平成23年度につきましても正規職員のほう要求しておったわけですが、この当初予算を作成時点では、まだその辺が明らかになってなかったということで、そのまま継続して臨時職員の予算要求をさせていただきました。

平成23年度に入りまして、急遽、正規職員を入れていただける話になりまして臨時職員の予算が不要になったものでございます。すぐに9月なり12月になりで減額をして予算の適正な執行に努めなきゃいけなかったわけですが、3月までちょっとおくれてしまったことにつきましては、おわび申し上げます。

○佐藤委員

道路維持のための本来でいくと正規の方が3名体制でやられて1名退職されたということで、担当としては正規で1名要求しとったけども、なかなかそれができなくて臨時の予算を組んどったと。しかし、平成23年度もこれは途中ということですが、当初は臨時で予定しとったわけで、それが1名正規が採用されたということでありますけども、これはいつ採用されたわけですか。

○土木課長

平成23年4月1日でございます。

○佐藤委員

そうすると、平成23年の4月1日に採用されたわけですね。そうすると、今回、平成23年度の一番最後の補正予算の中で、当初あげていたその辺の行き違いが正規はだめだろうということで臨時を計上しておったわけけども、実質的には正規が採用されてね、それも4月1日だとするならば、もっと早い段階で6月補正なり、そういうところで減額補正すべきだったんじゃないですかね、これは。

これがずっとおくれてきてね、年度末の今回の補正で減額という点では、ちょっとかなりルーズな対応じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺どうですか。

○土木課長

失礼しました。

新規採用ではなくて人事異動によりまして土木課のほうに配属されたということです。

今の臨時職員の御指摘ですけど、ほんとに本来ならば4月1日にそういった配置になれば最短で6月で、9月、12月もあったわけなんですけど、今回ここまで引きずってきたことにつきましては、まことに申しわけなかったと思っております。

○佐藤委員

それで、申しわけなかったということですが、きちっと予算が執行されているか、執行されてないかという、執行できないならば一番直近の補正予算なりそういうことで対処するのが私は原則だというふうに思うんですけども、課長は今そうやって大変申しわけなかったということをおっしゃいましたが、担当部長としてどんな所見をお持ちか、このことだけお聞きしておきたいと思うんです。

○建設部長

この件につきましては、今、課長が申したとおりで、本来遅くとも6月末ぐらいに減額できたんじゃないかということでございますけども、そこまで延びてしまったということで、申しわけないということでございます。

○佐藤委員

ぜひそのようにこれからそういう事態が発生したら、速やかな対応をお願いしたいなというふうに思います。

それから、同じページですぐ下のところの道路新設改良費ということで測量調査委託料、当初120万円、これが今回80万円に減額ということになっております。それから、ページはちょっと飛びますけども、65ページの街路事業費の中で、都市計画街路測量委託料という形であります。当初これが324万3,000円、これが299万3,000円という大幅な減額がなされているんです。こうして見ると、例えばこの内容をまず説明をそれぞれしてもらいたいなというふうに思います。

○土木課長

120万円が80万円減額ということですが、この測量調査委託料でございますが、当初、逢妻町20号線の道路詳細の修正設計ということで計上しておいたわけですが、国の補助金の関係で、その一部事業を見直さなきゃいけなくなった状況の中で、逢妻町20号線につきましては、今回見送りをいたしました。そういった関係で、設計のほうも次年度以降という形になりますので、その分を減額させていただきました。

○都市計画課長

65ページの299万3,000円の減額ということでございますが、当初この八橋里線、八橋の東部の区画整理事業の中を今、都市計画道路として施行したわけなのでございますが、その先線として西側のほうへ約100メートル新規に路線を延ばそうという計画でございました。

そこを平成24年度の財政的な事情もあるんですが、そのところで八橋里線のその実施計画上の採択が少し伸びたというところで、平成23年度に測量をして引き続き事業化の予定でございましたけども、そこでその平成24年度から事業化が見送られるということになれば、その平成23年度で測量をしてもすぐにスムーズな事業化にならないというところで、ここはひとつ足踏みをするというところで299万3,000円の減額をさせていただいた

ところでございます。

○佐藤委員

そうすると、逢妻20号も国補助金お見直しということから事業を見送ったと。しかしながら、見送ったというものの、見送って次年度にやるというものの、80万円の減額はあるわけですけども、40万円は執行されたのかなというふうに思うんですけど、途中まで測量はやられたというふうなことでいいですか。

○土木課長

道路新設改良事業につきましては、さまざまな事業がございまして、今、これにつきましては執行した40万円につきましては逢妻町20号途中までやって、あとやめたということではなくて、違う路線で執行させていただきました。谷田町の郷中の道路改良工事ということで、そちらの設計ということでこの40万円を実施しております。

○佐藤委員

そうすると、実質的には逢妻町は手つかずであったということだよね。それを振り分けたら当初の予算からは大きく割り込んで80万円減額やったけど40万円で済んだと、こういう予算だということはわかりました。

そこで、逢妻町20号という形で豊田地が中野胃腸病院のところがやられてますけれども、工事があそこはどんな工事が豊田地でやられて知立地とすりつけるわけですが、歩道整備等を含めてやられるというふうに思うんですけども、これは平成24年度中には大体完成するんですかね。豊田地は、あそこの毛無川ですかね、あそこら辺があのまま残っていくのか、管路化か何かされて歩道になって知立地とする合わせるような形での歩道整備もやられていくのか、その辺はどうですか。

○土木課長

中野胃腸科の前に7排水路がありまして、大きな排水路ですので、逢妻川のほうの樋管の関係が処理ができて雨水対策ができましたので、7排水路の整備をして道路改良をしていこうという、あわせて知立市も取りつけ道路の道路改良ということで逢妻町20号をあげているんですけど、豊田

市につきましては、今年度排水路整備を行いました、平成24年と平成25年2カ年ぐらいかかるではなかろうかということで聞いております。私のほうが今、予定してますのは、来年度、平成24年度予定してますので知立市側はできます。豊田市も一部できます。平成25年には全体が完了するというふうに聞いております。

○佐藤委員

それから、この八橋の里線ということで実施計画との関係よく話がわからなかったですけども、実施計画との関係で100メートル道路をつくるんですかね。それが事業採択がなされんままに実質的には測量費を計上したと。それを修正するためのものだということですけども、じゃあ、実施計画は平成24年度の予算になろうかと思うけども、平成23年度はそういう形で見送ったわけですけども、平成24年度以降それはどうなっていくのか、その辺だけ御説明ください。

○都市計画課長

平成23年度の予算を減額したというところでございますが、平成24年以降ここはどうなるかというところでございますが、平成24年度以降、平成24年、平成25年、平成26年と用地測量をかけて順次用地の買収、最終的には平成26年度まででしょうか、そのあたりまでに通常5カ年を計画しておくわけなんですけども、そのところで最終的に道路の形態までつくる予定でございましたけども、少し見直しをかけて、しばらく見送ろうというところでございました。

ですから、それを見送るというわけでございますから、平成23年度に測量をかけて地元のほうへ、例えば説明会だとかそういったことをやる予定ではおりましたけども、そういったことでしばらくの間、全体的にスライドをしてしばらく見送りをさせていただきたいということでございます。

○佐藤委員

実施計画との関係で載らなかったということですけれども、それは結果として実施計画かもしれないけれども、それをしばらくどのぐらいの期間で見送りをされるのかわかりませんが、

実施計画の関係でというよりも、結局のところ条件が調わなかったということですよ。実施計画に載らなかった、測量できなかったということは条件が調わなかったということで、その条件の調わなかったということは何かということ、しばらくというのはどのぐらいの先までの話なのか。八橋里線については、なかなか前から道路のことがずっと説明をされて議論になってきましたけど、ここでさらに延伸するというこういう関係でしょうか。

○都市計画課長

これは、財政的にも知立市全体と見直しをさせていただきます。そういった絡みで、ちょっとこの路線までは手がつけられないということになりまして、時期的には今度また全体的な予算を見ながら、この都市計画街路全体的なところを検証しながら今後進めていくということになろうかと思えます。ということで、今の段階でいつからというふうには申し上げることができません。

○佐藤委員

そうすると、八橋里線が特殊なケースではなくて、知立市の街路事業そのものについて全体的な見直しをやる中で優先順位をつけたら、ここは優先順位としては緊急性がないということで見送られた、そういうことでよろしいですか。

○都市計画課長

どうしてもリーマンショック以来、知立市全体の財政の事情のこともございまして、我々としては市内全域を順位をつけて計画をしているところではございますが、そういったところでここまでは手が回らなかったというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、そういうことですので、全体的な見直しをやられたわけで、その全体的な見直しの対象になってる路線、どのような見直しをやられたのかね。

もちろん実施計画にあがるということが前提ではありますけれども、そればかりじゃなくて内部的にはそれぞれの街路の整備について、どの段階でどれぐらいの予算をつけて整備していくかとい

うことは持つてるわけですよ。

ところが、今こういう状況になったので全体として見直したということですので、全体としてどこをどのように見直していったのか一覧表が何かをもらえると私どもも議論をする上で助かるなど思うんです。今すぐこの場ということじゃないにしても、そうした見直しについての内容も含めてお知らせを願いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○都市計画課長

今、私が申し上げた全体というのは、その都市計画道路全体というものでもございません。その実施計画の中のヒアリングの中で我々の立場として財政当局のほうにもヒアリングをさせていただきました。そういったところで、その予算の大枠の中で、もう少しこの部分は待とうじゃないか、もう少し足踏みをしようじゃないかというところでございますので、その全体という都市計画街路全体を見直すというところまではやっておりませんでした。

○佐藤委員

わかりました。

実施計画の中でもそうした見直しをしながら、財布と相談しながらやろうということですよ。

次に、63ページですけども、63ページの一番下のところの都市計画費の中の都市計画基礎調査委託料と、これも当初予算と同額、皆減と、こういうふうになってますよね。そして、平成24年度にまた352万8,000円が計上されてますけれども、これが平成23年度皆減となったことについて、まず一つは都市計画基礎調査というものがそもそも何かというわかってないので教えてほしいのと、それがなぜ皆減になったのかと、この点についてお知らせをください。

○中島委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

それでは、先ほどの都市計画基礎調査委託料についてでございます。

都市計画基礎調査というものは、おおむね5年に1回でございます。先回は平成18年から平成22年、そして平成23年から始まりまして平成27年度までの5年を予定しております。

市街化調整区域区等線引きの見直しをやるわけでございます。そういったところで、さまざまな区域の区分、そしてまた、地域の地区の見直しをするわけでございます。市街地開発事業各種都市計画の検討のために重要な資料となるものでございまして、都市計画法上6条に規定されておりますので、都市計画に関する基礎調査ということになります。

事業費の中身でございます。これは、今回平成23年度から始まっておるわけなんです、調査の中身もやはりその年、その年に応じて中身が変化してくるわけでございます。当初、先回の5カ年の事業内容の中身ですね、調査内容の中身で当初予算立てをしておりました。ところが、県のほうから通知がくるわけでございますが、今回の調査内容はこれだけですよというふうにくるわけでございます。その中身が大幅に縮小されておったものですから、ここでいう204万8,000円、これが不用となったものでございます。約40万円分は調査出しておりますので、これだけの不用が出たということでございます。

○佐藤委員

そうすると現在、開発都市計画そういうものを進める上で、そうした調査が必要だと、これは5年に1回という今言われましたけれども、5年に1回というのは5年ごとに仕切り直して調査をしていくのか、継続期間がある答弁だったので、そこはどうか。

○都市計画課長

申しわけございません。

5年を区切りにして毎年調査をするということでございます。ちょっと言い方が間違いました。

失礼しました。

○佐藤委員

5年を区切りにして都市開発、都市計画の事業を進めていくという上で、そうした基礎的な資料をつくるということでありました。

そうすると、これは先ほど市街化区域、調整区域を含めて、何かよくわからなかったですけども、この区域の区分ということが言われてきて、これは例えば用途地域の変更だとか、線引きの見直しだとか、そういうことをまちづくりとの関係で調査をし、調査自体がその変更をするものではないけれども、まちづくりとの関係の中では調査をするということですよ。

それで、もう一つわからなかったのは、これは法律できちっとうたわれてやられておるのか、そして、調査項目も年々変わってくるということと言われましたので、それは調査項目について先ほどの答弁だと当初、今回これだけのお金を当初予算で組んでたけれども、ところが、県のほうが調査項目の縮小という形であったためにこれだけの減額になったという説明ですけども、そうすると、この調査というのは県のほうのそうした都市計画や上位計画に基づいて調査を各市町村がやるという計画になっているのか、その辺の関係も含めてお知らせください。

○都市計画課長

これは国・県・市とさまざまに段階で分かれておるわけですけど、国のやる分、県のやる分と、そしてまた、最終的には市まできてトータルで国・県・市というところで全国的というんでしょうか、そういったところで同じ中身をやっていくわけでございますけども、調査内容としては非常に多項目にあります。人口の規模だとか、産業分類別の就業人口の規模だとか、市街地の面積、そういったところ土地利用だとかあります。交通量だとか、そういったところがありまして、それを一気にやっていくと非常に膨大な量になるものですから、計画的にこの今回の平成23年から平成27年度までの調査項目が定められております。

そして、平成23年度が例えば調査区だとか人口

及び世帯規模等がございます。そういった形で先回の平成18年のときでいきますと非常に多かった項目、7項目、8項目ぐらいあります。それが3項目ぐらいになったというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、国のほうからそのような形でくるということは、国の国土利用計画か何かそういうものがあって、そうした中での各段階ごとの地方自治体ごとの調査が行われて、さらにその地域、地域の市町村ごとの都市計画にこれがどう反映されていくのか私はわかりませんが、そうした流れの中で、知立市の都市計画やそういうものが形成されていくと、こういう流れだということではよろしいですか。

○都市計画課長

そういったところも利用の一つであります。

以上であります。

○佐藤委員

なかなか難しい話ですけども、例えば具体的にこれが5年に一遍ごとやられてということでありまして、例えば先ほど平成18年から平成22年度の5カ年ね、こうした調査がやられ、そして中身は人口だとかいろいろありましたけれども、具体的にそうしたものが知立市のこの都市計画やそういうことにどんな形でね、調査するわけではないわけね、それが具体的な施策やまちづくりに反映させていくという点では、どのような関係になっているのか教えてください。

○都市計画課長

一つだけの特定でいうとなかなか難しいところではございますけれども、知立市全般でいう都市計画上の調査というか、調べるものだとかそういったものが全般的に多岐にわたって、都市計画だけじゃないとは思いますが、多岐にわたって調べるいろんなデータがトータル的に載っているものですから、それを参考にしながら知立市としても都市計画的なところも参考にしながら全般的に利用はできるんじゃないのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

今、一般的に利用はできるのではないかなという
ことですね、具体的に例えばそうした過去にも5
年ごとにやられてきたということですので、ただ、
調査をしたというだけではこれは話にならん話だ
もんでね、それが具体的にデータ化とかそういう
ことがされて、まちづくりの中で大いにこれが生
かされているということであればね、事業をやっ
た効果があるわけですけども、ただ調べただけの
話でどうなのかなと。住んでればやる必要はない
んじゃないかなというふうに思うので、その活用
の仕方やそういうものが具体的にこういった現場
の中で基礎データして生かされてますよという事
例があったら教えてください。

○都市計画課長

都市計画道路、交通量の部分もあるもんですか
ら、そういったものを見直しだとかそういったと
ころでも参考にできたり、区画整理事業ですかね、
そういったところにも汎用はできるものだと思っ
ております。

○佐藤委員

都市整備部長ね、汎用はできるものだといふこ
とは基礎調査なのでわかりますけど、それが具体
的にパソコン上のオンラインでデータ取得ができ
て、各所管のところちゃんとそれが活用できて
るかということを知りたいわけですよ。

都市整備部長ね、その辺では、例えば土地区画
整理、また、連立事業をやるごとにこうした調査
はそれぞれのところでやっていますよね、この調査
とは別立てで。そういうところとの関係で、この
調査がどういう位置づけにあって活用されている
のかなというふうに思うんです。

ただ、そのデータ活用といっても具体的にはい
ろんなそうした調査の場合は、ほとんど委託で区
画整理でも連立でもそうですけども、業者委託で
やっていると。中にあるこの基礎調査を行っ
たデータベースを活用してそういうことが業者
がやっているとわかりませんが、その辺の関
係で、5年に一遍やらないかなんということはわか
りました。国もやるということで、多分法律で定
められているんだろうと思うんですけども、それ

が結果として何に活かされてやられてるのかなと
いうことが今の話だけではちょっと見えてこない
なというところでお聞きしたいわけです。

○都市整備部長

基礎調査の目的といいますか、これの調査結果
がどのように反映されているかというような御質
問でございますが、課長が今、るる御答弁いたし
ましたけれども、少し整理してお話をさせていた
だきますと、都市計画調査は都市施設だとかそう
いった部分のそういう事業の中での反映できます
が、一番の目的は、やはりこれは土地利用の区分
に対するバックデータということで、線引き、市
街化調整区域の線引き、もしくは用途地域、こう
いったところを5年に一遍ずつ、これ用途の見直
し、次の5年に線引きの見直しということで総見
直しを5年ごとにやっております。

その見直しをするための現況の状態を把握して、
それは線引きを見直す、また、用途見直しに適合
するかどうかという判定をするために基礎資料と
して調査をするものでございまして、したがいま
して、国勢調査のようにメッシュ切り、ゾーンを
決めまして、そこの中の例えば人口、土地利用が
どうなっているか、建物がどのように建っている
か、用途がどうなっているか、そういったところ
を実態の調査、それから開発がどのように行われ
ているかと、そういったデータを集積しまして、
それをもとに線引き、もしくは用途の変更をして
いくということで、法的に5年ごとにローテーシ
ョンを組んでやっていくというのは、これは事務
的なやり方ですが、この調査を経て線引きの見直
し、用途の見直しをしなきゃいけないことになっ
ておりますので、これはそういう意味では、その
バックデータになる資料でございます。これを他
の事業の計画等にももちろん実態として必要な部
分は反映して、これを基礎データとして計画に
役立てていくということはあるんですが、大きな目
的としては、そんな内容でございます。

○佐藤委員

そうすると、この用途区域の見直し、線引きの
見直しが主な調査の目的ということですけども、

知立市でもこの間、線引きの見直しや、線引きとか用途区域の変更だとか具体的にやられてきたかなというふうに思いますけども、このデータを活用してやられてきたものをどんなものがあるか、ちょっと例示していただけたらと思います。

○都市整備部長

これは知立市だけじゃなくて都市計画は広域圏、現在ですと西三河地域の中で構成しておりますので、その全体の中のデータを集積をして西三河全体のフレーム、目標値を定めていくということでございます。

その中で、知立市の位置づけということで、これまで私ども大きな線引きの見直し、用途の見直しというところはあまりやってこなかったという状況がありますので、これが即どのように活用されたかという、なかなか難しいところでございますが、例えばこれから調整区域を新規拡大していこうということになれば、そういった地域の現状の状態も当然そのこういったデータの中から拡大をしていけるかどうかというそういったところも適正かどうかということも判断をしていくということになりますので、これまでの活用の中で知立市で用途地域、もしくは線引きの中で、この部分の中でということになりますと、そんなに大きな見直しはしておりませんので、事例的にこういうふうに活用しましたよというところはないんですが、不適合か適合かというそういう建物の現在の用途、そういったところは当然こういった中で判定をさせていただいている内容でございます。

○佐藤委員

具体的には全体の広域における都市計画の見直しに活用されると、そういうものだという事はわかりました。

それから、もう一つお聞きしたいんですけども、65ページのところの社会資本整備計画書策定委託料と、これも当初予算28万4,000円、これが全額皆減となっているんですね。社会資本整備計画書ということですけども、以前は、まちづくり交付金の駅周辺、また八橋地区のまちづくりの計画などもあって、今現在進行中のものもあるわけですが

でも、そういうものだなというふうに思うんですけど、目的とこれが全額減ったということについて御説明をください。

○まちづくり課長

都市再生整備計画書作成委託料でございますけれども、これは現在、八橋周辺地区の都市再生整備計画書、旧まちづくり交付金でございますけども、計画期間が平成19年度から平成23年度の5カ年で、今年度で平成23年度で終わるということで、平成23年度で新しい八橋周辺地区再生整備計画書を作成を予定しておりました。

ところが、平成24年度におきます基幹事業、要は、都市再生整備計画書の中に入ります基幹事業ですね、そういったものが平成24年度にはありませんでしたものですから1年延期いたしまして平成24年度に作成したいということでございます。

○佐藤委員

そうすると、本予算のほうにはそうした平成24年度、この中にもそうした中身が示されてるかなというふうに思いますけれども、引き続きこの八橋地区については新しい計画の中で、5カ年計画だろうというふうに思いますけれども、そうしたものを平成23年度は基幹事業がなかったということで、平成24年度以降ということですけど、基幹事業というのは例えばどんなものが、ここの予算のところの資料も八橋も含めて、ここは社会資本整備総合交付金総合総括表ということで載ってますけれども、基幹事業がなかったということは、基幹事業がなければこの社会資本整備交付金の活用計画ができないということですかね。基幹事業と、それから派生するそれぞれの計画があって初めて計画が成り立つと、こういうものでしょうか。

○まちづくり課長

委員のおっしゃるとおりでございます。ちょっと形は変わりますが、予算概要の26ページですか、ここには少しこちらのほうは社会資本整備総合交付金というもので載ってますけど、ほぼ中身的には同じでございます。

ここに書いてありますとおり、例えば第1章、活力創出基盤整備というところの一番左側に交付

対象事業というのがあると思うんですが、このAって書いてあるのが基幹事業といわれておるものです。これはこの基幹事業というのはどういふものがあるかと言いますと、例えば今言いましたけど、活力創出基盤整備といいますと、道路ですとか、公安というのが示されてます。そして、第2章のほうの水の安全・安心基盤整備といいますと、これは治水ですとか、下水道ですとか、海岸というふうで示されております。第3章のほうは、市街地整備ということで都市公園ですとか、市街地整備ですとか、従来のまちづくり交付金のようなものが今、社会資本整備の中に入っておりますけれども、都市計画整備のほうは、その3章の部分を抜き出して別個でつくったものがそういうふうになります。

これは、まちづくり交付金は確かに社会資本整備交付金の中に一括して入れたんですけども、従来からのものがそのまま引き続いておりますので、そのまま計画書を作成すれば交付金の対象になるということでやっております。

○佐藤委員

それで、もう一つ私、聞きたいんですけども、本予算との関係はともかくとして、5カ年計画という形でこれが以前はまちづくり交付金でした。今度は社会資本整備総合整備事業というような形で5カ年計画になるんです。

そうすると、5カ年計画だということになりますと、知立市の実施計画が3カ年という関係ですよ。3カ年のローリングプランという形でいきますので、2カ年分ですね、実施計画には載らないけれども、それぞれの都市整備なりで予定している事業がその中に張りついていくと思うんですよ。5年計画ですので、多分、よくわかりませんが、実施計画は3カ年で1年たつごとに回して進んでいくわけですけども、これ自体は5カ年計画だということになりますと、例えばここを基点にして3カ年計画、そして5カ年計画の整備計画ということになると5カ年ですよ、これも3カ年ごとで回していく計画に結果としてはなるんだけど、事前の計画は5カ年あるわけなんです。

で、そうすると実施計画にあがる前にそれぞれ予定している事業は5カ年分交付金を充当して事業をやろうということが計画されるんじゃないですか。ちょっと言い方が。3カ年のローリングプランと5カ年という計画もそごがあるものだから、それはどういう関係の中でなるのかなということが一つ。

○まちづくり課長

確かに委員のおっしゃるとおり、都市再生整備計画は5カ年計画でございます。実施計画は3年でございます。

ただ、この都市再生整備計画もそうですし、社会資本整備交付金もそうなんですけども、この計画書というのは毎年見直しします。毎年見直しして、事業費が毎年変わりますので、それで変更の計画書というのはつくってまいりますので、ある程度そこで毎年それで確認だけはしていくという。それで合わないものはあれですし、新しく入るものもあります。

○佐藤委員

それで私、聞きたいんですけども、こうした計画書を策定するに当たって、もちろん国の交付金事業だということですよ。知立市が業者に委託するわけですよ。多分、業者に委託するんだけど、現状の交付金の交付率を前提にしながら、こういうメニューで知立市はやりますよということで業者に委託をされるんですよ。そうした予算やそういうことは伴う計画ですので、一般的な業者と知立市の関係、国の交付の関係で毎年見直すとはいうものの、この計画というのは一たん一つでき上がらせて、毎年予算がつくつかつかいあるあるものだから、それでまた内部の中ででき上がったものを修正していくというこういう計画ですか。毎年修正があるので業者に委託するという、こういう計画ですか。

○まちづくり課長

計画書自体の目標とかそういったものは最初立てたときから変わりませんので、ただし、先ほど言われたとおり事業費だとかあったものは変わってきますので、その辺をやっております。

○佐藤委員

変わるのはいいんですけど、そして、こういうものは委託料という形で業者に出すわけですよね。業者自体は、そのデータを持ってないですよね。知立市が基礎的なデータやそういうものをお示しをし、国からの交付金もこの事業にはこれぐらい見込めるじゃないかという形で委託をされるんじゃないですか。結果としてさっき言ったような表として、あの表も一つの計画ですので、計画をわかりやすくしたものが表ですので、そういうことで業者に委託するんじゃないですか。こういうものは基礎的なデータ、事業の方向、国の交付金がどうくるかということがわかってれば、実質的に内部でできないものですか、こういうものは計画は。

○まちづくり課長

私のほうは、平成23年度からこの辺を管轄しておるわけなんですけども、今言われたとおり、社会資本総合整備計画書の変更の委託料なんですけども、これは当初28万円組んでましたけども4万2,000円、これはうちのほうでやりましたので、これは執行しておりません。これも一緒に落ちてます。

○佐藤委員

それで、これは減額分についてはその見直し分の計画については自前でやったということですけど、計画自体を例えば委託料という形で外部の業者に出すんじゃないですか。こういうものはその業者がデータを例えば今、駅の広場を含めた街路の事業をどうするか、こうするかという話だとなかなか専門的なことも要るので、そうしたことが要るだろうけれども、こうしたものについては先ほどの基礎調査もなかなか業者がなきゃできない部分があるけれども、どうした事業をやるかということは市の意向なもので、それから交付事業の対象になるかも市がわかっている話、交付率もわかっている話、そんな中で、あえて業者に委託しなければこれはできない計画書なのかなということを思うんですよ。その辺はどうなんですか。

○まちづくり課長

例えばこういった計画書そのものというのは、やはり目標数値ですとかそういったもの見直しを計画書を事後評価だとかその後でやっていくわけなんですけども、ただ、やっぱりそういった作成するノウハウというんですかね、そういったものは民間事業者のほうが持ってみえますので、やはりあれを私どものほうで作成しようと思うと、かなりの職員と時間がかかりますので、その辺は今のところはちょっと私は業者のほうに委託して、ある程度のもを国のほうにも報告してきますので、そういうふうにしていきたいというふうに思っています。

○佐藤委員

ただ、私は単純に考えて、ほかの基礎調査と違ってお金のことも事業の方向性もそういうことは市がきかんでるわけなもんだからそういうことができないかなというふうに思ったわけです。

それと同時に、例えばこれをそうした形でいろんな委託料がありますけども、この委託料について、今回はそういう形で内部でやりましたということで減額ですけども、次年度もあるわけで、これはどういう業者を対象にしてそうしたことを計画を策定しているのか、その辺だけ。

○まちづくり課長

一応これは委託にかけておりますけども、この業者というのは大体建設コンサルが多いでございます。

○佐藤委員

わかりました。

それと、もう一つ、67ページのところの都市開発費のところの003と、エリアマネジメント支援事業補助金と、これも1,100万円ほど当初も100万円、今回も100万円減額と、こういうふうになってますけど、この内容も教えてほしいなど。

○まちづくり課長

エリアマネジメント支援事業補助金でございますけども、これは当初予算のほうでは上重原特定土地区画整理事業の区域で地元で組織します上重原地区まちづくり推進協議会が行いますエリアマネジメント事業に対しまして補助金として100万

円計上いたしました。

このエリアマネジメント事業と申しますのは、地域住民などが道路や公園、調整池、川などの清掃活動や地域の安心・安全活動、緑化推進活動などを自主的に継続的に行い、この地域における良好な住環境の維持向上に努め、その良好な街並みを次世代に残そうという活動のことをいいます。

ただ、この補助金の中身につきましては、計画コーディネートするための補助金でありまして、具体的には例えば組織立ち上げ段階等での活動支援や活動内容などの計画立案でございまして、例えば住民への説明会、勉強会、意識啓発活動などの補助金でございまして、市で計上しました予算というのは先ほど100万円でございますけれども、内訳としましては、市が50万円、国の補助金が50万円、あと、地元で50万円用意していただきまして合計で150万円になります。つまり、市と国と地元が3分の1ずつ負担することになります。

当初ここでは上重原地区まちづくり推進協議会のほうからエリアマネジメントを行うという話がありましたけれども、この協議会なんですけれども、今後この協議会が中心となって地域住民に呼びかけまして賛同者を集めまして活動したいというふうには考えておるということで予算化はしてたんですけれども、協議会の人たちと話を進めるうちに、やはり補助金を受けて地元の資金を50万円出してあわせて活動計画書をつくるというだけではというよりも、その自己資金をそれなりの自主的な活動のほうに使いたいということで補助金申請を取りやめた次第でございます。

○佐藤委員

いっぱい言われたもんでちょっとわからなかったけれども、この計画を予定している区域の清掃活動やその他をやるんですか。何か住宅とかいろいろ出てきて上重原特定という言葉が最初出てきていろいろ言われたもんだからちょっとわからなくなりましたけれども、いずれにしても、これは上重原北部の区画整理事業ですか、違うんですか。

そうすると、この上重原地域のまちづくりのた

めの、まちづくりというか、もう一回。

○まちづくり課長

説明がまずくて申しわけございません。

このエリアマネジメントを計画してみるところは上重原特定の土地区画整理事業の中の区域内ということで、この中で簡単にいえば清掃活動ですとか、安全・安心活動をやっていききたいということでございます。

○佐藤委員

もう一つお願いします。

先ほど資料ですね、連立の交差点事業の決算見込み表という形で資料が出されて、ページでいくと67ページのところの減額補正となるわけですけども、これを先ほど県の施行分2億4,000万円余、市の施行分1億4,400万円余という形が減額と、知立市の補正予算でも減額という形で、しかし、それは減額したけれども知立市に戻ることはなく、名鉄の事業のほうに充当されるということでありました。

そこでお聞きしたいんですけども、高橋議員もこの前、本会議で言いましたけれども、一たんこの減額分については戻すべきではないかという議論もありました。

しかし、県の要綱ですか、そうした形では戻さなくても繰り越しをする中で対応できるというような答弁ありましたけれども、もう一度その辺の関係を御説明願いたいなど。これで3億8,000万円余ということになると、知立の会計に戻すということになれば8,600万円、8,700万円近くのお金が多分戻るということになると思うんですけど、その辺の数字も含めてちょっと確認させてください。

○都市開発課長

連立の負担金につきましては、愛知県が決めております県事業に対する市町村の負担金の事務取扱要綱というものがございます。その中には、納入通知額を支払うということが明示されておまして、その納入通知額と申しますのは、県からの意見照会を受けて市が負担をするという了解をした額、これすなわち繰り越しを見込まない全体額

について支払うということになっております。

したがって、納入通知額イコール全額ということですので、繰り越しの有無については全く関係なく全額を当該年度に支払うということで、そういう事務の取り扱いをしております。

○佐藤委員

そうすると、もちろん全体としてはどんぶりなわけだけれども、名鉄施行分についてそれぞれ充当をしたわけだね、名鉄施行分について。今、知立市で例えば負担割合の2対1ということが引き続き大きなテーマになってます。この前、国交付金の負担割合の見直しがあって、県も11億円、12億円と23億円というような形で知立市の負担が軽減されたということでね、それは2対1を見たときには残事業、平成23年度ですかね、平成22年ですかね、110億円をベースにして2対1というようなことが新聞に載ってて、それが36億円と。今回23億円で十何億円まだ2対1に届かんよという記事もありましたけれども、こうした形で知立市が変えることなくどんどん負担を先ほど言われた全額負担してもらおうと。そして、繰り越しについてはないから、それは引き続き一方通行でいったままだということを言われたんだけど、どんどんこれからもそういう形になると、たとえ負担割合がなったとしても払った分については過去のものとしてこれからの残事業に対する費用で負担割合ということになると、どんどん負担割合はなかったとしても負担額はあまり軽減されんという関係の中でいくんじゃないですか。そういうふうにも、思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○都市開発課長

もし仮にその負担割合が見直しされたという場合には、愛知県と市でもって事業計画の変更といいますか、資金計画の変更というものを当然行いますので、その時点で今まで支払った額、今後支払う額というものは計算をされることになります。

したがって、市のほうが全体に対して多く払うということは考えられないということで、その時点で計算をし直すということになるかと思っております。

○佐藤委員

それでは、もう一つだけお聞きしたいんですけども、今現在2対1ということで事業はどんどん進んできて、これから山場を迎えてくるわけです。県が2対1にしますよという年数が今より大分先になった場合でも、これを先に戻って2対1の負担軽減ということを当局は考えているのか、その時点での残事業に対する負担軽減と考えているのか、これで大分話が違うことになると思うんですけど、その辺はどうですか。

○都市開発課長

既に支払った額を後年になって払い戻せということとはなかなかできないことだと思います。

したがって、見直しのあった時点から先の事業費についてその率を用いるということで、過去にさかのぼっての精算はないと考えております。

○佐藤委員

ないじゃなくて、今現在はそうするとどんどん先に合意が延びれば延びるほど知立市の2対1になったとしても負担軽減は少なくなると、こういう理解でよろしいですか。

○都市開発課長

そのようになろうかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、2対1についてはどんどんこれが先延ばしで合意が県とできないということになると、ある時点でなかったとしても負担軽減はどんどん幅が狭くなっていくということですよ。幅が狭くなるということを考えてときに、やっぱり2対1をどのように実現していくかという点で大きな課題になってるわけですがけれども、これについて副市長、本会議で高橋議員が言われましたけれども、当局だけではなくて県議会へも知立市として働きかけたらどうかというようなこともありました。また、議会そのものも県議会に働きかけようということも訴えられましたけれども、その辺で2対1をあきらめないというものの、どんどん先延ばしになっていけばそのような形になって知立市の負担軽減は幅が実現したとしても大変薄くなるということになると、もうちょっと2対1の

負担割合に対する取り組みの仕方が当局ばかりじゃなくて議会も含めてもっともっと違った形で取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はどうですか。

○清水副市長

今回、愛知県のほうでは知立市のいろんな財政状況等々、また、事業の広域性、こういったものを勘案していただく中で約23億円という負担軽減についてお話をいただいているところでございます。

私どもは、この話を伺って、このことについては大変感謝を申し上げているところでございます。しかしながら、かねてから負担割合についてはお願いもさせていただき、今後もそのことについてはしっかりお願いをしていきたい旨、これも県当局にお話をさせていただいているところでございます。

その方法でございますけれども、本会議でもいろいろ御提案をいただきました。その中身については、私どものほうも議会の皆様方を初め、いろんな方、県議会の関係の皆さんにもいろいろ御相談、どんな形でできるのかも含めていろいろ御相談をさせていただかなくてはいけないのかなというよりも、していただかなくてはいけないというふうに考えておりますので、どのように具体的に今後そのお願いをする方法について、そういった関係の皆様方も御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第21号について、挙手により採決します。議案第21号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

一つだけ教えてください。

115ページの維持管理費の中の汚水維持管理費とマンホールポンプ管理委託料ということで、公共下水は自然流下で流れていくということが基本でありますけれども、それが深いところの管渠を流れるものは出口との関係で落差がある場合、ポンプを設置して送ってやるということですけども、そういうことだというふうに思ってるんですけど、そこを確認させていただいて、これが当初が1,815万1,000円と、これが1,507万1,000円という形で大幅な減額になってるんですね。なぜこうした大幅減額がなったのかなということですけども、この点についてお知らせください。

○下水道課長

今、御質問いただきましたマンホールポンプ管理委託料、減額1,507万1,000円ということでございます。この委託料の減額につきましては、当初予定しました委託料、委託をかけるわけですけど、今回この委託をかけるに当たって長期継続契約ということで委託の入札を実施させていただきました。

その中で、業者のほうの応札が3カ年で幾らという中身で業者のほうは、普通でいいますと今年度の予算でございますので今年度幾ら、3カ年で幾らという中身が業者によっては当然わかっておるはずなんですけど、今回応札した業者は、3カ年でこの応札額を当初の予算に対して自分のところがこの応札でどれだけ減額できるかという中身の数字を出してきた数字がございました。その応

札の数字が業者のほうは1年でこれだけというふうで出てきたわけなんですけど、私どもが応札をお願いさせていただいたのは、3カ年で幾らという中身でございました。

そうした中で、業者が応札した金額が3カ年じゃなくて1年で幾らという勘違いを業者がされたと後で内容を聞いたんですけど、それを3カ年で割り込んだら相当な低い金額になってしまった。この業者に対して、この応札額で業務をしっかりと実施できるのかという確認をさせていただきました。そうしたところ、私どもの応札の間違いは認められたんですけど、この応札した中身のことをしっかりと受けとめていただいて、今回はこの応札で3年間やらせていただくということになりました。この金額が今言ったこういう減額の結果になってございます。

○中島委員長

午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時58分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そうすると、当初とこの減額の差額分が単年度の委託料と掛けることの3カ年という形で落札をされたら、大変1,000万円余ぐらいですよ、落札額が。本来でいけば5,000万円近いやつだったやつを、これでほんとに業者がきちっとポンプの維持管理はできるんですか。

○下水道課長

その件につきましては、私どもも応札額を見たときに、この応札額で契約して業務がしっかりとできるかどうか。工事でいえば低入札基準価格を下回っておる割合よりもっと低い数字でございませぬ。

工事でありましたら調査会を開いて業者が適正にその業務ができるかどうかという確認をするのと同様に、私どもも聞き取りをさせていただいて、この金額で3年間業務をしていただけるのかどう

かということをやっぴり同じようにたださせていたいただきました。

そういった中身のお話を聞いた中で、この業者については、以前も私どものマンホールポンプの委託業務を受けておる業者でございまして、その中身についてはよくわかっていると。そうした中で、今回こうした中身については自分とての責任でもって業務をさせていただくというお話を受けまして、当初やっぴりこの契約金額で継続的にその中身ができるのかということ、この予算額を削らず、もしくは業務の内容的に私どもが感じる範囲でこういった対応では困ると、解約させてくれというふうになることも想定しまして予算を削らずにこの時期まで待たせていただいて、今年1年が過ぎて、ほかの今までやってきた業務と変わらずに業務をしていただいております。ですので、その辺のところの確認はさせていただいて、今は問題なく進んでいると。次、来年、再来年とこの契約を継続させていただくつもりでございませぬ。

○佐藤委員

1年間当初予算を減額が確認されたのにもかかわらずやっぴり。しかし、今言われた低入札の調査価格を下回る金額だということを見ると、確かにこの業者は仕事がほしかったかもしれないけど、かなり厳しい状況だなということは推察をされるんですよ。

そこでね、一つ聞きたいんですけども、今、課長のほうが低入札ということをおっしゃいましたが、ただ単純に仕事が維持してもらえば、やってもらえばいいと、品質も落ちなければいいということだけではちょっと今回勘違いがあったにしても問題が業者にしてみると、そこで自分の事業をどこかでカバーしてやるのかどうかわかりませぬけれど、いずれにしてもそうしたことを考えると、この分野において低入札を入れるのがいいかどうかは別にしても、ちょっとその辺のことをこういうことがあったわけだから、検討する余地があるのじゃないかなということをお聞きしたいけど、副市長ね、5,000万円もする仕事を1,000

万円で請け負っちゃたということで大変厳しいこの業者の落札と、仕事がほしいからとったというものの、これでいいのかなということを考えますけど、何かこれに対して低入札の調査制度みたいなものを含めて、もうちょっと検討が要るんじゃないかなというふうに思いますけども、その点だけお聞かせください。

○清水副市長

建設工事関係でございますと、先ほど来出てますような低入札調査価格とかいう設定をしながらやるということでございますけど、委託の場合には、過去にもいろんな電算関係ですと1円入札とかいろんなことで問題というか、話題になったこともあるわけでございます。

そういったことでは今回のケース、先ほど課長が答弁申し上げましたように、今回の応札の中で3年の長期継続契約、それを単年度というふうに単純に関連性をされて応札をされたということなんでしょうけれども、これは一定のルールの中できちっとやっていただいたものでありますし、それを先方にも確認をさせていただく中で、今回契約をさせていただいてきているわけでございます。ですので、この点については、最後までしっかり正確に適正に履行していただきたいなというふうに思っております。

一方、今、御指摘のございましたようなそういうケース、これはほんとにまれなケースでございますので、こんなことが時々あったり、こういったものをあらかじめ制度を設けておかないと困ってしまうというようなことの状態では、これまたいかなものかなということがございますので、この辺については今回は先方がそういう私どもの設計の内容等々を十分把握をされてなかったのかなということも思いますので、それがもし私どものほうの提示の仕方に少しまずいところがあるとするなら、そういった面については私どもも反省しながらその辺のことはきちっとただしていかなくはないと思います。現時点では私も報告を受けている範囲ではそういうことはないというふうには聞いておりますので、この辺につ

いては今後の検討課題といたしますか、きちっとやっていただけるように私どもも努めていきたいと、このように考えております。

○佐藤委員

最後に一つお聞きしたいんですけども、この維持管理ということでマンホールの中にポンプくみ上げのやつがあるんだろうと思うんですけども、実際には点検して不具合のものがあればそれは部品交換やそういうことも含めてやられるわけで、それが委託料の中に入ってるんですか。

そのところと、もう一つは、委託されているマンホールポンプというのは何カ所といたしますか、それがあるとそこだけ教えてください。

○下水道課長

まず、点検の中で機器等に異常があり交換が必要だとかいう部分については、その機器等の材料費、交換費は別途で私どもの修繕で対応するという中身になってございます。

それと、マンホールポンプでございますが、今、市内にたしか29カ所設置をしております、28カ所が稼働しておるという状況でございます。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第23号について、挙手により採決します。

議案第23号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第23号 平成23年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成23年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号について、挙手により採決します。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○中島委員長

挙手全員です。したがって、議案第25号 平成23年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

水野委員。

○水野委員

それでは、質問させていただきます。

予算概要の80ページ、知立市道路愛護会支援事業、土木課についてですが、本会議でも質問がありました。もう少しお聞きしたいので質問させていただきます。

予算額として20万円計上されております。事業目的は、市が管理する道路において道路環境の美化及び保全のために地域住民が行う自発的な活動並びに当該活動を行うために地域住民が組織する団体を支援することで道路環境の美化及び保全に対する住民の意識向上を図ることを目的にすると。

また、事業効果は当該事業を継続することで道路環境の美化及び保全に対する住民の意識向上を図れると当局は位置づけられていますと。

言ってることはよくわかるんですが、ちょっと

重複してる部分があると思うんですけど、初めに、現在の道路愛護会支援事業に携わっている団体は幾つあるのか、具体的にどのような団体名なのかお答えいただけますでしょうか、お願いします。

○土木課長

現在、道路愛護会に登録されている団体は2団体でございます。具体的な名称といたしましては、来迎寺地区でガーデン今崎道路愛護会、西中町で牛西道路愛護会という名称になっております。

○水野委員

市から支援金、報償金ですね、出されるとのことですが、どのような条件で支援されているのかと。それぞれの団体の活動参加人数も教えていただけますでしょうか。

○土木課長

愛護会の作業要領というんですか、その規定の中には必須作業と選択作業というふうに分けております。必須作業につきましては、清掃、除草、施設の点検でございます。選択作業といたしまして、樹木剪定、樹木へのかん水、水やりですね。あと、禁止作業というのがあるんですけど、薬剤散布とか施肥。

人数でございます。牛西道路愛護会26名、ガーデン今崎道路愛護会が14名でございます。

○水野委員

私、一般質問でもさせていただいたことがあるんですけど、このボランティア的な活動ですね、これは政治活動並びに宗教活動等々営利活動は禁止されているという、こういうことで間違いないでしょうか。

○土木課長

そのように思いますが。

○水野委員

それで私、一般質問させていただいたときに、この名簿等、西中牛田線道路愛護会、これ多分このことだと思うんですけど、参加人数のところの参加名簿者ですね、いわゆる市のほうに提出名簿、勝手に名前が使われていると、こういうことで苦情を言われた方、あるいは勝手に会社名を書かれ

たということがありまして、その点をしっかり精査していただきたいと。

それから、全く西中町、全然関係ないところの人の名前が市外の方も名前が使われているということもあるんですね。知らんどうちに名前が使われてるということで削除をお願いしたいということがあったんですね。この辺のことについては市は調査されるんでしょうかね、されてないんでしょうか。

○土木課長

届け出ということになっておりますので、聞き取りのほうはやりますけど詳しい調査はしておりません。市内、市外ということですが、5名以上ということですが、市外は問わない形です。

○水野委員

私が申し上げたかったのは、市外の方で勝手に名前が使われてると。市内の方でもそうなんですけど、この辺が大変問題だということなんです。ボランティアだからといって実際にこれだけの人数の方が活動されているということはないんですね。知らんどうし、さっきも言ったとおり名前が使われている。会社名で使われたということで苦情を言ってみえる方もおみえになるんですね。それから以前、爽風会なる形で登録をしたいということで申し出がありましたけど、町内のほうでは、あくまでもボランティア、ボランティアで町内活動としては認められないということになったわけです。

にもかかわらず、そういう形でごまかしの形で非常にうさんくさいといったら失礼ですけど、その形が非常に強いで、この辺は一回市のほうでしっかり精査していただきたいと、見直していただきたいというふうに思っております。

それで、ごみですね、草や枯れ木、空き缶などの処理については市としてはどのように対応しているんでしょうか、よろしくお祈りします。

○土木課長

清掃後に出る土砂、草、空き缶とかそういった

不燃物も出てきます。それにつきましては、集約していただければ定期的に私のほうの現業作業員のほうで処理しているというそういった状況でございます。

○水野委員

現状はなかなか市のほうに連絡をしてないということもありまして、町内の分別ごみのところに置くという形をとってるんですね。これが問題になりまして衛生委員のほうから勝手にそんなところに置いてもらっちゃ困るということで、わざわざ衛生委員の方がかぎを開けて、そこで今入れているという状況なんです。この辺のところは市のほうで対応していただけたら市のほうで対応していただきたいと思うんですね。

やはり違うごみが分別ごみのところへ袋で置いてある形になってますので、やはりその辺のところは、せつかく善意で清掃されているのであれば、市のほうがこの場所へ置いていただければ、例えば日曜日に行けないけど月曜日の朝取りに来るとか、そういう形の方式をとっていただければありがたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

その辺はボランティアでやっていただいているもんで、その辺の支援は私のほうでさせていただきますけど、町内でそういったことがあるようであれば町内の方と愛護会の方でよく協議して進めるようにまたお願いします。

それと、そういった対応で連絡があれば私のほうで取りに行くように手配はさせていただきます。

○水野委員

ありがとうございます。

今の課長のお答えで、この間も組長会協議委員会るときでちょっと問題になりまして、衛生委員の方からも大分厳しく御指摘があったので、今の課長の言葉をそのまま今度の組長協議委員会で伝えたいと思いますので。

それから、先ほど申し上げたとおり、非常に今の西中牛田線の愛護会ですね、名簿については大変うさんくさいところがあって、何人か知らない

うちに使われていること、先ほどの言ったことがありますので、これ、今後もこういうボランティアですね、やはり市から報償金、支援金が出るわけですから、税金なわけですので、やはりこれは一回しっかり調査していただきたいと私は本会議でも申し上げたとおり、それがスルーした形ではばつと通ってるとするのは、やっぱりちょっと問題があると思うんですね。

だから、ほんとに名簿と名前のところですね、活動人数、しっかり確認していただいたほうがいいと思うんですね。電話番号等々も名簿提出に書いてあると思いますので、やはりこれは本会議等々でも申し上げたとおり、うさんくさいということを最初に申し上げておりますので、本会議でも、やはりしっかり調べていただきたいと思うんですけども、この点については副市長どうでしょうか。

○清水副市長

この道路愛護会の皆様、そういった市の道路愛護支援施策に同意をしてといますか、賛同をしていただいてそういう身近な道路について自分たちの手で清掃活動などをしようということで取り組んでいただいているグループの皆さんだということに理解をしておりますので、今、御質問者が御指摘のような、一応この組織の私どもがお願いしておりますのは、5人以上の団体ということを申し上げておりますので、必ずしも20名を超えてなくちゃいけないとかそういうことではないので、実際に活動に携わっていただく、活動に参加していただく方の名簿を出していただければいいのかなというふうに思います。

ただ、その中身を私のほうで一人ずつ確認をしてとかそういった調査をするまでのことが必要なかなというふうには思いますし、その責任者の方にも実際に活動している方の名前を添えていただければいいですよというようなお話はできるかなというふうには思います。それは今度の窓口の手續のときにお話をさせていただければいいのかなというふうに思っております。

○水野委員

私は本会議でも問題視したのは、やはり今後、名前が勝手に使われてるとかそういうことで認めるということがあってはならないと思うんですね。だから、そういうところをいろいろ我孫子市なんかはしっかり精査をされてるわけですね。だからそういうことはやっぱり必要じゃないかなというふうに私は思ってるんです。この点について、市長いかがですか。

○林市長

今、我孫子市の例を御紹介いただきまして、どういうふうにチェックをしてるのかというのをやはり参考にはさせていただきたいなと思っております。

○水野委員

ぜひしっかり調べていただきたいと思うんですね。わずかなお金かもわかりませんが、この使い道がどういう形で使い道されているかと。最初に出てきた規約を見ると、親睦会とかそういう言葉も書いてあったわけですよ、ここの団体の。だから、これはやっぱりまずいと思うんですね。掃除した後にお茶の一杯、いわゆるペットボトル、お茶を配るとかそういったの、あるいは清掃道具を買う、そういったことを私は認められることだと思うんですけど、最初の規約のほうの段階に町内に出た段階で親睦会等々ということが書いてあったので、この補助金、支援金ですか、これが親睦会に使われるようじゃ話になりませんので、やはりここはしっかり調べていただきたいと思うんですよ。この点について、部長どうでしょうか。

○建設部長

ちょっと団体の規約等承知しておりませんが、この補助金のみを使って親睦会ということではないと思うんですよ。その辺の中身を私どもが親しむ目的のことをだめですよ、その経理的に分けて何らかの報告等をまとめておるという額ではないというふうには思っておりますので、一度中身をお聞きして検討させていただきたいというふうに思います。

○水野委員

今、部長のほうから話がありましたが、金額的

なことはどうかということはあると思いますが、やっぱり税金ですので、それが例えば1,000円であっても1万円であっても、やはりこれはどういう使い道をされてるのかと、その活動に参加していただいた方にコーヒーの一杯、お茶の一杯という形、これは暑い時期にやってみればそういう形になると思いますので、そうでなければこのところはしっかり町内のほうにも規約のほうが出ております、この団体のほうの以前。だからそれから変わっておれば別ですけど変わってないような感じもしますし、どんどん人数がこの26名というのは、とても考えられない人数なので、こんな人数で活動されてないはずですので、やはりその辺のところは本会議でも申し上げたとおり、しっかり調べてくださいと、そういう団体を認めるべきじゃないではないかと。ボランティアを真剣にやってる方たちと何かわけのわからん名簿で出して助成金、補助金をいただいている、これはやっぱり区別していただかないと、しっかりやってる方たちがかわいそうな目見ちゃうと思うんですね。だから、そこはしっかりやっていただきたいということを私は申し上げたいんですよ。この辺はどうでしょうか。いま一度、副市長お願いします。

○清水副市長

御承知のとおり、こういった制度で私どもが考えている、またお願いをしているそういう活動をやっていただいているということの中で決められた報償金等を差し上げているということでございますので、今、御質問者おっしゃるようなことで実際にそういった活動が十分されてないとかそういうことであるなら、それは今おっしゃるような形で他のボランティアグループとの関係のことをおっしゃいましたけども、それは同じようにはできないのかなと思いますが、現時点では私どもが二つの愛護会については、この趣旨に沿った形で今おっしゃるように実際に活動されている人員が25名とかそういうことなのかどうかということがありますが、こういう活動をやっていただくというふうに私どもは理解しております。

また、これはちょっと蛇足ですけども、その25

人というのも毎回25人とかそういうことでもないのかなということも思いますので、いずれにしても責任者の方の届出書、そういったものを出していただく際にその辺のことは少しお尋ねすることは必要なのかなというふうに考えております。

○水野委員

これは毎年更新するという形ですかね、提出というか、こういう事業、こういった愛護会のほうで支援事業したいということ、この辺はどうですか、課長。

○土木課長

これにつきましては、申請につきましては一回のみでございます。当初のみでございます。

あと、中身に変更があればということを出していただきますけど、半年ごとに実績報告というのを出していただきますので、その中で確認をさせていただきます。

○水野委員

ちょっとやっぱり問題だと思いますね。一回最初に出して半年ごとにボランティアのほうから、ボランティアというか、この団体の出していただいて、それでぼんぼん判を押ししていくということであれば、これはほんとに抜け穴になっちゃうと思うんですね。

だから、ここはやっぱりしっかり調査して、抜き打ちでもいいんですよ、名簿、適当に電話して、これやってますかと。そういう形をとっていただかないと、今後こういう団体がふえてきたらまずいと思うんですね。この中でも真剣にやってみえる方、おみえになると思います。それは私も存じ上げてますけど、やってない方もいるんですね、実際。勝手に名前が使われたということで困ると非常に憤慨されておまして、この26名というのは大変うさんくさいということは言うておきます。これはそのまま放置していただきたいんです。ですから、必ずこれしっかり調査していただきたい。

毎年というふうに私は出すべきだとほんとは思いますけど、今言ったとおり、半年に1回活動報告という形で出すと、ほとんどスルーで判を押し

してるような状態で、それで今20万円ついてるということは2団体しかなければ単純に考えて10万円という形、それだけ出てるかどうかわかりませんが、そういった計算になるわけですよ。10万円という形になったとして、例えばそれは相当な額となるんですね。やはりこれは税金を大切に使うという立場、今、知立市は必要だと思うんですね。しっかりここは精査していただかなきゃいけないと、こう思います。市長、いかがでしょうか。

○林市長

先ほど御紹介いただきました我孫子市の例を一回に参考にさせていただき、どういうふうな形でチェックをしていくか、一回検討していきたいというふうに思っております。

○水野委員

今、市長からそのようなお言葉をいただきましたので、しっかりやっぱり見ていただきたい。ほんとに財政的に厳しい知立市において、そういったところもしっかり見ていただきたいと思います。でないと一生懸命ボランティアやってる方たちが気の毒だと思うんですね。

この団体については、最初、当初町内で非常に問題になったので、町内ではけったんですね。そういう経緯があるんですよ。その経緯がありながら市のほうで採用したということについては、ちょっと私は問題だと思います。

それから最後に、高齢または諸事情で活動ができなくなった場合は、これはどういうふうな形で市のほうに報告すればよろしいのでしょうか。

○土木課長

これも届け出になりますので、取りやめの届け出を出していただければ結構です。

○水野委員

これで最後にしますけど、今言ったように、高齢とか諸事情でできなくなったという場合については市のほうに届け出を出せば解散という形になるということですね。

最後に市長に、いま一度お願いを申し上げて私は質問を閉じたいと思いますけど、何せ厳しい財政の折ですので、こういったわずかな金額と思わ

れるかもわかりませんが、これ、わずかな金額ではないと私は思うんですね。だったらこの20万円というお金をほかに私は必要なところに回したほうが良いという考え方を持っております。

ですから、やはり書類的に大変うさんくさいようなところについては、しっかりやはりこれは調べていただかないとまずいということは、いま一度申し上げておきますので、必ずこれやっていたきたい。最後に市長にお聞きして終わりたいと思います。

○林市長

その補助団体のしっかりと補助事業やっていたているかどうか当然それは大事なことであります。どんな形で、よりよい形になっていくか、やはり先ほど我孫子市で御紹介いただきましたそうした例を参考にしながら一度検討していきたいというふうに思っております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂田委員

予算の概要の85ページ、交通安全対策事業として平成24年度実施予定の区画線引き直し予算が計上されておりますが、平成23年度と変わらず500万円、市内の白線は至る箇所私がよく車で通るんですが、非常に劣化しているところが目立ちます。安心・安全なまちづくりの観点から、この平成24年度予算の策定全体を見たときに、交通事故から人命を守る見地、また、そしてここにも事業の目的として区画線を引き直すことにより交通事故のないまちづくりを目指しますとうたってあります。そういった点でも、もう少しこの区画線に対して予算づけも配慮すべきと考えますが、この500万円の予算というものは何年度から続いているのか、またそして、この500万円で十分対応ができているのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

交通安全対策事業ということの中の区画線設置ということで、平成23年度から500万円にしております。平成22年度までにつきましては200万円

ということで、200万円では現在の消えている区画線に対応ができないということで増額要求してそれがお願いできたものでございます。

○坂田委員

この84ページにも前年度は500万円、そうしますと、その前までは200万円ということでしたね。ここの85ページの一番下のところに区画線のいわゆる市が負担するのでセンターライン、車道の外側の線、交差点を示す標示線等々うたってありますけども、例えば横断歩道とかですね、これは公安委員会が管理するかと思いますけども、そういった横断歩道、またそして、公安の管理するいろんな線があるかと思いますが、そういったものもこの500万円の中に入っておるんでしょうか。

○土木課長

基本的に公安委員会が管理する区画線につきましては横断歩道、それからセンターラインで黄色いセンターライン、一旦停止の場合の停止線、そういったものが公安委員会が管轄しておりますので、そういったものが薄くなったりということに対しては安心・安全課を通じて公安委員会のほうへ要望していきます。

私のほうで外側線、車線の外の線ですね、そういったものが消えて支線誘導をしにくいというそういった場合ににつきまして引き直していくわけですけど、あわせてそういったところで一体的に横断歩道とかセンターラインも消えかかっているというような状況があれば、一体的に整備できるということであれば、そのときに横断歩道等も一緒に引く場合もございます。

○坂田委員

引く場合もあるということですが、費用負担はどのようになるんでしょうか、その場合の。

○土木課長

私のほうの市の負担で引いております。

○坂田委員

市の負担でその横断歩道も引いてるということは、その500万円の中に入るとるんですか。

○土木課長

500万円の中にその外側線とか、横断歩道とか、

センターラインも入っております。これにつきましては、違反切符の反則金ですか、そういったものの市の交付金というのもございますので、それが毎年かなりの金額があります。そういったものも踏まえながら、市のほうの一体でやったほうが効果が上がるというところについては一体でやっております。

○坂田委員

この500万円の予算で年間どれぐらいの白線といますか、そういったものが引けるか私には全く想像もできませんけども、例えばこの予算の先ほど申した概要の85ページですね、この写真、これは1号線から知立団地のほうへ曲がったところに昨年の暮れぐらいでしたかね、最近、歩行者横断注意という東西にわたって約100メートルぐらいのラインが引かれましたけども、この部分で例えばどれぐらいかかったのか、わかれば参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

大体70万円ぐらいかと思われれます。

○坂田委員

70万円ね。そうすると年間500万円ではこれが1割余を使っているということで、なかなか厳しい予算かなと推察するところでございますが、市道を舗装工事した場合に、よく例えば横断歩道6本か7本ありますけども、その工事がかかった部分だけ、例えば2本とか3本だけ修正して非常に見苦しいような状況のところをよく見受けれます。例えばひし形でもかかったここのだけ新しくして、もう少し行政のほうも気を使ってそこら辺を横断歩道4本ぐらい残ったところを一緒になぜやらないのかなと非常に私は不自然に感じております。

そういった点では、例えば今、我々の地区の旧東海道ですね、あれも路側帯オレンジの線がかなり立派に引かれておりますけども、今、都市ガスの配管工事で片一方かなり路側帯も削られております。そして、その都市ガスの配管工事した後の舗装は簡易舗装し、その後、何メートルかは正常な舗装をするかと思いますが、これが今、北側も今度始まっております。きょうも私、来るときに

も始まっておりまして、大変なことでございます。それで真ん中の中央ライン、センターラインですね、これは過去に除去してもらって、その後の劣化が非常に進んでおります。

そういった点では、これから北南を舗装し、また真ん中ぐちゃぐちゃと、こういうことは行政のほうで都市ガスのところは当然業者が負担するわけですが、都市ガスの業者と共同して、私は、あの地区は全面舗装すべきだと、そういったいい機会だと思っておりますけれども、そこら辺の点の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○土木課長

占用工事につきまして、どこをどうやるというのがなかなか計画のほうに載ってこないもので、例えばガスですとかそういうものにつきましては受給の要望のあるたびにそういった計画をつくっていくということで、なかなか先が見えてきません。

今、復旧の範囲としましては、前回は議会のほうで話があったと思うんですけど、掘削して掘削幅の影響30センチ程度ですけど、その部分を原型に復旧するよという指導をしておるわけですけど、それ以上のことを要求した場合は、今度、受給者のほうに費用がね返っていくということで、なかなかうまくいかないわけですけど、今回、牛田のようにたくさんのそういった二、三列でそういった本管を入れていくような場合で、5割以上そういった掘削するよなところについては、規定は30センチですけど、今、全面復旧にできないかということで協議は進めさせていただいております。そういったことで、調べば全面復旧ということですけど、調わなかった場合、市と一緒にやるかということなんですけど、それについても予算の関係で急に計画されていくやつについて、私どもでその予算をつけていくというそういったことも今かなわない状況でございます。

ただ、小区間であれば、ある程度予算調整した中で対応ができるかなと思っておりますけど、現在は、できるだけ全面的に復旧していただくように占用者をお願いをしているというか、協議をしている

状況でございます。

○坂田委員

協議をしているということで、まだ業者からはその確約は当然いただいていないということですね。

先ほど申したように、中央ラインの劣化、あれはかなりひどいですよ。課長、まだ恐らく見られてないと思いますけども、特に西側のほうですね、地区の、もうカメの甲以上になっております。ぜひ現場を見ていただき、そこら辺の業者が全面復旧をしていただければそれに越したことはありませんけども、またそこら辺が話し合いが難航した場合は、市のほうも当然ながら1枚絡んでいただき全面舗装をすべきと私は考えます。ぜひその点は、よろしくお願い申し上げます。

次に、同じく予算書概要の次の次ですかね、89ページ、耐震改修等事業として、この89ページの4、下から2行目、既設民間住宅等耐震化促進費補助（解体）として10件載っておりますが、これは災害発生時に避難路と指定されているところの家屋解体に支給される補助制度と理解しますが、この制度は平成20年度から知立市耐震改修促進計画に基づいてスタートした制度と考えます。

そして、補助金対象は平成20年度が10戸、平成21年度がなぜか6戸、平成22年度が10戸となっております。恐らく平成23年度も10戸と考えますが、これまでこの補助金の支給件数、今、市のほうの決めごとの10戸、6戸、10戸は言いましたが、すべてそこら辺は補助の件数その数だけはあったのか、また、それでは足りなかったのか、そこら辺のところをお聞かせいただくとともに、この補助金の上限ですね、これはスタートした時点では20万円と記憶しておりますが、そこら辺は変わりがないのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○建築課長

まず初めに、補助金ですけど、補助金は当初の20万円と変わりはありません。

それから、件数でございますが、件数のほうも毎年この時期に当初予算ということで戸数をあげ

させていただいておりますが、毎年10件ぐらいはあげさせていただいております。

実績といたしましては、今年度ですか、平成23年度においては実績としては2件、解体のほうですね、今言われたように避難路沿いの建物を壊して新しくするというケースが今年度は2件ということです。

過去にどうだといいますと、平成22年度も1件ですね、平成21年度が2件、平成20年度が1件ということで、平成20年から1件、2件、1件、2件というふうで、この実績はあまり延びてないというところがございます。

以上です。

○坂田委員

1件とか2件とか、私はちょっと想像しておりませんでしたね。やはり10件とあれば10件申し込みがあったのかなど。大変なもつとそれ以上に申し込みがあったのかなどと思っておりましたが、その数字を聞いて、ちょっと驚きました。

この制度というものが、ほとんど私は市民の方、知らないと思いますね。例えば平成23年度2件ということでしたけども、その2件申し込まれた方は、この制度を承知で申し込まれたのか、また、何らかの折に窓口で説明されて、それを知って申し込まれたのか、どうでしょうか、そこら辺のところわかりますでしょうか。

○建築課長

そこまで詳しくはわかりませんが、これも広報だとか、それから回覧だとかそういうもの、インターネットでも流しておりますので、結構皆さん勉強会を通じてでも知ってる方は多いと思います。

したがって、今回のこの20万円じゃなくて、どちらかという私のほうは耐震改修のほうになるべくやっていただきたいなということが思われますので、その辺に關してのPRがちょっと不足していたかなということはありません。

○坂田委員

家屋を取り壊したときには、家屋取壊し届け書を税務課に出してくださいと今、課長からもあり

ましたが、時々広報にそういったことが載っておりますが、家屋取り壊し届書提出時に避難路沿いに家とわかれば職員が何らかの説明もこういった制度がありますよと、そういったことも知らしめることができるかと思いますが、その届け出は取り壊し後に出されると、そうっております。この補助金制度は、その取り壊した後でも申請ができるのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

これも補助の対象としようとする場合は、耐震の診断をやって、それで1未満でなければ対象になりませんので、補助金を受ける者は耐震診断を受けてもらったものが次の改修にしる取り壊しにしる対象になってくるということです。

○坂田委員

実は、我が家も取り壊し中でございまして、きょう現在、重機が入ってが一が一壊しとるんですけども、工事にかかる前に家屋滅失届書を税務課につい最近出しましたけども、先ほどふれた家屋取り壊し届書と家屋滅失届書、この違いはどこにあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

申請の中身は私ちょっと承知してませんが、税務課で扱う場合は、建物が壊されると次の固定資産税の影響ありますので、それを出すんじゃないかなと思います。

○坂田委員

ちょっと担当と違っていて、管轄が違いました。申しわけないです。

この補助金対象となる避難路ですけども、例えば我々の地区は旧東海道沿いは当然指定されていると思いますが、それ以外に私の地元ではどういところが避難路と指定されているのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

知立市耐震改修促進計画書の概要というもので、以前に冊子で配らせていただきました。その中に、地震発生時に通行を確保すべき道路というこ

とで図面が載っております。

したがって、これ見ますと、赤色が国道と県道はまず対象になります。あとは大体市道の1、2級路線かなというものであります。詳しくは、この図面を見てもらうということになります。

○坂田委員

わかりました。またしっかりと図面を見させていただきます。

次に、その下の耐震シェルター等設置補助3件、これが載っておりますけども、この制度は平成24年度から導入予定と思いますが、この導入の経過については、私、本会議の質疑の席でお聞きしましたところ、部長からは耐震改修の補助メニューの一つとして耐震シェルター、ベッドへの補助制度を取り入れる。ただ、耐震改修の考えとはそぐわないでもないが、人命を守る観点からこれも一つと考え、今年度から取り入れると答えられましたが、そこでお聞きしますが、耐震シェルター等の等ですね、このところは防災ベッドと理解してよろしいのか、また、ほかにも何か適用されるような物があるのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

耐震シェルター等の等は、今言われたように防災ベッドを指しております。

この補助の設置の経緯から言わせていただきますと、平成24年度から耐震シェルターの設置を補助するというにさせていただきますいなと思っておりますけど、これは毎年1町内会の地震に強いまちづくり勉強会というのを開催しております。この中で、住宅の耐震化に関するアンケートも実施しております。その問いの中に、寝室だけを補強するなど少しの費用で少しの改修、そういう項目がございます。その中で、実施したい、補助があれば実施したい、これを合わせますと約3割超の意見要望がございました。上重原、西中、中山、山町の4町内会を実施してきましたけど、結果としては大体3割超で結果は同じような状況でございます。

それから、これをやっていくという経緯ですけ

ど、経済的な事情で住宅のほうの耐震化が困難な人がいると。いわゆる年金暮らしで当然高齢な方がということになりますけど、それから、ある程度大きなお金を借金して耐震改修をしても、息子が次の世代住んでくれないとか、その辺が確約できないとかいうことがあります、なかなか進まないということがあります。

当然、市議会のほうからも一般質問でそういう話がありましたので、いろいろ検討してきまして、今回、耐震改修もなかなか進んでないという状況がありまして、総合的に勘案しまして簡易耐震の一つのメニューですね、簡易耐震というとはかにも0.7にすれば補助がもらえるというものもありますので、それとセットで、セットというか別々ですけどね、メニューの一つとしてあげさせていただいたということでございます。

○坂田委員

その耐震シェルター、またそして、防災ベッドとも東日本大震災後、需要が驚異的に拡大して、取り扱うメーカーもかなり多くなっていると。インターネットにもいろんなメーカーのいろんな機種が載っております。また、その機種も部屋全体をシェルターにしてしまう大がかりなものから、頭の部分だけの囲うような簡易なものまで千差万別ですが、当然この補助対象とするには、メーカー、また機種については市が指定すると考えておりますが、既にそのメーカー、機種について決めているのか、既に決めていけば具体的にメーカー名、機種わかればお聞かせいただきたい。

またそして、どのような経緯で決められたのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

○建築課長

メーカーについては、私どもが独自でなかなか決めることができませんので、東京都がやっているということで、それを同じように公的機関で耐震のほうをやっていただいていると思っておりますので、東京都が採用したものをそのまま同じように採用させていただくと。これ、市内の一宮も同じだと思いますけど、そういう流れで知立市独自で

ここの製品ということはやりませんので、そういう状態で行っていきたくて考えています。

○坂田委員

確かにインターネットでほかの市を見てみますと、やはり東京都を参考にするという市がほとんどでございました。そういった点では、知立市も東京都を参考にするというので、わかりました。

シェルター、ベッドの補助金の額ですね、これはシェルターとベッドでは金額もいろいろ違いますけど、当然シェルターのほうが高いんですけども、補助金の金額同じなのか、また、幾らまで補助するのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

耐震シェルターのほうは25万円、防災ベッドのほうは15万円ということで、一宮市と同じ額にさせていただきますかと思っております。

金額については、インターネット等にいろいろ載ってるかと思うんですけど、これもシェルターもいろんなものがありまして、100万円を超えるものから50万円以下のものからいろいろあります。その中で選んでもらうということになるかなと思います。

耐震ベッドのほうも、わりかし高いものから安いものということもありますけど、総じて耐震ベッドのほうが安いのかなと、シェルターのほうが比べれば高いということがございます。

○坂田委員

25万円と15万円ということですね。

補助対象は3件と非常に少ないんですが、当然、補助を受けるには何らかの条件が決められると思います。例えば耐震診断による倒壊の危険があるとか、高齢者のみの住宅とか、またそして、身障者の住まれている住宅とか、所得制限とか、そこら辺のところ補助を受ける条件、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

まだ要綱のほうはまとまっておりませんが、大体網羅していただきたいものは決めております。それを言います。

昭和56年3月31日以前に建てられた木造の住宅でございます。2点目に、木造住宅の耐震診断を受けたもので判定値が1.0未満の建物。三つ目に、住宅にみずから居住している人。4つ目に、住民税の税金の滞納をしていない人。年齢が65歳以上の人。身体障害者手帳の交付を受けた人、または要介護認定を受けた人、条例にもありますが暴力団員でないこと。過去に耐震化の補助金を受けていない人と、これぐらいかなということも思っています。

○坂田委員

この募集は、いつごろからどのような形で行うんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○建築課長

要綱ができれば4月1日から始めていきたいなと思いますけど、ちょっとPRのほうがなかなか4月1日スタートということがやれませんので、なるべく早い時期にPRはしたいなと思っております。

○坂田委員

もう一項目だけお聞かせいただきたいと思いますが、予算書の195ページ、2目道路維持費、003道路維持補修事業、これは議案説明のときに部長から町内の平成24年度の土木申請は153件で、そのうち104件認定し、認定率68%との説明がありました。平成21年度は69.6%、平成22年度が69.8%、平成23年度が69.7%と比較して平成24年度の率は若干下がっておりますが、こういった町内からの土木申請以外に地元で緊急を要する場合、区長から緊急の要望書が出されますが、そういった要望書に対する対応は当局はどのようにされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○土木課長

認定箇所以外で緊急に区長から要望される要望なんですけど、その内容ですとか、緊急度ですとか、その辺を考慮した中で、すぐやらなければ事故を誘引しかねない、そういったところについては方法的に簡易な方法になるのか、しっかりした方法になるのかわからないんですけど、緊急対応させていただいております。

あと、緊急度がちょっと薄いような内容につきましては、現場の状況のほうも確認させていただくわけですけど、次年度の区長要望の出していただくなり、それと重要な事故につきましては、実施計画で検討していくかどうかというそういった検討などをさせていただいております。

○坂田委員

緊急の場合はすぐに対応するというございますが、国道1号線から観光道路のほうへ岡崎に向かって左折するあの曲がり角の改修ですけども、平成19年5月に時の区長から隅切り拡幅要望が出され、あの角地の地主も承知され、拡幅ができるかなと思っておりましたところ、国道1号線に国交省の管轄の速度制限のポールと街路照明のポールがあり、なかなかそれが隅切り部の拡幅部分にかかるということで非常に難しくなってしまう、その対応に担当職員の方がいろんな知恵を出していただいていたんですが、その職員が異動した途端にその話がぼったり聞こえなくなりました。

そういったところを恐れていたところが、昨年の年末、あそこで大きな車両同士に事故があり、けが人も出ました。そのときにも側溝転落防止のさくもめちやくちやに壊れてしまいましたが、急遽、ことしの1月16日に区長から、せめて路肩だけでも整備してもらえんかと、そういった緊急の要望書を提出しましたが、その後、動きが全く見えませんが、この要望書に対してその後どのように対応されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○土木課長

その件につきましては、道路の区域内にそういった個人の看板等がございましたので、そういったものについて撤去していただけると、その部分の整備ができるということになるわけですけど、今、看板所有者のほうに連絡しておりますので、撤去するんだけど、ちょっとまだすぐにはできないということをおっしゃっておりますので、撤去され次第、そういった修繕の対応をしてみたいです。

それと、先ほどの隅切りの関係なんですけど、国道1号線の大型標識、道路照明、そういったもの

のが支障になるということから、隅切りで用地協力していただけるということはすごくありがたいんですけど、用地代は数十万円というところなんですけど、大型標識がそちらが数百万円かかってしまうということで、その事業そのものの成立性とかいろいろ検討して、また今現在、結論が出ていない状況です。

○坂田委員

隅切りはそういった形で国交省の移転が数百万円かかるということをお聞かしておりますので、そこまでの要望は、地元ではそういった声が出ておりません。

1号線から曲がるあその市道へ曲がる間口ですけども、あれは、たしか課長と公図を見たときは6メートルあったと私は記憶しておりますけども、今回この質問するに当たり間口をはかったところ4メートルもありません。その分、約2メートル近くが民地の畑ののり面が市道のほうへ入り込んでいます。そして、そこに看板が立っておりまして、今ではこの看板も角に高層のマンションが建ちましたものですから、看板としての機能は全く意味がありませんので撤去には何の問題もないと考えます。

また、ここは先ほど申したように、観光道路へ行く、またそして、八橋方面へ抜ける車両の通行量も非常に多いですので、何とか早急に路肩の整備を要望しますが、また、この国道1号線とのああいっただ接点の市道で、あれほど状況、路肩の悪い市道といいますかね、接続部分、私の記憶ではございません。ぜひ早急にここの部分の路肩の整備をしていただきたいと思いますが、再度要望して御意見をお聞きし、私の質問を終わります。

○土木課長

今の道路の看板がちょっと支障になるということで看板のほうの移動もさせていただくんですけど、移動ができなくても、ある程度の整備はできると思いますので、もう一度、現場検証しながら速やかな整備ができるように検討していきます。

○中島委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時15分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

せっかくですので、一、二点お聞きしたいと思
います。

この議案説明の日に土木工事費要望箇所調書と
いうのと施行箇所表というのが配付されて中身を見
たわけですけれども、この土木工事申請箇所認定
率一覧表というのを見ますと、道路反射鏡を含め
ると平成21年度が69.9%、平成22年度が69.8%、
平成23年度が69.7%、今年度が68%ということで、
若干今年度は下がっておりますけれども、道路反
射鏡を除くとちょっと認定率が下がっているわけ
ですけれども、大体この区長から町内から何件か
ね、例えば2カ所しかないとか、あるいは多いと
ころは20カ所ぐらいあるということで、そこら辺
の仕分けというのは町内別で何か調整しとるとか、
たまたま件数が多かったからようけ認定したとか、
そこら辺が何かありますか。

○土木課長

要望につきましては、31地区あるんですけど、
いろいろですね、たくさん出していただけるとこ
ろと全くゼロというところもありますけど、まち
の中ですとか、今、区画整理中とかそういったか
げんもあるのかもしれませんが、私のほうから
は地元の市民要望を吸い上げて区長からあげてい
ただくということで、特に多く出してくれとか少
なくしてくれとかいう話はないですし、それから、
この認定に当たっては、やっぱり市全体のバラン
スと各町内でのバランス、そういったものを加味
しながら、それと市の計画工事というものもあり
ますので、そういったバランスも踏まえた形で土
木工事そのものが1億円の枠に入ってますので、
その枠におさまるような形で認定の箇所を決めさ
せていただいております。

○久田委員

そうすると、今答弁があったように、この表で
いくと合計が68%から69.9%で大体この数値の中
でおさまっちゃって、その区長申請で出てきた
道路工事費というのは1億円というふうに理解し
とっていいですか。

○土木課長

おおむね1億円ということで、道路維持工事費
に使っております。

○久田委員

土木工事全体ではもっとあるわけですか、それ
じゃあ。

○土木課長

大体4億円程度になると思います。

○久田委員

この予算の概要の17ページ、投資的経費の中で
普通建設費事業というのが平成23年度は21億
9,000万円、平成24年度は22億7,000万円と、これ
は恐らく連立とかいろいろほかのものを含んでお
るけども、この中でこの土木工事箇所が4億円ぐ
らいというふうで理解してよろしいですか。

○土木課長

17ページの普通建設費の22億7,700万円、ここ
に該当するのかなと思います。

○久田委員

そうすると、ここに該当するんでしょう。

○土木課長

失礼いたしました。

その下の1億3,300万円ですか、ここの維持補
修費とその普通建設事業費と両方にまたがってい
るという中に4億円があるということです。

○久田委員

普通建設事業費の中からも出ておるし、維持補
修費というところからも出ておるということとい
う考え方でいいですか。

○土木課長

そのように認識しておりますけど。

○久田委員

深い意味は私はないんですけども、この認定率
がいつもざっと一緒なものでね、あえてこうい

ふうにやっとなのかなど。たまたま平成23年度は69.7%で認定率がふえとるもんで、こしは横ばい、横ばいできて前年度は69.7%の認定率で今回68%とふえてきて、年間区長申請は1億円ぐらいでいいというふうに理解したらいいですか。

○土木課長

大体7割をやると、ほぼ町内が優先的にやってほしいなと、こういうところやってほしいなというところがほぼ満足されるということから、大体7割をめどに進めております。それがたまたま1億円だということですよ。

今、1億円の枠を飛び越えるということになると、もう少し率は上がると思うんですけど、ただ、この率も過去というんですかね、認定率が下がってるときは分割して1年でやらないかんとところを3カ年に分けたり、いろんな手法を使いながら7割を維持しておるということで、ほぼ7割を達成しておるということから、これである程度、満足していただけるのかなというふうに思っております。

○久田委員

わかりました。

例えば200メートルの側溝をつけないかんよというような話は1年間でできないから3年間にまたいでやっていくよと。区長の要望がきたら、大体7割ぐらいはできるなと、こんな理解でよろしいですね。ありがとうございました。

もう一点だけね、予算の概要の24ページ、土木費の8款土木費で放置自動車保管場整備工事費がゼロになったわけですけど、昨年この工事やったわけですよ、保管場所の。これ、去年聞けばよかったかもしれないですけど、今、この放置自動車の状況はどうですかね。

○土木課長

放置自動車でございます。過去は何十台という年があったわけですけど、平成17年、平成18年ぐらいをピークに徐々に減ってきてまして、平成23年度につきましては発見はあるんですけど、移動したという車はゼロでございます。

平成20年、平成21年、平成22年、その辺で異動

した車を今現在、保管場所のほうに移動しておるわけですけど、それも処理できれば今はほとんどない状況です。

○久田委員

私も知立市をくまなく回っているわけじゃないですけど、たまたま私は南小学校区に在住しとるわけですけど、前はよう谷田だとかで見たわけですけども、最近ないということですね、もう一回聞きますけど、ほとんどないですよ、今。

○土木課長

現在、放置自動車はございません。

○久田委員

今後とも、もし区長のほうから放置自動車等がありましたら迅速は処理をお願い申し上げまして質問を終わります。

○中島委員長

ほかに質疑はございませんか。

○佐藤委員

それじゃあ、今、久田委員が放置自動車をお聞きして大分わかったわけです。わかったわけですけども、予算の191ページには放置自動車保管場整備工事費という形で190万円ほど計上されておるわけです。この辺の新たなところということには多分ならないのかもしれませんが、内容だけお知らせください。

○土木課長

過去にたくさんの放置自動車ございました。放置自動車置き場につきましても旧の東知立の跡地ですとか、不燃物処理場ですとか、高場市営住宅の予定地だとか転々として放置自動車がぐるぐる移動しておりました。

最後に東栄の普通財産がちょうど適当なところがございましたので、そこを置き場というふうにご利用しようとしたんですけど、すごく更地であけっ広げで、名鉄からも周辺の住宅からもすぐに見られて、過去にはナンバーの盗難ですとか、車の荒らしとかそういうのがありましたので、そういったことを防ぐために2メートルちょっとの外壁を鉄板ですけど、そういったもので囲いまして、外からでは放置自動車があるということを判別し

にくいような囲いを設けてそこに保管したらどうだろうかということのためにやってきとったわけですけど、これを平成22年、平成23年やってきたんですけど、予算的に合わなかったものですから、今回も平成24年も一部、今後出た放置自動車のために工事をやらさせていただく仮囲いの工事でございます。

○佐藤委員

そうすると、来年度やると一通りこの工事は落ちつくということによろしいですか。

○土木課長

はい。今年度工事をやれば、それで完了するということになります。囲いは完了します。

ただ、下が更地ですので、その辺をどうするかというのがまだありますけど、一応囲いにつままして目隠しにつまましては、すべて完了いたします。

○佐藤委員

それで、今後どうなるかわかりませんが、新たな放置自動車が発生すれば別ですけど、先ほどの答弁では新たに移動するものがないということで、今まで保管してきたものをそのまま保管していくわけですけど、ただ、条例でしたか、要綱でしたか、前も議論がありましてね、そうした保管した自動車も一定のところに来たら処分可能だったかなと思いますけれども、今現在は何台ぐらいそこにあって、今後新たに発生すれば別ですけども、そうじゃなければ暫時減っていくのかなということも思いますけど、その辺のことだけお願いします。

○土木課長

先ほど平成17年、平成18年をピークに下がってきてるということですけど、過去には100台超える台数が発見されまして、平成23年度では7件でございます。その7件発見されたんですけど、所有者が判明したのものについては自主移動をお願いしますので、今回、所有者が判明しなくて移動したというのはなかったわけです。

そうしたことから、平成20年からの蓄積で過去に移動したものを保管していたわけですけど、そ

れにつまましても今年度、判定委員会を行って、1台を残してすべて処分できました。

それと、判定委員会を行わずして路上で発見して所有者がわからないものにつままして100点というのは判定委員会決められた基準なんですけど、即処分ができるという点数が100点でございます。100点以上の番号がないとか、外観が悪いとかそういったことで点数つけていくんですけども、そういったものについてはすぐ移動ができる、移動というか処分ができるという内容になっております。

○佐藤委員

そうすると、今現在は判定ができなかったものを除いて判定できるものは全部処分し、1台しか残ってないということですか。そういうこといいですか。

○土木課長

100点を超えるものについては、即座に処分しております。100点を超えないで所有者がわからなかったりするものにつまましては移動いたしました。

8台のものにつままして、この間ですけども、先月、判定委員会を開いていただきまして、8台中7台を廃物判定いただきまして処分いたしました。現在は1台を残すのみとなっております。

○佐藤委員

1台ということで、今後わかりませんが、この間、放置自動車のことはこの議会でもたびたび取り上げられて、条例でしたかね、あれは判定委員会のやつもあって、大きな効果を発揮してるかなというふうに職員の皆さんの努力でしたかなということを感じました。

それで、今現在そんな台数でね、今後わかりませんが、外壁というか、鉄板で囲むようなことを平成22年、平成23年、平成24年という形でやってこられましたけど、ここは保管場所は何台ぐらい駐車できる場所ですか。係留というか、できる場所ですか。

○土木課長

はかったことはないんですけど、現場を見てみ

ますと30台ぐらいは可能かなと思っております。

○佐藤委員

それで、今後の対応ということでそういう措置をとられるわけですけれども、今現在そんな形で台数も非常に少ない中で、これを全部囲うということで将来あり得ることに備えるわけですけれども、どうかという感じもしないでもないということですが、その辺についての感想だけお願いします。

○土木課長

放置自動車につきましては、発見台数は平成21年、平成22年で19台、22台ということで発見台数はあるんですけど移動した台数はないということで、それだけの駐車場が要るのかなというところなんですけど、発見台数がある限り移動しなきゃいけない台数も恐らく出てくるだろうという中身と、それから、今、放置自動車のみでなく放置自転車のほうも問題がありまして、いずれ進むであろう駅周辺の区画整理事業の中で放置自転車の置き場が、今、駅周の中で借りてるんですけど、そこが使えなくなってくると、その保管場所もまた必要になってくるということから、一定の自転車、自動車の保管場所が必要だということで平成24年度までに完成して、そういった場所を確保していきたいということでございます。

○佐藤委員

わかりました。

そこで、その上のところにも放置自転車の工事費ではないかもしれませんが、自転車対策工事費という形で139万円ほど計上されてますけど、これはどういう工事ですか。

○土木課長

これにつきましては、放置禁止区域を表示するマークをある程度の定期的に今30カ所ぐらいあるんですけど、それを定期的に交換、交換というんですか、塗り直していかなきゃいけないのと、それと、一定の看板とかそういったものが必要になってきますので、そういったものための工事費でございます。

○佐藤委員

わかりました。

そこで次に、同じページですけれども、駐車場費ということで、001の駐車場整備工事費という形で載ってますけれども、これについても御説明ください。

○土木課長

駐車場整備工事費で191ページの001駐車場整備工事費で237万4,000円でございます。

これにつきましては、駐輪場がこととして機器を交換していくんですけど、駐輪場機器の精算機のところの入り口のところです、そこでスロープが難がありまして、出入りがしやすくなるようなスロープ構造にしようということで、その改良工事費と駐車場そのものの屋内階段の塗装が消耗しておりますので、その塗りかえ工事ということで今、考えております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、これは駅前駐車場事業ということですよ。ここで63ページの雑入のところですけども、有料駐車場指定管理者納入金という形で6,600万円というものが計上されてます、雑入で。これは指定管理者が市の納入するお金でありますけれども、これが前年度は7,000万円でありました、当初予算が。今回何でこの6,600万円に減額になってるのかなと、こういうことなんですけども、どうでしょうか。

○土木課長

指定管理につきましては、平成18年度から指定管理をお願いしております。機器はそれ以前から入れております。両方5年なんですけど、指定管理と機器のリース期間が差がございますので、指定管理の途中で機器の更新というのが出てきております。

そういった中で、平成22年に公募による新たな平成23年度からの5年間について途中で機器を更新することになりますけど、そういった事業計画を添えて公募していただいたときに、最初の1年間はリース更新をして2年目からは新規リースにするようにということを条件に公募をさせていた

だいて、その計画当初は7,000万円、次年度からはリース機器の管理費がふえるものですから、平成24年、平成25年、平成26年、平成27年までにつきましては6,600万円、平成23年につきましては7,000万円、そういった公募で承認させていただいて指定管理者と決めましたので、その内容に沿った形で納入料金を定めておりますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員

私どもは平成23年度からの5カ年の計画ということで、今説明ではありましたけれども、7,000万円が業者の方の納入金という受けとめ方をしました。さらに利益が上があれば、その2分の1をさらに納入するという形になりましたけれども、そのとき私の聞き方が悪かったどうかはわかりませんが、そうすると、新しいリースの機械が入ったということで、新しいリースの機械ということは、これは業者の方がこの更新をされると。その費用がかさむので、その分について2年度目以降は減額でいくという当初からそんな計画、ちょっとその辺の関係がわからないので、もうちょっと詳しく教えてください。

○土木課長

これは以前、議会でも建設水道委員会でもお話させていただいたと思いますけど、当初年度に7,000万円、納入額についてですね、次年度以降、平成27年の最終年度までについては6,600万円、そういった納入計画で承認しております。

○佐藤委員

それで、その当時のことがそういうことだったかもしれませんが、契約途中において新しいリースの機械を導入をしたということで管理費がかさんだということで、その管理費が年間400万円の減額に当たるようなものなのか。これは400万円ということですので、1年目については7,000万円ということですけど、その後4カ年については6,600万円ということ、四四、十六かな、1,600万円ですか、少ない額になるんですけども、このリースと指定管理料の納入額との関係をもうちょっとわかりやすく教えてもらえますか。

○土木課長

通常リースですと、こういった機器、事務機器もですけど、おおむね5年のリースでその金額で更新していくんですけど、ちょっと大型な機器ですし、ちょっと5年で廃棄じゃもったいないなという感じもして、いろいろ調べているところ、7年から8年はある程度もたせることができるだろうということで、その延長した部分につきましては、ほぼ10分の1ぐらいのリース料で活用ができる。

ただし、故障とか紙詰まりとかいろいろあるものですから苦情が結構ふえるような形になるかと思えますけど、まだ7年ぐらいはいけるだろうということで、そのリースで平成23年まで使わせていただきました。

通常ですと5年リースの期間ですと、今までも納入額5,250万円に上乗せぐらいだったと思うんですけど、やっぱり正規なリースでいくと一定の金額かかるということなんですけど、逆に正規でいくと6,600万円なんですけどリースの延伸期間中は安くできるということで、その7,000万円で頑張って納入していきましようというそういうふう提案していただいたものですから、それでそこに指定管理者として承認していただいたということでございます。

○佐藤委員

そうすると、初年度については前期の契約の中でのリース期間が伸びたと、その分7,000万円納めれるよと。しかし、新しい機械を入れた段階、それは5年間という契約を新しい機械だということであってね、そのことでもって管理料がふえたのかな、向こうの業者の方が。そんなことで6,600万円だよと、こういうことだと思んですけども、もうちょっとそのところがリースの7,000万円というのは前のリースの機械を契約期間をさらに延ばして使用したから7,000万円だと。6,600万円と新しいリース機械との関係で毎年400万円、7,000万円から比べれば400万円少ない額の納入金になったというそのところをちょっとわかりやすくお願いしたいなと思うんです。

○土木課長

指定管理料ですので、全体のその売り上げから大体1億1,000万円から1億2,000万円ぐらいあるんですけど、その売り上げの中から納入額を幾らいただけますかということで公募させていただきました。

そういった中で、機器につきまして条件として1年間は旧の機器でいいですけど、2年後からは更新してくださいというそういう条件を私のほうでつけさせていただきます。

そんな中で、各社いろんな機器があると思うんです。それもいろんな値段があると思うんです。そういった中で、当初は7,000万円、次年度からは6,600万円という指定納入額を設定して、今の指定管理者を制定していただいて、そのほかの指定管理料も幾らだよ。しかし、納入額につきましては当初7,000万円、次年度以降6,600万円、そういった数字を出していただいて、その五、六社でしたかね、そんな中で一番納入額の多かった指定管理者に指定させていただいたということです。

○佐藤委員

当初の計画どおり予算だということですね。私は、ちょっとそのときの議論が私自身が不足したということがあるかもしれませんが、その後の契約期間すべて7,000万円かなと、こんな認識でおったものですからね、そんなところを聞かせていただきました。ありがとうございました。

次に、195ページのところでお願いしたいんですけど、まず一つは、195ページの道路橋梁総務費の中で003の道路建設促進事業という形で県道路整備促進協会負担金と、こういう形で金額はともかくとして計上をされていますけれども、これはどういうもので何の目的に負担金を出しているのかなということですけども、これはどうですか。

○土木課長

これにつきましては、愛知県内の36市と町村です。そういった方々と一緒に市町村道の整備促進、国への要望、講習会、研修会、そういったものを皆さんと一緒に取り組んでいこうというそう

いった会の中で負担金を納めているものでございます。

○佐藤委員

そうすると、県内の36市町村が県道、市町村道を含めて県にも要望するし、国にも要望するということですけども、具体的には今現在この中で何回ぐらい会議が開かれて、どんな要望をされているのかなということですけども、内容についてはいかがですか。

○土木課長

毎年その回数というのは変わってきますので、研修会とか現状視察ですとかいろいろございます。あと、定期総会ですとか、連立総会もございんですけど、そういった中で数回行われております。

○佐藤委員

数回で今現在は研修やその他もやられてるんですけども、道路整備を促進しようという負担金でね、今現在はどこの道路をね、知立市のものだけではないと思いますけれども、県に要望したり、また、国に要望したり、要望項目があるかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○土木課長

私のほうとしては、私のほうで今進めておりますいろんな道路の改良ですね、補助事業、そういった中身について要望しておるわけですけど、この会としての要望といたしましては、補助事業全般にわたって国のほうへ要望しているというような状況でございます。

○佐藤委員

国のほうに要望してるということでもありますけども、そういう形で、例えば今現在、知立市でいけば知立市の補助事業に対するどんな要望をね、例えば補助率を上げようという話をしてるのか、それともこの道路について交付金を適用せよといっているのか、その辺はどうなんですか。

○土木課長

その辺も全般ですけど、具体的には国の補助金ですとか、道路の整備に対する国の予算の獲得というんですかね、そういったものの要望が主なものだと思います。

○佐藤委員

それでは、その下の下に県市町村道整備促進期成同盟会負担金、これも1万8,000円という形で額はともかくとしてあるわけですけど、これはどういうものですか。

○土木課長

これも読んで字のごとくなんですけど、これは市町村道に限って整備促進を図るということで、内容的には道路整備促進協会と同じような内容で要望等も行わせていただきますし、職員の研修等も行いますし、講演会とかそういったのも行っておる団体でございます。

○佐藤委員

それでね、こうした負担金がいいろいろあるわけですけども、この促進同盟も市町村の道路と、これは県や国も含めて要望活動するということがありますか。上のほうは国を含めてということでは国ばかりじゃないわけですよ、上は。県に対しても要望するわけですので、ちょっとこの辺で似たようなものがいっぱいあって、下のほうも構成団体は36市町村というか、県内の各市町村ということですかね。

○土木課長

同じように36市15町2村ですかね、ちょっと合併とかいろいろあるもので数についてはあまりあれですけど、そういったことで国道、県道、市道それぞれに整備促進をしていくためにそれぞれの会を設けているというそういう感じで、なおかつそれに対する職員の情報共有のような形で職員の資質向上というようなものもあると思いますけど、そういった形でいろんな研修、講習を踏まえながら要望をしていきながらということで、それがたまたま国道の会であったり、県道の会だったり、市道の会であったりということでこういう会が分かれている状況でございます。

○佐藤委員

その辺はよくわかりませんが、どちらにしても構成団体が同じであるならば一本にまとめるとか、そうした議論はないものですか。新たな別々の団体をつくって負担金を納めるということ

ですけども、どうしても必要だということであれば一本にまとめるとかね、そういうことも必要じゃないかと。それとあわせて、例えばそれぞれはこういう負担金で要望すると同時に、職員の研修もやるということを言ってるわけですので、例えばこれは職員の研修という、実績としてはどういう形ですか、知立市では。

○土木課長

主に講演会等いろんな他地区の状況ですとか、講演会等の報告なりそういったものが主なものです。

○佐藤委員

例えばこれらの両方がいいですけども、国に対して、また、県に対して要望等をやられるわけなものでね、具体的に要望されたら国なり県なりが回答をこういう団体にくれるわけですか。

直接各市町村に対してこういう補助金がつくよという形でくることが通常かなと思いますけど、ほんとにこれが効果があるのかなという感じもしないもんだから、あえて金額はともかくとして聞いてるわけですよ。どうでしょうか。

○土木課長

具体的に市町村まではおいてこないんですけど、5回決議が回答になって県のほうに報告があるのかと思われま。

○佐藤委員

一度こういうところも同じような趣旨でつくられているわけですので、簡素化も必要じゃないかなというふうに思います。

それで、もう一つ真ん中のまたこれも県道利用者会議負担金と、こういうものもあってね、これはどういうものですか。

○土木課長

これにつきましては、道路を大切に利用していただくということで、公共団体のみならず各種団体も踏まえて会議を設けておまして、その道路の使い方、整備の仕方、そういったものについていろいろ協議、検討しながら国のほうにも要望していくというそういったものでございます。

○佐藤委員

国のほうにも市町村だけじゃなくて各種団体も入って要望していくということですけども、それぞれ例えばこれはそうした負担金で今の話だけでは研修事業やってるとか、要望活動やってるといことはわかりましたけれども、それぞれの事務局はどんな体制で取りまとめをしながらこれはやってるんですか。

○土木課長

道路整備促進協力は市町村の代表でございます。県の道路利用者会議につきましても市町村、県、各種団体のタクシー協会とかトラック協会とかいろいろあると思うんですけど、そういったところの協会長との中で互選されていくということです。それから、事務局はこれは県になると思います。

市町村道整備促進期成同盟会につきましては、これは市町村のトップの市が事務局になっていると思います。

○佐藤委員

これはそうした道路の整備を促進するために必要だということでありまして、例えば県が事務局になっているようなところは、県庁の中にそうした事務局を兼務してるのか、もしくは退職された方がその事務局に当たっているのか、そんなことは承知はしてませんか。

○土木課長

県が事務局になっている場合は、県の道路維持課というところの職員が担当を置いて、そこが事務局になっております。

○佐藤委員

わかりました。

ただ、似たような業界が入ってくるやつはともかくとして、県道の促進と期成同盟も同じ団体が構成しているならば、まあちょっと簡素化をされてね、負担金についてもいかがかなと、そんな感想を持ちました。

次に、道路維持補修費、先ほど久田委員が言われましたけれども、生活道路の新設改良、それから交通安全対策、こういうところが区長要望にかかわるのかなと。道路維持補修だけではなくて、

全体としてこういうところがかかわるのかなというふうに思いますけれども、どうですか。

○土木課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それでね、先ほども議論になりましたけれども、これらが各町内からそれぞれ必要性に応じて、住民の声に応じて箇所数が多かったり少なかったりいろいろあるわけですけども、先ほどの答弁だと全体のバランスを考えながら申請要望について認めていくというようなこともあったかなというふうに思いますけど、もう一度そのところをそれぞれの町内からあがってきた申請、それを採択するというか、予算づけをしていくという考え方がいいですか、基準といいですか、その辺もう一度お願いします。

○土木課長

要望の中にはちょっと個人的な内容も入ってきたり、簡易な修繕的な内容も入ってきます。それと優先度の低いそういったのも入ってきます。

そういったことで、まずは全箇所の把握をさせていただいて、優先度の高い必要な箇所ということで、その中からピックアップさせていただいて1億円の枠におさまるようにまたさらに検討してピックアップさせていただくと、そのような感じで、それと町内のバランスですとか、市全体のバランスも踏まえて箇所づけをさせていただいております。

○佐藤委員

私、この申請箇所と要望箇所と予算づけがされた工事施行箇所表を照らし合わせてみました。

ただ、カーブミラーのこれはここじゃないですよ。ここでしたかね、カーブミラーの。そうじゃないですよ。カーブミラーも入ってということになったものですから、大変恐縮なんですけれども、例えば逢妻町は10の申請があったわけですね9が予算づけと、90%と、それが側溝だとか土木が担当するところがどうかという問題はありますが、そんな形のところがあつたり、少ないけれども全部100%認められてるところもあれば

そうじゃないところもあったりして、全体のバランスと町内のそれぞれの申請のバランスや必要性ということですが、実態としてはどこの町内も町内を超えて優劣をつけたりは基本的にはされてないですね。ですから、その辺でたくさん要望して認められたところが多いところと、件数は少ないけれども認められないという町内もあったり、でこぼこがここの中には見てみるとあるなということを感じましてね、その辺どうなんだろうかというふうに思って、この辺の考え方についてお聞きしたいということなんですけどね、そうした点では各町内ごとの申請に対する採択がどうかということは検討、検証されたことはありますか。

○中島委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時15分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

土木工事の認定につきましては、基本的には作業の中では定期的バランスについて各町内の本数ですとか、認定する金額ですね、そういったものも考慮しながら進めていくわけですけど、たまたまそのたくさん要望されても7割いかない町も出てくるし、数が少なくても100%のところもありますし、いろんなケースがあるんですけど、ただ一つ問題なのは、要望されても土地が個人名義で残っていたり、それから、寄附を想定に道路をつくってくださいとか、いきなり工事をするにはちょっと不適當なそういった要望箇所につきましては最初から落とさせていただいております。

そういった中で、定期的バランス、市全体のバランスを見て、また市の計画した実施計画上といえますか、市の計画案も半分ぐらいございますので、そういった中の箇所も考慮しながら箇所決定をさせていただいております。

○佐藤委員

1億円の枠の中で事業を進めていくという点ではそうしたことがあろうかと思うんですね。

それで、今回、私ども議員はこうした形で申請箇所表と予算づけされたものをいただくわけですが、それぞれのこれが予算が通れば各町内会のほうには申請に対してこういう形で予算づけされました。さらに予算づけされないところについてはこうこうこうでしたというようなことは御説明はありますでしょうか。

○土木課長

今議会で成立いたしたならば4月の早い時期に地元の町内会のほうに採択工事について説明させていただいて、採択の理由、採択を今後やっていくのにはどうしたらいいかというそういったお話などもさせていただきます。

○佐藤委員

それは口頭なのか、ペーパーなのかよくわかりませんが、それは毎年この間もやっておられるということですね。どうでしょうか。

○土木課長

これは以前からやっていると思いますけど、私が来てからはずっとやっておりますし、採択工事に関しましては大体の施行時期を踏まえてこの箇所を実施しますよという箇所表と図面をお渡ししております。不採択の箇所につきましては口頭説明とさせていただいております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、次に概要の86ページのところをちょっとお聞きしたいんですけど、これが策定計画という形であります。平成22年度から始まって平成24年度までということですが、長寿命化計画ということで、これはここにありますように市が管理する道路橋は11橋と。15メートル以上あります、50年を経過するものは5橋だと。老朽化を迎えて順次費用が単年度にかさばらんような形で維持管理をしていくことだろうというふうに思いますけど、それと同時に、こちらの右のページのほうは歩行者用農道を除いて管理橋梁が74橋という形になってますけれども、これはどの範囲

を対象にして長寿命化計画を策定をされているんだらうかと、こういうことです。

○土木課長

市の管理する市道橋ですね、これにつきましては74橋ございまして、そのうち橋長15メートル以上が11橋、15メートル未満が63橋でございます。

現在おおむね5メートル以上の単径間とんでいる橋梁を対象に39橋の点検をしております。

○佐藤委員

そうすると、これは平成24年度中ということで、34橋を点検をしていると。そして、これについてはそれぞれ点検をしたらもちろん点検をして修繕で延命を図るもの、だめなものという、だめなものというとおかしいんですけど、みんな耐震補強やってますのでね、その辺のかかわりを含めて計画が出たら建設年度何年以上のものを対象にしてやるのかというものもありますし、調査をした結果、早めないかんというものもあるわけですけども、そうしたものを平成24年度中に点検を終えて周辺工事の計画をつくるということですよ、この辺どうでしょうか。

○土木課長

橋梁の耐用年数ですけど、コンクリート橋梁がおおむね60年程度といわれています。鋼製の橋梁が45年ということではいわれております。

今後50年以上経過する橋梁がふえてくるということになりますと、橋梁のかけかえ時期が一気に来ってしまうということで、ライフサイクルコストですか、その辺の平準化を図りながら長寿命化を図っていく、逆ですか、長寿命化を図りながらそういうことを検討していくということで、ですから、11橋去年行いまして、ことし28橋ですけど、全部で39橋につきまして、その修繕計画をして延命を図ってライフサイクルコストの平準化を図っていかうという、そういうふうに考えております。

○佐藤委員

要するに、それぞれの耐用年数が過ぎて、一挙にかけかえがきたらいけないので長寿命化でかけかえ事業をそれぞれずらしながら対応していくというのがこの計画ですか。

○土木課長

そういうことですけど、点検をした中で、どういった修繕が一番好ましいのか、どういった修繕をするとどれぐらい延びて、今かけかえるよりも少し延命を図ったほうがいいのかというその辺の計画が出ますので、そういった39橋の延命方法とかけかえ時期を計画的に進めるということです。

○佐藤委員

そうすると、とりわけ5メートル以上の39橋については平成24年度中にこうした点検が終わって修繕時期、また、このかけかえ時期というものの計画が出てくると、こういうことでよろしいですか。

○土木課長

点検はもう終わっておりますので、計画を平成24年度につくり上げましてということです。

○佐藤委員

わかりました。

それで、次ですけれども、117ページですけれども、予算書の199ページ、こここのところの河川改良費ということで001ですけれども、排水路改修工事費400万円と、トータルすると700万円という予算ついていますけど、これについて御説明ください。

○土木課長

河川改良の705万5,000円ですか。これにつきましては、測量調査委託料ということで300万円あげてございます。

これは本会議でもお話したように、竜北中学校周りの排水路がございまして。この排水路から山屋敷川までの排水路の調査設計委託ということでございまして。

その下の排水路改修工事につきましては、これは土木工事の申請の中であがってきているものについての工事費でございます。

○佐藤委員

本会議でも聞きましたけども、山町区画整理の中の排水路の測量調査委託料ということでありますけど、そうすると、今年度測量して設計もやらないかんだろうし、今もありますけれども、どん

な形になっていくのかなということです。期間は竜北中学校から山屋敷川までの区間でね、今は自体も排水路としてあるわけですけども、これはどんな形に今の水の容量だとかそういうものがありますけど、もっと広くするのか、深くするのか、その辺はどんな形になっていくのかなと。

○土木課長

現在は幅が1,200、深さが900の組み立てのプレハブ水路になっております。これは簡易な仮設的な水路ですので、今後、区画整理事業も始まりまずし、竜北からの大雨というか、線路を越えた向こうの樋屋のほうからも水きますので、そういったことの流量計算、現地の測量をいたしまして、その簡易プレハブ水路をどのように改良していくかという計画をするということです。

○佐藤委員

そうすると、スケジュール的には竜北中学校の周りの道路整備、歩道整備、中学校のグラウンドの中をね、グラウンドの整備もあるということです、それあわせて中を抜いてやってくるわけですけども、そうすると、これは竜北中学校の工事と並行してやるのか、先行してこれはやるのか、どちらですか。

○土木課長

排水路につきましては、今、竜北中学校の周りを迂回しておりますこの排水路がございます。これだけの距離を回すより3分の1ぐらいになりますので、校庭の中を掘り割ってボックスカルバートを布設するという計画になっております。このボックスカルバートの布設が終わりますと次に周辺の排水路が埋めることができますので、そちらの排水路を埋めて道路の拡幅工事という形に入るわけですけど、それが2年から3年ぐらいかかると思います。

校庭の中を掘り割る工事に際しましては、教育委員会のほうとも協議、調整をしておりますので、掘り割ると同時にグラウンドの整備がなされるものと思われま。グラウンド整備をする際には、周辺道路の拡幅に伴う部分が後追いになりますので、その辺との調整もございます。ですから、グラン

ドの整備、私よく記憶にないんですけども、1年ではできないのかは。2年、3年とグラウンドの整備も一緒に同時施工になっていくのかなと思います。

○佐藤委員

そうすると、この排水路というか、測量調査委託料があるわけですけど、これ自体は今年度測量し、調査をしということですけども、この排水路自体はいつからやられるんですか、これは工事、予定では。

○土木課長

竜北中学校を過ぎて山屋敷川の排水路の工事につきましては、平成26年ぐらいから頭出しをしていきたいなど、実施計画のほうですね、というふうに考えております。

○佐藤委員

わかりました。そうすると、平成26年ということですので、来年度この竜北中学校の調査や測量やそういうことで、並行的にこれは工事が進んでいくと、こういうことですね。

それから次に、201ページの都市計画事務管理事業という形で各種負担金がありますけれども、名豊道路建設推進協議会負担金と、これは23号線かなというふうには思いますけれども、これについて御説明をください。

○都市計画課長

名豊道路建設推進協議会負担金というところがございます。これは、おっしゃるとおり名豊道路建設の促進を図るものでございまして、主に国に対しての要望活動、協議会等で研修というか、そういったものが協議会の中で諮られているものがございます。

○佐藤委員

それで、この名豊道路というのは23号線ということですかね。これ大分以前は刈谷のところも2車線化が進んで西尾を過ぎて蒲郡方向まで延びておるわけですけども、もう整備を促進していくということは既定の事実になってるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そう思うと、これをあえてそうした要望活動を

しなければ途中でとまってしまうような、やわな事業じゃないなというふうに思うんですけども、それでもやっぱりそういうものの協議会で集って、なおかつ負担金、金額はともかくとして払い続けないかんものかなというふうに思いますけど、これはどうですか。

○都市計画課長

これは現段階では豊橋市を含め14団体でございます。そして、やはり知立の関係でいきますと、既に豊明市のほうでもそうではございますけども、そういったところでいけば、後は知らないよというふうではいけないと思います。みんなで一致団結して名古屋から豊橋まで通すのが一つの目的でございますので、これが終わるまでは、やはり要望等力を入れて協力していきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

知立市ができたから知らんよということではないですけども、これ自体は豊橋市までということでありますけれども、私よくわかりませんが、豊橋市まで整備がされるのはそれではいつぐらいかなと。整備が果たされた暁には、これはなくなるということですかね。国道ということでは維持管理ということに移るわけですので、どうですか。

○都市計画課長

この名豊道路建設に関しては、特に蒲郡の地区が非常に今、滞っているという状況でございます。トンネル工事も終わっている時期ぐらいのかなというところで、後は動線の整備になってくると思います。

そういった中から、ちょっと今、手元に資料がないものですから何年までに供用開始されるというものはこの場では発言はできませんけども、この目的として相互の連携を密にして円滑なる建設と早期完成を期すことを目的とすると、このようにあるものですから、早期完成を期すというところでの完成されれば、その後は解散するのかなというふうに私の想像でございますが、そのように思っております。

○佐藤委員

あと、衣浦豊田道路についても同じような中身で衣豊線ということですけど、これについてはどうですか。

○都市計画課長

衣浦豊田線でございます。これに関しては、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市、高浜市と、この6市で協議会を諮っているところでございます。

衣浦豊田道路及びその関連する県道の建設の促進というところで、これも同様に国のほうに対して要望活動をしているところでございます。

○佐藤委員

衣浦豊田道路ということで知立区間は高架になりました。今、刈谷市から高浜市に向かって真ん中の今まで植栽がずっと植えられたところがありまして平地のところ高架おいて2車線化がやられてるかというふうに思うんですけど、これは高浜のところからまた高架になってという部分が一部ありますよね。そこまでの区間を2車線化するというようなことですか。どうでしょうか、その辺。

○都市計画課長

この事業自体が私どもが直接しているものではないので、そここの具体的な上がり方だとか、そういった事業的なことは把握はしていませんけれども、それは衣浦大橋、あそこが非常に渋滞で滞っているという状況でございます。その辺のものを特に高浜のほうでは強く要望しているところでございますので、そういったところでその地点から豊田市のほうまで一連を考えた整備事業になります。

○佐藤委員

完成してないので引き続きと、こういうことですね。

それと、もう一つお聞きしたいんですけども、油ヶ淵の広域公園計画推進協議会負担金というものもありますよね。これは碧南の油ヶ淵の公園化に対するものじゃないかなと思いますけど、これはどうですか。

○佐藤委員

今回このミニバスのところに団地6カ所、市役所にもつけると。私もいいことだなというふうに思いますけれども、今回こんな形で団地と市役所のほうに設置がされていくわけですけど、今現在それ以外についてベンチ、歩道が狭かったりいろいろありますけれども、今後可能なところはつけるようなお考えでいるのかどうか、この辺だけお知らせください。

○まちづくり課長

私の考えですが、やっぱりミニバスの利用者の便利性の向上ということも大切だと思っておりますので、おっしゃるとおり設置できるかどうかというのは検討は必要だと思うんですけども、もし要望があれば前向きには考えていきたいとは思っています。

○佐藤委員

そうすると、市民から要望があればつけていくことも検討すると、こういうことですか。もうちょっとその辺。

○まちづくり課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

要望があればということですけども、高齢化もどんどん進んで、どこでもつけれるというわけじゃないし、また、ダイヤ改正で停留所の位置がずれたりそういうこともあるので、そう単純な話ではないかなというふうには思いますけれども、ただ、利用される方が高齢者が非常に多いわけですね、そうした点ではベンチ等がほしいという声は当然あるわけで、その辺は一遍利用者アンケートなり、要望があったらということじゃなくて、利用者アンケートですとか、そんなことですぐ全部できるなんてことは思いませんけど、利用者アンケート等でさらに設置が可能なところは設置していくような方向が必要ではないかなというふうに思いますけれども、利用者アンケート等含めてやったらいかがですか。

○まちづくり課長

一度検討させていただきます。

○佐藤委員

ぜひ利用者アンケートの中で検討してほしいなというふうに思います。

そこで今、課長のほうは、一度検討ということですけども、高齢化も進んできて高齢者が利用するところは多くなってきてるんじゃないかなというふうに思いますので、団地以外のところでもぜひ可能なところは設置をしていただきたいと思っておりますけれども、副市長、この点どんな認識をね、課長があのように答弁されましたけど、副市長はどんな認識でおられるのかなというふうに思います。

○清水副市長

要望があったら検討しようという少し消極的な考えでございますけれども、私どものほうも先ほど来、出てますように、物理的に設置が可能などころは、これ予算のかげんもございまして、単年度で1,000万円というようなことはなかなか難しいかな。今回、要求させていただいている部分については、たまたま過去に名鉄バスの停留所というようなことで、そういったスペースもあるということなので、まずはそこをお願いしようということで今、計上させていただいております。

今後については、物理的なことで可能などころは、予算もありますけども、できるだけ対応させていただきたいなというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひそのように取り計らっていつてもらいたいなというふうに思います。

それで、この203ページのところでですけども、駒場牛田線附帯工事費ということで街路事業のところ002という形で312万9,000円というものがついてます。去年の12月の議会で補正されて駒場牛田線は平成23年度中で完了かなということを私は思っておりましたけれども、今回、平成24年度予算にこうした形で予算計上がされてると。損失補償金も100万円ついてるといような形ですので、これについて御説明ください。

○都市計画課長

予算書の203ページ、002街路維持管理事業とい

うところで駒場牛田線附帯工事費というところでございます。

これは4月に供用開始をされるところでございます。それに伴いまして、平成23年度では全線完了して供用開始するということでございますが、その先に供用開始をしてどのような問題が出てくるのかわからない部分がございます。そういったところで予算がなくては何もその対応ができません。そういったところでそういったところの対応をするために、例えば抜け道でどこか車があちこち走り回るだとか、そういったことを新しくできた道路にしっかりと皆さんが通行してもらえばいいんですが、生活用道路を切りかえたときにどのような問題が出てくるかというのは、ちょっとわかりません。そういったところで柔軟な対応ができるような形でここに312万9,000円とさせていただきます。

そして、損失補償金の100万円でございます。これは現地、池のところの一つ目の信号がございます。これはやがて新しい道路の信号ができれば撤去をする予定でございますが、そのところ隣に酒屋がございます。そのところで家屋調査をさせていただきます。工事の関係で、例えば壁にひびが入ったとかそういったところが心配されておりました。そういうところで事前に家屋の調査をさせていただきます、これがやはり同じように供用開始した時点でどのような苦情が出てくるのかわかりませんが、それはこの予算自体は使わないかわからないです。でもその対応で柔軟な対応ができるように予算をさせていただきました。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、このお金については、将来、供用開始になって起きるかもしれないという事態、問題かわかりませんが、それに対応するための予算だということですね。

それで、312万9,000円という形で具体的な細かい数字でなってるわけですので、具体的にはどんなことをね、そういう問題が起きるかもしれない。どんな問題を想定をされてこうした点で予算計上

されるのかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○都市計画課長

この今回、供用開始した時点で、従来今まで通っていた生活用道路がございます。そういったところで少し細かく予算が出てるというのは、ここを今までどおりに走れるような状況をつくらと変わり映えはしないかもしれないです。一応ずっと手前のほうに看板は、この先、生活用道路。左へ曲がってください。419号のところで駒場から来たときの話ですが、大きい看板を設置させていただきまして、新しくできる駒場牛田線に回っていただくような啓発の看板をつけさせていただいているところでございます。

そのまま真つすぐ行かれますと、やはり供用開始した意味がないということにもつながりますので、そういった形で例えばラインを設置して幅員を狭く感じさせるようなラインをつくるだとか、そういった視覚的に感じていただく、ここはちょっと通りづらいなというふうにドライバーは感じていただければいいのかなというふうに思っていますので、この予算のものはラインをずっと信号から池のほうまで設置するという予算をここには計上させていただきましたが、その辺は諸問題に応じてちょっと変更させていただくことがあるのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

私は、駒場牛田線附帯工事費ということになったもんだから、新しい道路が供用開始をされてね、そこで問題が起きて、そうした問題が起きたときに対応するための予算かなというふうな感じを持ってたわけです。

ところがそうではなくて、今現在の豊田を通過して駒場のほうから通ってくるあの道路が従来どおり駒牛線をせつかくつったのに皆さん使わん真つすぐなほうがいいやとって走るような状況だと、これはちょっとまずいじゃないかということで、要するに駒牛線に誘導するための工事費だということですね。そういうことだということがよくわかりました。

それで今、言われた中身は、従来どおり皆さんが同じように使っておってはいかんので路側帯というんですか、そういうものの予算を考えているなどということでした。これは聞かなければわからない話で、ということは、駒場牛田線が供用開始になっても実際問題として曲がるより真っすぐなほうがいいかなとってまっすぐ行く人もそのことは大変道路形状から見ると懸念されるところでこの予算がついたのかなと、こんな感じですけども、部長、私はそんなところまで掲示板で右へ曲がれと誘導のための看板つけられればこれでよしかなと思ったけれど、そうした心配をされて、こんな予算を必要かどうかかわからない予算ですけども計上されたらと、この辺は初めて聞く話でね、課長から説明はありましたけれども、部長としてもじき供用開始がされる駒牛線という点で、こうした予算をあえてつけざるを得ないという点についての認識だけお聞かせください。

○都市整備部長

駒場牛田線、今予定では4月9日に供用開始をする予定で進めておりまして、地域の方へは交通の流れが変わりますので周知をさせていただいているところでございますが、そういう中で、私も一番懸念しておりますのは、当初から地元から強い要望がございました衣浦豊田道路との側道の交差点、こちらに信号機をつけてほしいというそういう強い要望がございまして、しかし、公安委員会と警察と協議を何度も繰り返させていただいたんですけども、現状では交通量が見込めないからというような理由もございまして、今すぐ直ちにはつかないということでございます。

そういうこともございまして、いわゆる車の流れ的に信号で安全に出入りができるという状況にないということもございまして、地域の方からも車の流れがちょっと心配だという声も聞いております。また、私どもも車の流れをできるだけ新しくできた道路に誘導したいということで交通安全上の配慮も含めて、少し車の流れを見させていただいて、新しい道路に誘導できる方法を状況を見て対応をしていこうということで、予算の枠取り

的で非常に申しわけございませんが、そういった対応をせざるを得ないということで、今回予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○佐藤委員

わかりました。実際問題として執行されるかされないか、それはちょっとわかりませんが、そうした考えのもとで予算づけがされたということはわかりました。

それから、207ページの才兼池整備事業という形で駒牛線が通りまして、大分、池を割愛して道路ができたわけですけども、この事業についてもお知らせをください。

○都市計画課長

才兼池でございますが、知立市の中では数少ないため池でございます。そういったところで才兼池も貯水機能を検証しながら水辺を生かした憩いの場所としての整備を行う、そういったことの検証、地域ももちろん御意見をいただきながら次年度以降に整備をするのかということも検証します。平成24年度は整備をするための委託費として840万円の委託費を計上させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、これは基本設計ということでありますよね。そうすると基本設計ですので、平成24年度は840万円で基本設計ですけども、そうすると次年度は詳細設計という話になるんですか。基本設計があれば普通だったら設計費ということですけども、基本設計があり、次年度は詳細設計、そういう中で工事という形、スケジュール的にはどんな形でこれは進んでいくんですか。

○都市計画課長

来年はその池全体の平板測量、地形の測量をさせていただきます。そしてまた、外周をどのように生かすことができるのかということで、おおむね1周で300メートルほどございます。この辺で路線の測量をさせていただきまして、そこを例えば散歩道に活用できるのかとか、そういったところの検証をするために下調べをさせていただきます。そしてまた、池も今の深さ等を検証させて

いただきまして、その辺が貯水機能等、あと治水的なところも検証させていただきたいと思っております。

そのときにどのような構想をもっていくのか計画を立てます。当然ながら、そのまま進むことになれば次年度には詳細設計をして次の年には整備に入っていくと。その整備も一つの目的としては、それを整備するにはどのぐらいの整備費がかかるのか、全体のですね、その辺も検証させていただきまして、どのような計画を立てて今ある例えば池、擁壁があります。そういったところもそれはもつのかどうかということも、やり変えないとダメなのかということも調査をさせていただきますので、とにかく事業費としてどのぐらいかかるのかというものを一度、平成24年で出ささせていただきますまして、その財政的なものもありますけれども、それに応じた次の年には詳細設計、そのまた翌年には工事にかかっていくものですから、それが工事が何年ぐらいかかるかということもあると思いますが、二、三年ではないのかなというふうに思っておりますので、やはり5年のうちには完成をしたいというふうに思いますが、そこでもまた財政的なものもありますので、一度総額の予算を出させてもらって検証させていただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、この平成24年、今回基本設計でありますので、平成25年が測量といろいろ調査をして平成26年に詳細設計ということになるのかな。この5年以内にはやりたいと。今現在は、これ自体については、まだ設計も出てないので事業費の膨らみぐあいわかりませんが、確かに試算をすることは必要かもしれませんけれども、ちょっと普通の平地のところには公園をつくと、若干造成するというのとは違って、池の周りをどうやっていくかという話ですよね、散歩道もつくりながら水辺も生かしながらということになると、ちょっと費用がどのぐらいになるかわかりませんが、そんな計画だということはわかりました。だけど、これは大急ぎでやらないかかなと

いうこともちょっとどうなのかなということもわかりました。

それで、この才兼池ですけれども、あの池全体は全部知立地ですか、豊田地も入ってるんじゃないですか。どうなんですか、あれは。

○都市計画課長

池自体は知立の中にございます。

○佐藤委員

池自体は知立ですけれども、例えば散歩道とかその池の周りにやったりすると豊田地にはかまわないような中身でこれはできるんですか。

○都市計画課長

池外周も含めて知立地になっておりますので、プラス外周を散歩道の活用がしたいなというふうに思っております。ですから、全体としては知立市の行政内の中にあります。

○佐藤委員

豊田地も私はあるのかなと思って、それをやるには豊田地があれば豊田市の協議やそういうことも必要なというふうに思ったので聞きました。全体が知立地ということですけども、今現在は基本設計で840万円ということですよ。

私、素人ですのでわかりませんが、840万円に見合うような公園だとかそういうことというのは、こうしたことから見ると公園の仕様にもよるだろうけれども、それなりに公園の規模みたいなことが見えてくるのかなという感じもするんですけど、その辺は今現在全く白紙で、事業予算についても想定もできないほどのものなのか、詳細設計やその他が出てこないとそろわないと事業おおよそのところも出てこんど、こういう関係にあるのか、そこだけお聞かせください。

○都市計画課長

この池自体が、ため池の面積でいくと5,200平方メートルほどございます。道路ができましたので、それを除いた今のため池の部分だけでいきますと、およそ5,000平方メートルございます。

この部分の委託でございますので、これは一般的に公園もそうなんですが、その委託関係の見積もりということになると面積で決まってくるので

で、それからいろいろともんでいって最終的にこれをどのようにというものはまとめていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

現状ではこれ以上のものはでないということでもありますけれども、この公園化ということが言われました。

この才兼池の整備事業というものは、駒牛線があそこに供用開始してつくられて、それが一つの動機でこの整備が進むんだらうと思うんですけども、もともと水辺公園ということでこれをやろうとしていたわけじゃないというふうに思うんですけど、その辺はどうですか。

○都市計画課長

この辺のものは、たしか総合計画の中でもその部分をどう生かしていくのかというものがあつたと思います。

そしてまた、都市計画のマスタープランの中にも載っております。そしてまた、緑の基本計画の中でも位置づけられておりますので、この辺はそういったところからすると、もともと計画のあつたところでございます。

やる時期に関しても、やはりその時期を見てというところがあるものですから、この駒場牛田線ができたことによって後は残りをどう生かしていくのか、また、その隣にはここの中でも予算の中にもポケットパークというところではございますが、その辺も含めて、あまりバランスの悪いため池というか、親水的な公園ではいかんもんですから、ポケットパークも含めながら全体的にどのようなことができるのかというものは地元の方たちと一緒に考えて、景観的にもいいものに仕上げたいなというふうに思っております。

○佐藤委員

今、課長がポケットパークのことを言われましたので、ポケットパークについてお聞きをしたいわけですが、これが工事費が850万円ということですよ。これはどんな工事がね、面積が何ぼあつて、きょうの朝も私、見て来ましたが、

土盛りが、土が積んでありましたけれども、面積はどのぐらいあつて、どんな整備をされるのか、そこはどうですか。

○都市計画課長

池が埋まって道路ができて、その間にできた三角地というか、その部分ですが、たしか600平方メートルぐらいあつたのかなというふうに記憶しております。

整備するところは450平方メートル、酒屋の部分向かい側、道路を挟んだ対策を今、駐車場になっているものですから、その部分は実質的には長が権限を持っているという形ですので、その部分は駐車場はそのまま生きていくのかなというふうに考えております。

そこが残された部分450平方メートルございます。これも先ほど言いましたけども、あまりちぐはぐなふうではいけないものですから、今回、才兼池を委託にかけるものですから、その辺も検証しながらどのようなものをつくり上げていくかというものを考えていきますけども、今、予算上では例えば低木、中木、真ん中あたりには、あずまやなんか。そこで皆さんがウォーキング、遊びに来た方たちにとって腰をかけるようなベンチ、そういったものを園路を構成しながら考えていきたいなというふうに思っております。

○佐藤委員

この才兼池のところですね、ミニバスのちょうどポケットパークに即してだったですかね、ミニバスの停留所があつたかなというふうに思うんです。

今、池下公園ですかね、ちょっと入った迂回する道路がありますよね。あそこのトイレの前ところにバス停があるわけですが、これが道路が供用開始をされて、この才兼池のところのバス停はどうなるのかなという感じがするんですけども、工事がきちっとできた暁には、今の公園前のところから住宅の中を迂回せないかんもね、バス自体が。ですから、もとへ戻るのかなというふうに思うんですけど、もとには戻れないですけども、供用開始された道路がありまして、どの

辺にバス停があるのかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○まちづくり課長

今、計画では、確かに駒牛線が開始したときは信号機のところから大体20メートルぐらい農住区の区画整理のところですね、あちら寄りのところに設置されます予定です。

○佐藤委員

ちょっと農住区ですので、ちょっと位置がわからんですけど。

○まちづくり課長

才兼池の前ですけども、要は、信号機から大体20メートルぐらい下のほうへ行っただけのところというんですかね、東に行っただけで、才兼池のほうの前になります。場所的には。

○佐藤委員

そうすると、大流の風間議員のところにはバス停がありますよね。風間議員のところにはバス停があって、それを市営住宅のほうへ行って、マヤ酒店のところを信号がつくわけですけども、渡って、そして新しい駒牛線を右に曲がって、そして20メートルぐらいいったところにバス停がつくということですよ。

そうすると、その関係でポケットパークとの関係で見ると、花園のほうにはバスが走っていくわけですよ、ぐるっと回るんですから。そうすると、バス停というのは左側ですよ。そうすると、ポケットパークは、これは右側になるので、バス停としてはふさわしくないと。あずまやつくってベンチつくればそこへ座りたいと思うんですよ。

ところが、実際にバス停に行くには基本的には信号のところまで行って迂回して歩道を通って、目の前にあるんだけど渡らないかんということになると思うんですよ。こういう事実関係でよろしいですか。

○まちづくり課長

その認識で正しいです。

○佐藤委員

もちろん才兼池、まだこれ基本設計が出たばかりで予算化しようとする今の段階ですよ。まだ

ポケットパークと将来完成するであろう才兼池の水辺公園というか、その公園ができる段階までこのポケットパークありようを待ってもいいんじゃないかなという気もしないでもないんだわね。だってこれ、才兼池公園ができるのはまだ基本設計が出てきて、測量やそういうことをやって詳細設計やることができるのは5年以内にはやりたいという話だけれども、ましてこのポケットパークであずまやつくってベンチぐらい置いてもいいかもしれないけれども、すぐ目の前にバス停があって、ここで休んでおいて迂回せずに前の道路を渡ってバス停に行くということだとして考えられるんじゃないですか。そんなことのほうを私は心配するわけですけども、どうでしょうか。

○都市整備部長

今、佐藤委員おっしゃった内容は、ポケットパークを活用して、そのバス停の設置位置を考えたかどうかというような御提案かなと思うんですが、バスの方向が一方通行方向ですので、さっき佐藤委員も言われたように、東方向を向いて左側の報道側にしかバスが停車できないわけですよ。そういったことで、ポケットパークは反対側の歩道、右側の歩道の背後地にできるということもございまして、ポケットパークを使ってうまくお客さんがそこで休憩して待っていただけるというような、そういう形ができれば確かに一番いいわけですけども、バスのコースを逆に言うと逆コースにすればそういったことは対応可能かと思うんですが、現状では、今、バス右回りに回っておりますので、そういう状況の中では、ポケットパークを使ってそういうお客さんの利便をとというのはちょっと難しいのかなということで、安全対策としてそこにおいて道路を渡って反対側に行ってしまうとかそういう安全対策はもちろん講じていかなきゃいけないわけですが、ポケットパークの活用方法としてミニバスと直結した何か利用ができればいいんですけど、今現状はちょっと思い当たるところがないというのが現状の気持ちでございます。

○佐藤委員

私は、ポケットパークを活用してミニバスとの

連携が図れるようにしてほしいということを行ったわけではなく、このポケットパークの向かい側に駒牛線のところに停留所ができるわけです。そうすると、ここをポケットパークと整備してあずまやを置き、ベンチを設置するということになると、ここで座りたいなと思ってバスを待ってる人も出てくるかもしれないと。

しかし、バスに乗るには政屋酒店のところの信号まで行って、信号を渡らんでいいですけど、そこを右に曲がってぐるっといかなければバス停の到達しないわけです。しかし、目の前にあるということを考えると、ぱっと道路を渡って行くこともちょっと心配されるのじゃないかなということなんですけども、どうでしょう。

○都市整備部長

大変失礼しました。質問の趣旨を間違えておりました。

確かにそういった状況になる可能性もあります。ただ、今回、道路も新しく整備されておりますので、バス停を前提に歩道の整備も考えておりますので、バス停の横にはベンチをつけたいなというふうには思っておりますので、ポケットパークのベンチとは若干変わりますが、ほんとにコンパクトなものになるとは思いますけども、そんなような考え方をしておりますので、そういった中で、ポケットパークからの流れについても、また交通安全対策というのもまた考えたいと思っております。

○佐藤委員

そういう形でポケットパーク自体がバス停にはなり得ない話で、そうした危険性があると。今そこでベンチをこっちのほうに設置をしたいということで、先ほどもベンチの議論がありまして、つける方向で検討するという話だけでも、早速ここでベンチをつけるという話にならなくてあれですけど、それでね、もう一つだけ、才兼池の整備と整合性のあるポケットパークということを見たら、この850万円というお金がかかるわけですので、そう入れ込んだ整備の仕方をしなくてもいいので

はないかなという感じも私はするんですけども、ちょっと私の言ってることはあれですかね、効率性がなくておかしいでしょうか。私は、才兼池のこの公園が整備されるころに合わせてポケットパークも整備すればいいじゃないかなという感じがするんですけども、どうですか。

○都市計画課長

ポケットパークはポケットパークということで、地元の方たちに憩い、潤い等を与えるために必要ではないのかなというふうに思っております。

しかしながら、私がさっき言ったというのは、どうせ、どうせという言い方は失礼なんですけど、才兼池のほうも委託に出すものですから、あまりちぐはぐなものじゃなくて、できるだけ趣旨に合った、そしてまた、地元の方たちに親しまれるような整備をしたいものですから、その辺を考えながら、いつも毎年草刈りだけではちょっとやっばりまずいのかなというふうに思いますので、できる限り早期の整備をさせていただきたいと考えます。

○佐藤委員

整備をしたいということで、先ほど、もちろんつくらんよりつくったほうがいいことは私も承知をしております。

しかし、先ほど測量の問題で八橋里線で全体考えて緊急性という点で延伸をいつまでなるかということとは延伸をされたということであったわけですので、そうした考え方に立つならば、ここも一定の整備は必要だとしてもどうなのかなと、そこだけ申し上げておきたいなというふうに思います。答弁は要りません。

それで次に、207ページのあいち森と緑づくり事業ということについて御説明を願いたいなと。

○都市計画課長

あいち森と緑づくり事業、この予算の全般的な御説明でいいでしょうか。

最初に書いてあるこのボランティア育成指導者報償金というものは、これは八橋東部の区画整理事業で構築された西出口公園というものがござります。そのところで平成24年度は植樹祭のほう

を少し考えております。これは、あいち森と緑づくり事業というところで100%の補助金をいただけるものですから、このボランティア育成報償金というところで西出口公園の植樹祭のときに市民の方たちに指導できるような、例えば造園屋の方たちが指導に来ていただくというようなことになります。そういったところで、ここは5万8,000円、これは草花教室も同様に毎年やってるものですから、させていただきます。

消耗品費というところで161万3,000円ここに計上させていただいているところでございます。これは西出口植樹祭のときに樹木を購入します。芝生も含めてですが、この辺が68万3,000円と。あとは、その事業の中には草花だとか、樹木だとか、緑の団体支援、ここで言いますと、例えば公園愛護会の方たちが花壇を管理されてるだとかそういったところでいきますと、草花、樹木と、ある程度の土も支給いたします。それが88万8,000円。草花教室は毎年20名の方たちに草花教室をやって地元に戻っていただいて、ほかの方たちにこういったノウハウを愛護会のほかのメンバーの方たちに伝授していただければいいのかなということでやっております。これが4万2,000円で合わせて161万3,000円でございます。

植樹祭借上料としてあります。これは何度も申し上げて恐縮ですが、西出口公園の植樹祭に対する借り上げ、テントだとか机、いす、その辺の借上料として5万円用意しております。あいち森と緑づくりの工事費、これも西出口公園で集まっていた方々にスコップで穴を掘って木を植えるなんてことはちょっとなかなかできないものですから、事前にそういったところで工事をしておいて、そういった参加者に負担をかけないような体制づくり、そういったところで40万円を計上しております。

緑の街並み推進事業費補助、これは街並み推進事業というところで一般の方たち、例えばアパートを建てただとか、自分の家でそういった緑化推進をしたいというところであります。これが基金から施主が工事をしたことに対して2分の1の事

業費をいただけるものですから、これが300万円と。1件100万円として3件の方たちの分を見込んで300万円、合わせてあいち森と緑づくり事業が512万1,000円と内訳になっております。

○佐藤委員

これは県からの補助金ですかね、10分の10ということで、あいち森と緑づくり事業ということがやられていると思うんですけど、そういうことですね。

これは県のほうの財源は県から10分の10交付されますけど、もともとの財源は環境の税でしたかね、何かその辺教えてください。

○都市計画課長

これは、あいち森と緑づくり事業ということで平成21年度からでございます。5年をワンスパンとして考えておまして、もともとは森林の整備というところで山のほうは非常に荒れておるものですから、これを重視して県のほうは交付金として蓄えております。それを山だけじゃいけないというところで、どちらかといったらまちの部分のほうにもちょっと費用の負担を交付金を差し上げようというところでありますので、そういったところであいち森と緑づくり事業ということで、ここでいうとあいち森と緑づくり事業、これは税というところであいち森と緑づくり税というところで広報にも載っております、平成21年度事業開始のころにはというところで、県民税をお支払いしてる方が500円を支払っているという形になりました。

○佐藤委員

知立市から見ると、とても10分の10できて、こうした事業がやれるという点では、私は当局も含めて大変助かる事業だなということは思いますけれども、そもそもは森林が荒れると、下草刈りも枝打ちもなかなか林業の高齢化ばかりじゃなくて外材が入ることで荒れる、水源の涵養が危ういと、こんな中で、この税が県税としてつくられたのかなというふうに思うんです。

確かにありがたい中身ではあるけれども、本当に森林のそうした整備が進んでるのかなと。私、

データは何も持ちませんが、ありがたい話ですけども、どうなんだろうかということの思うわけですけども、もらうほうは10分の10ですのでありがたいわけですけども、森林整備、水源の涵養、その他含めてどのような状況になっているのかなというふうに思いますけど、その辺の認識はどうですか。

○都市計画課長

その辺も確かにといいますか、私が山のほうに行ってみるわけではございませんので、その辺は森林整備というところで私どもの携わっている事業とはちょっと違うセクションになるものから、その辺は確認ができておりません。

これは平成21年のときの計画なんですけど、5年というスパンでありますけども、恐らくもう5年はいくんじゃないのかなということであります。そうすると、10年間で総事業費が220億円という計画になっております。そのうちのおおむね50%の110億円、10年計算なんですけど、この辺がほとんど、あと里山、そういったところでいきますと、そこは30億円というふうになっておるものですから合わせると65%ほどは山のほうに交付金というのはもっていかれます。愛知県のほうも本来はよその県でいきますと、ほとんどが森林事業100%そういうふうには事業は投資しているというふうには聞いております。

ところが、愛知県は山だけではなくて市街地、まちの中のほうにも緑を充実させようというところできているものですから、この辺でいうと約30%ほど10年計算で60億円、この辺がそういった都市の緑化推進事業というところで、平成21年の時点でございますが、そういった考えでございました。

○佐藤委員

それぞれ県の考え方もあるかというふうに思いますけども、今、私は知りませんでしたけれども、他県でも同じような税が導入されて森林のそうしたことに充てられると。愛知はその辺は山だけじゃいかんで都市もやろうと、そういう中で出てきたわけですけども、山自体がそれだけで対応でき

ているのかどうかちょっとわかりませんが、もうちょっと検証が山に、ほんとに高齢化が進んだりいろんなことをする中でどうなんだろうかなという疑問があつてお聞かせを願いました。

この緑の街並み推進事業ということで、何か先ほど3件の100万円の補助、3件を対象にしてるんですか、これは。もうちょっと詳しく。

○中島委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時43分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほどの緑の街並み推進事業補助金というところで100万円がというところでございますが、これは空地緑化を目的にしております。特に個人のお宅でございますが、面積が緑地面積でおおむね100平方メートル以上のものがございます、その事業費にかかる500万円を限度とした2分の1の補助金で、事業費かかった2分の1の補助金でございます。

○佐藤委員

100平方メートル以上を対象に限度額が上限500万円と。2分の1ということは、500万円であるならば250万円補助すると、そういうことですか。そこを一遍確認させていただいて、それで300万円ということでもありますけれども、これは今回が初めての予算化ですか。過去にもありましたか。

○都市計画課長

愛知県が平成21年から始めてますので、たしか平成22年からだったというふうに思います。

○佐藤委員

それで、平成22年からということで平成22年、平成23年、平成24年と実績はありますか、これは。

○都市計画課長

実績で平成22年度で1件、平成23年で2件でございます。

○佐藤委員

ちょっとイメージがね、それなりの費用かかるような壁面緑化といいましたか、これは屋上緑化もあるのかどうかわかりませんが、どんなイメージの緑化をね、これだけお金をかけてやられるもんだから、どんなイメージの緑化をする場合にこんな補助の対象になるのかなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○都市計画課長

おっしゃるとおりに屋上壁面、空地、駐車場と緑化がございます。要件として一つに、道路から眺望できることというところでございます。それとあと、不特定の人が立ち入ってみえることができること、管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること、この三つの要件がございます。

○佐藤委員

わかりました。なかなか一般の人がどなたでもやれるというものではないなということがわかりました。

実績が3件ということでありますけれども、例えばこれは個人、民間ということで、民間の場合の対象は個人ばかりではないかなというふうに思いますけど、その辺はどうですか。

○都市計画課長

やはり一般の方ではなかなか難しいというところはあります。ほとんどアパートを建てられるときに一緒にこういった事業があるという認識のもとに申請をされたという方がほとんどでございます。

○佐藤委員

わかりました。

ただ、先ほどの繰り返して大変恐縮ですけども、この税の本来の趣旨から見ると、ちょっとどうかかなということだけは申し上げておきたいなというふうに思います。

それで次に、予算の概要ですね、102ページの知立駅の北地区市街地再開発事業ということでありますけれども、これを見ますと、平成24年度の事業の内容ということで都市計画決定をしたいということですけど、これはどんなスケジュールで

やられるのか、これはちょっと教えてください。

○まちづくり課長

駅北地区の再開発事業でございますけども、ここにつきましては平成21年に準備組合のほうが発立され、平成21年度基本計画、平成22年に推進計画ということで作成させていただいて、平成23年度につきましては、平成24年度に事業計画の都市計画決定を予定しておりますので、そのための予算ということで計上させていただきました。

今の予定でいきますと、たしか平成25年の2月ごろに都市計画決定をしたいというふうで考えております。

○佐藤委員

準備をし、この平成25年に都市計画決定をするということでありまして、そうすると、この都市計画決定がされて、今は準備組合ですけども組合の設立はいつでしたかね。

○まちづくり課長

今の予定ですと、たしか平成25年度の予定になっております。

○佐藤委員

そうすると、そういう形で進んでいくわけですけども、実際に事業が設計やその他されて、上物が建って完成という今の段階取りで見通しについてはどうですか。

○まちづくり課長

今の予定でいきますと、平成27年から平成29年ぐらいで建築工事着手で平成29年度事業完了というふうで予定はしてるんですけども、御存じのとおり、駅北地区につきましては、知立駅周辺の土地区画整理事業との進捗状況のぐあいによっては時間的なずれも出るかもしれないですけど、今のところは予定どおりではないのかなというふうには思ってるんですけども。

○佐藤委員

そうすると、今現在30メートル道路ができるわけですけども、30メートル道路の西側よりも今の知加羅さんですかね、中華料理屋までの間が再開発ビルかなというふうに思いますけれども、今現在そこに張りついている店舗やそういうものはあ

るわけで、こうした皆さんはこの事業が始まってきますとどのような形になるのかなど。

この前3,000円で5軒の飲み歩きができるあれがありましたけれども、ああした店も再開発区域に入ってるわけですので、そうした方々を含めてどんな形にこれからなっていくのかなど。

○都市開発課長

駅周辺の区画整理に関係するものでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

移転補償につきましては、基本的にはそこを出ていただく補償を差し上げて移転先を確保して再築をしていただくということでございますけれども、商売やってる方につきましては、やはり知立駅の前のにぎわいということもありますので、全く補償金だけで、はい、さようならというわけにはいかないかと考えております。

まだ本格的な計画はしておりませんが、例えば仮設の店舗などを設けることも必要かというふうには考えております。

○佐藤委員

そうすると、店舗等はこれからの話ということですね、補償金だけではままたらんで、希望される方には今の宝町の区画整理で宝町荘があるような形でそういうことも検討されるということですかね、その点。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございますが、まだ具体的な計画は何ひとつございません。

○佐藤委員

それから、もう一つは、当初の計画から大分変わってきて、住宅戸数が60戸、駐車台数が240戸という形になりましたけど、この240戸の駐車場の内容は駅前の駐車場の確保等の関係の中で、どんな考え、台数になってるのか、この辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

平成7年当時ですが、駐車場の計画を必要台数とか状況等を調査したものがございます。その当時、平成7年当時ですけども、駅北地区の必要台数としましては960台で実際に駐車場確保でき

る台数としては530台ということで、当時430台の不足でございました。この調査を今の状態でやり直したところ、現在、駅北地区では必要台数は960台で変わりませんが、設置されているものが874台ということでございまして、不足台数は86台、これが今現在の予測しております不足台数でございます。

○佐藤委員

86台という形で、これは市営駐車場も含めてでするので、不足する台数が86台市営駐車場と。まちづくりシンポジウムの中で市営駐車場をなくしてというような話も出たりしましたけれども、市営駐車場については北新地ですか、あの計画も出ましたけれども、今現在は動いてないわけですけども、市営駐車場がもしもなくなるようでしたら駐車場不足が生じるじゃないかなというふうに思います。この点どうでしょうか。

○都市開発課長

市営駐車場、現在261台が駐車できるというふうに判断しておりますけれども、それがなくなってしまいますと、その261台分が不足台数として加算されるということになります。

○佐藤委員

もう一つは、区画整理の中で、今、名鉄パーキングがありますけれども、あれも区画整理の中で、あれは借地の上に建ってるということを聞いてますけれども、これも移動される、引き続き駐車場として確保できる見通しがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、個人の所有地の上に名鉄が駐車場を建築しております。この方の移転先は、名古屋本線沿いということになりますけれども、そこに新たにつくるかどうかというお話は具体的な何も持っておりません。

ただ、名鉄パーキングのほうはつくりたい意向であるということは聞いております。

○佐藤委員

そうすると、極めて流動的という中で、もしも名鉄パーキングがなければ台数が206台ですか、

今ありますけれども、さらに不測の事態は解消できんということになると、市営駐車場の比重がこれで高まったのかなという感じがしますが、その辺の認識はどうですか。

○都市開発課長

新たなものがない限り、おっしゃったとおり不足台数が460台以上加算されるということですが、鉄道高架事業完成しますと高架下が使えるということがございます。この下を駐車場として使える可能性もありますけれども、これもまだ流動的なお話です。

○佐藤委員

駐車場はそんな形でね、まだ不足台数に対して流動的な状況だなということがよくわかりました。

それで、もう一つは、まちづくりシンポジウムの中で、まちづくりの会長が再開発ビルはどこもうまくいった例がないというようなことも言われましたけれども、そんな中で、再開発の準備組合コーディネート委託という形で今回計上されてますけど、どのような形でね、組み合わせはいろいろあるかと思うんですけど、今現在の到達の中では、以前は2階も店舗にするというような話があって、今は1階のみの店舗と。その辺は権利者の保留床という形で保有すると思うんですけど、いざ実際そうした形でやったときに店舗として借りてくれる方がなかったということになると保留床を持つてる地権者の方はなかなか苦しいなという感じがしますが、その辺の見直しはどうですか。

○まちづくり課長

確かに1階が店舗ということで今、計画しております。それで、当然、権利床ということで地権者の方たちが取得するだけの分もありでしょうし、そういった中で、権利床を貸していきたいという方もおりますし、自分で利用していきたいという方もありますけども、そういった中で、まだこれから詰めていくということになっておりますので、今ちょっとここでそこまでのことまでは考えておりません。

○佐藤委員

私、それがほんとに権利床がちゃんと必要な方が借りられて、うまく回っていけばいいなというふうに思うわけですけども、この間の検討の結果は2階の商業床も縮小されて1階もと、こういう流れの中です。

それで、銀座の再開発のリリオですけども、1階のところに100円ショップが入ってますけども、あれが撤退をされて長いこと空きになってます。ここも権利床だと思うんですけど、一遍そのところだけ確認させてください。

○まちづくり課長

たしか組合のほうが持ってみるところだというふうに記憶しているんですけども、ただ、今確かに現在はあいておりますけども、聞いたところによると借り手も結構、話があるということはちらっとは聞いておるんですけど、具体的なところまでは私は承知しておりませんので、申しわけございません。

○佐藤委員

余計なお世話かもしれませんが、長いことあいう形で空きになってるわけで、そうした点では駅前の一等地に今度の再開発ビルができて、ちょっと条件が違うから単純じゃないですけども、そうした事態はないようなそんな計画、ものにならないかんし、地権者の中でのその点での合意がとても大切かなというふうに思いますので、その辺は市としてどんな認識をお持ちかなということです。

○まちづくり課長

確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。権利床にしましても、先ほども言いましたとおり、自分で使われる方というのも確かにみえますけども、ただ、貸していきたいという方もありますし、どれぐらいの面積の人が貸すのかというところをいろいろあると思いますので、市としましても、やはりそういったところに注意しながら事業のほうは進めていきたいなと思っています。

やっぱりおっしゃるとおり、そこに持ってみえる地権者の方たちが、それ借りてもらわないとなかなかこれは難しいと思いますので。

○佐藤委員

まだまだこれからだということでありませけれども、その辺はほんとに地権者の方たちが納得すると同時に、損をしないようなね、再開発やってちょっと損したなということにならないような対応を引き続きお願いしたいなというふうに思います。

それで、次ですけれども、概要の106ページで駅周辺の区画整理事業ということになります。

これについて一般質問でもありましたけれども、この表を見てもとすると、事業期間が平成11年から平成38年と、そして財源の内訳がここに載っています。

地方債については計画は28億6,560万円というような形で載っていますけれども、本会議の中では一般財源が減り地方債がふえてるじゃないかという議論がありましたけれども、この点について事業費から交付金を引いて、その残りの9割を起債で充てることができるというような議論もありましたけれども、地方債の財源内訳の28億円余が基本的に堅持をするということだというふうに思いますけれども、この辺の考え方はどうでしょう。

○都市開発課長

昨今の国庫補助ですけれども、かなり補助額が減ってきております。その中で、区画整理事業をやはり先ほどの再開発ではありませんけれども、再開発ビルの建築用地をあけるまでは何ともしも事業を進めなければいけないということもあって、国庫補助が下がった分、事業を縮小できるかという、そういうわけではございません。

推進するためにはどうするかということですが、いますけれども、やはり財源的には起債でお願いしていくということになり、このような起債額がふえているといった状況でございます。

○佐藤委員

今は私は市財政の一般財源充当がなかなか厳しい中で起債をふやさされたのかなと思ったら、今この国庫補助の下がってきたということを言われましてけれども、もうちょっとこ詳しく教えてください。

というのは、連立で10分の5から10分の5.5になったけれども、一方で、区画整理でそれが下がってくるというのはどうかなということになります。その辺どうですか。

○都市開発課長

国庫補助額が下がってまいりますと、起債でなければ何に対応するかということになりますと一般財源ということになります。

しかし、一般財源それほど余裕があるわけではございませんので、それを抑え、なおかつ事業を進めるためには起債で対応せざるを得ないといったところでございます。

○佐藤委員

国庫補助が下がってきたということ、これは補助金ですよ。補助金なので下がることもあり得るかもしれん。なぜこれが減らされてきたのかということが一つ問題なもんだから、そこをお聞かせ願いたいんです。

○都市開発課長

今の政権の中で、公共事業の削減ということが一つございます。もう一つが、東日本の大震災のほうに建設事業費を充てなければいけないということから、それ以外のところでは国庫補助額が圧縮されているといったところでございます。

○佐藤委員

国の財政のやりくりが低い中で、国庫の補助が減らされると。今後もこういう傾向は続くということ具体的には、当初、例えば現段階で平成24年度の予算の中で、予定していた国庫補助金は幾ら減って、地方債が幾ら伸びたのか、ここの辺の関係はどうですか。

○都市開発課長

今年度じゃなくて平成24年度でよろしかったでしょうか。

平成24年度は今のところ要望した額を予算化しておりますので、今のところ要望額が入っているというところなんです。

○佐藤委員

そうすると、今のところ平成24年度ではこういう形ですけれども、実際問題として交付決定は先

の話でね、実際どうなるかわからんという側面があるんですよ。

そうすると、ちょっと後戻りするようで大変恐縮ですけども、平成23年度の見込みは国庫補助が予定したのに対してどれだけ減って、起債がどれだけふえたのかと。

○都市開発課長

補助金の中でまち交の第1章がございます。その中で二つに分かれておりますけれども旧地活金につきましては2,364万円を交付金として見込んでおりましたが、実施では1,802万4,000円でございます。

連立関公につきましては7,975万円を見込んでおりましたが、実際には4,734万6,000円、このような状況になっております。

○佐藤委員

その当初予定したやつよりも減った分は起債をふやして対応したと。先ほどはあったけれども、平成24年度についてはこうした額を要望するけれども、これは交付決定はいつぐらいにね、一覧表を去年ももらいましたけれども、交付決定がいつごろあがって、平成23年度と同様に減額というような内示なりそういうことになるのかどうか、ここが大変重要なところだなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○都市開発課長

交付決定のほうは毎年5月か6月にまいりますので、それを見なければどういうふうに左右するかというのはわかりません。

○佐藤委員

ただ、平成23年度だけの特殊な事情でこうなったのか、今後もそのことが引き続き減額されていくような事態は続くのか、この辺は今の答弁では不透明ではありますけれども、そうすると事業進捗との関係から見ると、おのずとそうした事態になったときには公債費をふやさないと、こういう流れだと思うんですけども、そこのところはどうですか。

○都市開発課長

私どもとしましては、再開発ビルの用地があけ

るまでは何とか苦しみながらも起債でお願いしていかざるを得ないと、再開発の方々にも迷惑がかかるということで、それはお願いせざるを得ないと考えています。

○佐藤委員

そうすると、これからの形ですのでちょっとわかりませんが、今言われたようなことについては、もうちょっと私どもに聞かなくてもわかるように御説明を願いたいなというふうに思うんですよ。

私どもは、ここにある全体事業費の計画の枠の中で進むだろうということを思ってるわけですので、そうした変化があれば、ぜひお知らせを願わなきゃいけないなと思いますけれども、どうですか。

○都市開発課長

要望した額がどのようになるかということにつきましては、情報が入り次第、機会を得まして議会にも報告させていただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それで、今の流れでいけば、当然のごとく地方債の28億6,560万円と、この枠がさらに膨らむ可能性が出てきたなというのが率直な感想でありますけれども、そう見ると、以前いただいた資料の中で連立とあわせると公債費、借金のピークが平成30年だとか言われてますけれども、その辺ではほんとに大変な事態だなというふうに思ってますけれども、この点、副市長、何遍も本会議の中で財源問題が各議員からありましたけれども、その点の認識だけちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○清水副市長

知立市も大変苦しいわけですが、国においてもいろんな状況の中で非常に苦しいということで、いろいろこちらからの要望額がなかなか満額認めていただけないという現状は、これはあるのかなということでございます。

ただ、先ほど課長も申し上げましたけれども、この連立を初め、駅周辺区画整理事業もきちっと進めていくということが大事なことだというふうに

認識しておりますので、午前中の議論にもありました知立市の負担軽減の願いも含めて事業の早期促進、こんなこともあわせてお願いをしていかなくちやいけないというふうに考えておりますので、将来の財政計画につきましては、毎年議会のほうにもその時点での見込みについてお知らせをさせていただいておりますけれども、そういったこともしっかりと皆様方にもお知らせをするということが第一でございますので、そういった意味では毎年の予算編成、あるいは実施計画の中でも必要なもの、そういった優先順位をきちっとつけてそういったものをしっかりと進めていくというようなことで無駄の排除、こんなものをあわせて進めていく必要があるという認識でございます。

○佐藤委員

そういう形でありますけれども、そうした点では、国に対していろんなチャンネルを通じて区画整理の補助金が減額にならないよう要請行動やそういうことも、先ほど期成同盟会だとかいろいろありましたけれども、知立市としてもそうした要請行動を市長を先頭にぜひやってもらわんと、これは大変なことだなというふうに思いますけど、林市長、今そんな形の状況だということが聞きましたけど、市長としてもこうした点で起債がどんどんふえていくようでは困りますので、ぜひいろんな市長会等を含めて、あらゆるチャンネルを使って要望活動やってほしいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○林市長

これからもいろんな機会を通じて要望をさせていただきたいと思っております。また議員各位にもそれぞれのお立場でまた御支援、御指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤委員

そういう形であります。区画整理については、やっぱり連立でお金がかかる。ところがどっこい、区画整理も国の補助金が減ってきて市債に依存度を高めないかん、こういう事態だなということがよくわかりました。

それから、次のページの連立ですけれども、右のページのところにこれは補正予算のところでも議論、本会議でもありまして、市の受託事業の中で土地の市道のつけかえ補償ということで、去年減額をされた同額がここに計上をされております。

これについては、見通しがどうなのかと。まず第一に市道のつけかえ補償ということですので、なぜこれが、やけた屋ですかね、あそこら辺を含めて土地を買収し、物件補償して確保していかないかんのか、そこのところをひとつお聞かせ願いたいと、その目的について。

○都市開発課長

池端1号と新富11号という路線、2路線ございまして、その飲み屋のところは新富11号というところでございます。

この路線につきましては、高架事業の高架の幅が北側に広がることによりまして現在の市道が通れなくなってしまいます。そのつけかえとして道路を北側に振ったことでこの飲み屋の一角が支障になるということでございます。

今まで何年も予算を計上し取り下げてきたものでございますが、境界立ち会いにに応じていただけなかった物件がございました。ところが、この2月になりまして、境界立ち会いには応じていただけました。この2月に境界立ち会いの承諾書をいただくことができました。速やかにその物件調査を行ったところでございます。

調査後すぐに契約したかったんでございますけれども、鉄道高架事業、愛知県から知立建設事務所にくる予算のほうを組みかえできる時間が過ぎてしまいましたことから、この補償に対応することができませんでした。ということで、来年度早々には難航しておりました、ある物件の契約を進めたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

今の話だと、この見通しが出てきたということで、これが去年は全額平成23年度、先ほどの補正の中では全額減額をされたわけですけれども、ことしは見通しがあるよということですよ。

それで、もう一つお聞きしたいわけですが、先ほど話に戻って恐縮なんですけども、市が事業の中でこうした形で減額処理をされた場合に、私どもは前から言ってるように、知立市負担分については知立市のほうに返還を願いたいということを何度も言ってきたところであります。

それで、先ほど県のほうは、それはできないよと言ってるということで、市町村の負担事務取扱要領に基づいてやってるので戻さなくても結構ですと、こういう立場なんですけど、もう一度そのところを説明してください。

○都市開発課長

事務取扱要領の第3条でございます。(1)のところで、まず最初に、この負担金の額がどう決まるかということからお話をさせていただきます。

前年度の2月ごろに愛知県の方から、来年度この額を納めていただけますかという意見照会がまいります。これに対して当市は、わかりました。納めますという回答を出します。そういたしますと、年度が明けて6月ぐらいに負担金通知書というものが知立市のほうにまいります。ここには当該年度事業費に対する市の負担額全額が記載されております。

そういったことを前提にしまして事務取扱要領を見ていただきますと、この3条の(1)でございますが、第1回、10月末日までに負担通知済み額の2分の1、この負担通知済み額というのが明記されていることから、当初照会を受けた金額の全額という解釈ができて、この全額の中には繰り越しの有無は問わず年度内に全額を支払わなければいけないという解釈が成り立つというものでございます。

○佐藤委員

非常にちょっとわかりにくいんですけども、この負担通知額については繰り越しの有無を問わず負担をするということを言われましたけど、そうした文章はこの中には書いてるんですか。

○都市開発課長

書いておりません。負担通知済み額が当該年度納める全額というふうに記載されておりますので、

そういう解釈ができるというものでございます。

○佐藤委員

そうすると、この負担通知済み額通知書がきてね、これは全額だと、知立市全額負担してくださいと。しかし、(1)の中では第1回の10月末に負担通知済み額の2分の1払ってくださいよと、こういうことですよ。これはよろしいですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、通知済み額の半分を10月の末に支払い、(2)のところでは残りの額を3月末までに支払うということになっております。

○佐藤委員

(2)のところは最終的な負担通知済み額から第1回の徴収済み額を控除した額というふうになって、第1回で2分の1払えば負担通知済み額の2分の1でいいということでここに記入されると思うんですけども、そうした書き方にはなっていないんじゃないですか。最終的な負担通知済み額というのは必ずしも2分の1じゃないんじゃないですか。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。10月末日までに支払った以降で事業に変更が生じた場合は、確かに額が変わる可能性がございます。

ですから、変わった分を差し引いた残りの額という、変わった額から既に納めた額を差し引いた残りを3月末に支払うということでございます。

○佐藤委員

そういうことでね、必ずしも(1)のところでは通知済み額の2分の1ではないと。ましてや2のところは残りの2分の1じゃないと、変更後の金額に対してだということを言われたんですけど、だとすると第2条のところですよ。ここで建設部長は議会において、負担金の議決または変更の議決を得たときは議決された事業別市町村ごとの負担金の範囲内で速やかに建設事務所長、または公務所長に対して箇所指定の通知以下書いてるわけです。

ここで言っているのは、負担金の議決ね、県議会がやりますと、最初ね。それ以後、事業の内容

が変わったり、遅滞したり、そういうことを前提に変更の議決を得たときということになってるんです。

ところが愛知県は、変更があっても変更の議決をしないわけですよ。私は、こう認識してるんですけれども、どうでしょうか。

○都市開発課長

当初は議決をしておりますが、変更のときは議決してるかどうかというのは確認をさせていただきます。

失礼しました。部長より、議決をしているという指示でございます。

○佐藤委員

私は、この文章を見てね、例えば今回3月補正の中で1億4,000万円余減額、先ほどの土地の関係で執行できなかったということで減額しました。そして、その減額は知立市に対して負担分を戻すというやり方ではなくて名鉄の事業費の充当の中に県の残りもそうですけど、それを入れ込んだわけでしょう。

明らかに確かに入れ込んだわけですけども、当初の負担金に対する負担金後は重大な変更じゃないですか。負担金はそもそも充当させる知立市のものに知立市受託事業に充てるということが補正の中では言われたわけで、そこが変更されたわけですので、この変更後の議決を得て、その分は知立市に戻すなりの対策をとるのがここの規定じゃないですか。県は、そういう変更があったときは議決をしてないじゃないですか。どうですか。

○都市開発課長

あくまでも全体事業費10億円に対する知立市の負担のことを言っておりまして、その10億円を何に使うかということについては、その議決の対象ではないと判断しております。

○佐藤委員

10億円を何に使うかは議決の対象じゃないというけれども、知立市の側から見たら、きちっと残り分はプールでいくら使ってもいいんだよという話を今、課長が言われたと思うんだけど、ほんとに知立市にとっては負担額の変更じゃないで

すか、知立市にとっては。そもそもの事業に充当しようと思っただけやつが充当できなかったわけですので、知立市にとっては重大な変更じゃないですか。変更だとするならば、当局は変更の議決を議会に提案せないかんじゃないですか。どの事業に充てるかを問題にしないということを言われたけれども、そもそもこの2条の中で、負担金の議決、または変更の議決をわざわざ課長に言うとおりであったとすると、変更の議決という文言はここに入らなくてもいいだわね。入ってるということは地方自治法の定めるところの単年度会計のそのことを前提にしてるから入ってるんじゃないですか。そんな中において、それは事業対象しないということで変更の議決をしないのはおかしい話じゃないですか。私はそう思うんです。

○都市開発課長

この変更といいますのは、今の10億円が例えば15億円にある、あるいは5億円になる、こういったことが変更でありまして、10億円自体は何ら変わってないものですから変わってない以上、議決を得るということはありません。

○佐藤委員

10億円は変わってないということですけども、それは3月の補正でいえば名鉄に繰り入れた知立の減った分そこに繰り越しを知立に戻したということで、事業の変更は10億円ではない。

しかし、そこの中に先ほどもらった資料の中では、実績と繰り越しということであるならば、繰り越し自体は平成23年度の事業そのもののできなかったことのアカシでしょう、繰り越しをするということは、

だとするならば、事業費は単年度で見たら落ちてるんだから事業変更すべきじゃないですか。そのための議決をすべきじゃないですか。私はそう思うんですけど。

○都市開発課長

当該年度の事業が、ある事情により執行できなかった場合は、当市でも繰り越しの手続きは可能でありますので、同じことをやっているのではないかと思います。

○佐藤委員

当市でも繰越明許みみたいな感じですかね、それは確かにやってるけど、それは知立市という中でやってるわけですね、県との関係、確かに県事業だけれども、そこのところは負担金として出してるわけだから、その分が余ったらちゃんと戻しなさいということが一つの前提じゃないですか。だからこそ変更の議決を得たときというのが入ってるわけですよ。

ただ今この答弁は、その仕事の充当額が変わらなければどの仕事に充当しようと構わないからこれは議決が要らんだよというのは、ちょっとこの精神と矛盾するんじゃないですかと私は言ってるんです。

○都市開発課長

あくまでも変更は事業費の増減に対するものと解釈しております。

○佐藤委員

あくまでも事業費の増減ということだということで、ちょっとそこのところでは解釈というか、認識が違うなというふうに思います。

だとするならば、変更の議決というのは、トータルとしての事業で負担金も県も市も出していくわけですからトータルとして事業費は変わらないということでもって議決はないと。だとすると、基本的には変更の議決というのはどんな場合でもないということですかね。

○都市開発課長

平成21年度ですか、6億7,000万円ほどしかなかった事業費が最終的には11億円何がしというふうになっております。そのときには増額したことによりまして県議会では変更の手続をしていると思います。

○佐藤委員

それで、こういうやり方がここには流域下水道ありますけれども、今度の予算でも建築費が4,600万円ほどありますよね。これが今後、予算が認められれば、これが流域下水道のほうへいくわけです。それぞれの加入している、構成している市町村のどんな負担割合でこれを納めているか

わかりませんけれども、そのお金を集めて必要な事業をやる。その前に入札があるわけですので、入札をした際に、入札差益が発生する可能性も高いわけです。この場合においては、知立市に差益分について各構成市町の案分で戻ってくるということはないんですか。これと同じように戻ってこないままでやられてるんでしょうか。

○下水道課長

下水道の建設負担金のことだと思います。その建設負担金については、先ほどの委員の言われた入札差益とかいう中身については、しっかりした報告は受けてないんですが、先ほど開発課長が言ったように、1年間の負担金がまず通知をされて半額を10月末までに私どもも同じように払い込みをします。最終的に今言われたような入札差益なのか、変更契約なのかわかりませんが、それによって金額が変わって各種の負担が変わったときには、その通知をいただくときに議会の議決を得てからそういった正式な通知になります。その前に大体の金額をこちらのほうに通知してくるものですから、その最初に払った2分の1から最終的な金額の差し引きでふえたり減ったりをしているというのが状況でございます。

○佐藤委員

通知をしてくるということはわかりました。

それで、具体的には連立と同じように戻ってこないのかと、この点はどうですか。

○下水道課長

結果的にトータルが減額になれば、戻ってくるというより最終的に差額を負担することですので、形的には戻ってきたような結果になってございます。

○中島委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時34分

再開 午後5時42分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

事業費が変わらなければ仕事、事業それぞれの県であれ、市であれ、名鉄であれ、その枠の中で充当を減額分を繰り越しをし、そして充当していくということは何ら問題ないよということでありましたけども、そうした形でそれぞれのところで繰り越しがやられるわけなもので、これは県議会の中で議決なりそういうことが必要ではないですか。どうでしょうか。

○都市開発課長

愛知県も知立市と同様に繰り越す場合には議会に諮っていると思います。

○佐藤委員

諮っていると思いますじゃなくて、諮ってるかどうか確認をしたいんです。

○都市開発課長

確認をとり次第、報告させていただきます。

○佐藤委員

それで、名鉄とは工事協定の中で514億円という形で受託事業があるわけです。しかしながら、それぞれの年に年間の、ことしはこれだけやりますよということをやりますよね。当然これも議決が要るんじゃないですか。それで途中でさらに事業費が膨らんだり変更があったときには、またそれを追加して年度の終わりに精算というか、実績はどうだったかということは、黒塗りだとかいろいろありましたけれども、工種ごとは出せんけども全体事業費の中は県にもお知らせをするし、私らも見せてもらいましたよね。

そうすると、協定の中でどうなっているかわかりませんが、その部分についても受託事業が514億円だというものの、それぞれの単年度ごとの事業費が決まっているわけでしょう。名鉄との最初の1年間の協定というか、何か決まっているわけなんで、途中で変更があれば、それは変更の県議会での議決は要らないんですか。そういう段取りも含めてちゃんと議決がされておればそれなりかなというふうにきちっと取り扱いがやられていればいいわけですけども、その辺はどうなんですか。

○都市開発課長

あくまでも事業費10億円が変わらない限り、議会に諮ってはいないと思います。

○佐藤委員

あくまでも10億円が変わらない限り議決がないというわけですけども、名鉄は今度のやつで3億円余当初の計画と違う、たしか10億円の枠の中で見れば事業費は変わらないわけだと思うんです。名鉄とはそれぞれの年度のどの段階か忘れたけれども、ことしの事業費はこれだけですよということを出てくるわけでしょう、その県との確認をされて。それは議決事項じゃないですか。一遍そこを確認させていただいて、その上で、途中で確かに全体事業費は変わらないけれども、名鉄の受け持つ分がふえたならば、対県と名鉄との間でね、このところはきちりと確認をする、議決を得るというのが筋じゃないんですか。この辺はどうなんですか。

○都市開発課長

そういった負担の変更が出た場合には、当初の年度施行契約を変更いたします。そこで変更契約を結びますので、その時点で負担額が修正されるということになります。

○佐藤委員

そうすると、今回は平成23年度分の実績の中に実質的な実績と繰り越し分を抱き合わせて実績だよと言っているわけですよ。名鉄にとっては、明らかにこれは金額が工事費がふえるわけなもので、ここで変更せいかんわけですよ、議決を受けたら。これは、いつそれは変更の県との関係ではやられるんですか。繰り越しなんてことですので、ここで知立市の予算なりそういうものが通っていく。もう既に2月県議会がやられてますけど、その分について県のほうは名鉄の事業費が総枠では一緒だけでも、名鉄が当初の計画から増額されるわけなもので、そこは県議会としてきちりとされているのか、議決をされておればいいんだけど、繰り越しをここで議決されているんですか。

○都市開発課長

事業全体の繰り越しは議決案件ですけども、

名鉄が幾ら繰り越すかどうかというのは議会に諮っていないと思います。

○佐藤委員

名鉄が幾らやってるか議会諮ってないということじゃなくて、県・市が負担減額の分を名鉄につけかえてやるわけでしょう。そうすると当初の事業計画よりもそれがふえるわけですよ。それも3月の年度末に繰り越しだよということでやるわけでしょう。そのときに2月議会も開かれているもので、この県・市が減額した分を名鉄につけかえてやるわけなもので、その部分について議決は必要ないのということを聞いてるんです、繰り越しに対して。

○中島委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後5時49分

再開 午後5時50分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

あくまでも事業費に変更がない場合、いくらの中で繰り越しが生じたとしても議決案件ではないと解釈します。

○佐藤委員

事業費の変更がなければ議決案件ではないということでもあります。

それで、確かに今言われたような形で議決案件じゃないということを言われますけれども、知立市の財政、その他を考えてみたときに、知立市としては議決案件じゃないということであるならば、ぜひその辺は透明化、一つの透明化ですよ。透明化を図る意味でも県議会の議決案件にしてくださいということぐらいは要求をされてもいいじゃないですか。県から来られた方どうでしょうか。

○都市整備部長

今いろいろ議論されてるわけですけども、やはり県の会計の規定の中で行われていることですので、もちろん議決の必要な事項は、当然、県としても議会に議決を得て執行されてると思い

ますので、それを一步踏み込んで、そういった、より明確に会計執行が明らかになるように、それを私どもが言える立場なのかどうか、その辺は非常に難しいところですが、いずれにしても透明性という部分の観点の中で、県としてどのような対応がしていただけるのかということはお話をしてみたいと思います。

○佐藤委員

それで、そうした形で事業が進んでいくわけですから、入札についてもブラックボックスのままでも進んでないと。高橋議員が東京の例を出して、執行調書はともかくとして、その点での東京都の例に倣って検討というようなこともありました。

それと同時に、私、本工事、用地補償費それぞれこういうやつを以前もらいましたね、大分前に。それぞれ駅部、三河線、碧南方、豊田方、名古屋本線の西町方面ですかね、それぞれの本体工事にかかわるもうちょっと細分化した、この区間はこれだけかかりますよというようなものを私は本体工事費についても仮線工事費についても示してもらいたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

例えば三河知立駅が移転する、移転しないという話がこの間ありましたけれども、こちらが聞かなければ三河知立駅の事業費は90億円ですかね、さっぱりわからないというような中身ですので、こうした以前出された資料をもうちょっと細分化して、この区間とこの区間はこれだけの本体工事にかかるよというようなものもひとつ示してもらいたいなというふうに思うんですけども、どうでしょう。

○都市開発課長

当市だけの一存では何とも言えませんので、提出できるかどうかの確認をとらせていただきます。

○佐藤委員

どんぶりで見ると、どこに幾らかかるのかちょっとわかりませんので、お願いします。

今度の平成24年で市の受託事業という形でこう

した予算が計上されてますけれども、市の受託事業というのは今後の見通しはどうなっていくんですかね。514億円が名鉄受託工事ですので、その後こうしたつけかえ側道だとか、仮線側道だとか、用地の補償やそういうことが済んでいけば知立市の受託事業というのはどんどん減っていくというふうに思いますけれども、そうすると知立市は負担金を予算上は計上するのみというような形になるかと思うんですけど、その辺の見通しがどのぐらいの年度の中でそうなるのか、その辺もお知らせください。

○都市開発課長

市の受託事業、これはあくまで仮線工事にかかるものがメインでございますので、仮線工事着手までにはこれらのものすべて完了させる必要があります。

ただ、高架事業が始まってまいりますと、それに付随して何らかのものが発生する可能性もありますので、仮線ができたからといってゼロになるわけではないと解釈しています。

○佐藤委員

そうすると、仮線ですので、何回もそれぞれの進捗についてはお伺いしてるわけですが、仮線が敷設を本線、三河線それぞれなっていくって、その仮線を敷設するための用地の買収やそういうことでいくわけですが、具体的には、全部なくなるわけじゃないけど、基本的な仮線がもう始まりつつあるわけですので、それは年度がずれても本線でいけば仮線はして終わると、そうするとその部分についての市の受託事業はなくなると。三河線の山側、南のほうは三河線の海側については市道のこれを生かしてやるということですので基本的に買収はないけど三河線が残ると。そうすると三河線なかなか苦労ですので、しかし、その辺の見通しもどのぐらいまで市の受託事業が続くのかなということです。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、三河線でも同様の仮線工事が発生しますので、それに対する市の事業が出てくる可能性がございます。

三河線の仮線工事ですが、本線の高架完了するところには仮線につけかえておく必要がありますので、山線のほうでいけば平成26年度から用地買収に入っていく必要があると。海側については、おっしゃったとおり市道を使いますので、用地買収は発生しませんけれども、現在の市道が使えなくなってしまうことから、同じようにつけかえる必要が生じます。その借地が発生することがございます。

○佐藤委員

そういう形で進んでいくということでもありますけれども、それともう一つ、先ほど2対1の件で説明が容積割合に応じて計算が減額、3億円、8億円、11億円というのが出ましたけど、もう一度そのところを御説明願えたらというふうに思いますけども。

○都市開発課長

まず、軽減対象工事ですけども、中3階に対する工事につきましては土木工事、本体工事ですね、連絡線につきましては本体工事と軌道電気工事、これは軌道ですとか電路、信号、通信が含まれております。これらの工事に対して削減額を算出してくるというものでございます。

その削減額の算出方法ですが、今回の場合は額を固定するのではなくて、その額を算出する率を固定することが今回の目的でございますので、そこを御了承願いたいと思います。

土木工事の算出方法ですが、対象区間にあります中3階連絡線それぞれの体積、図面では赤枠で囲った部分ですね、その部分の堆積を求めまして全体の高架構造物に占める割合を出します。その割合を今、固定するというのでございます。算出した割合を対象区間の工事費に掛けることで削減額が出てくるというものでございます。

次に、電気工事ですが、これは対象区間の平面図で申しますと、真ん中あたりに平面図でございますけれども、この黄色い部分ですね、この区間における連絡線の線路の延長とこの区間における全体の線路の延長を出しまして、その中に占める連絡線、線路の延長の割合を出します。その割合を

区間対象工事の軌道電気工事費に掛けることで削減額が出てくるというそういう内容でございます。

○佐藤委員

今回、国の負担軽減分と符合するような形で出てきましたけれども、11億円という形で出てきましたけど、私、2対1について事業が進捗すれば進捗するほど、補正予算でも聞きましたけども、2対1が実現したとしても、その軽減幅が薄くなってしまおうという事態の中で、ほんとに2対1に真剣に向かい合えないかなというふうに思うんですけども、そこで、もう一つ聞きたいのは、連立の期成同盟会がありますよね。予算書でいけば209ページですけれども、この期成同盟会は今現在、私も年一遍出れなかったこともありますけれども、総会に出させてもらって、議員もそのメンバーの一人ということになっておるわけで、そうした場においてそうしたことができればいいわけですけど、これ、期成同盟会は日常的にはどんな活動をされているのかなというふうに。

○都市開発課長

皆さん一般的な活動としましては、御存じのとおり総会を開催しております。市民に対しては事業をよりよく知ってもらうということで、まちづくりだよりを今年度につきましては3月16日号でまた発行しますけれども、合計3回の発行をしております。

また、今年度特別ですけれども、シンポジウムを行いました際、ロビーにパネルがたくさん掲示してありましたが、それを同盟会のほうで作成しております。そんなことで、市民に対するPRを主目的に活動しております。

○佐藤委員

私、そうした活動をやられていることは認めておるところですけれども、期成同盟会もここにきて県当局や県議会に期成同盟会の中で議論がされなきゃいけないわけですけども、2対1に向けて何らかのアクションを行うような提起を市の側からすべきじゃないかなというふうに思うんです。この点どうでしょうか。

○都市開発課長

今回の要望の際、知事からの発言もありましたとおり、直ちにその割合を見直すことは難しいという回答を得ておりますので、事務方としては、その発言のあと、すぐにまた行動を起こすというのはいかがなものかと考えておりますけれども、2対1というのは究極的な目的でございますので、少し言い方が悪いというか、ほとぼりが冷めたときに活動を強くするというようなことは必要かと考えております。

○佐藤委員

事業が進めば進むほど、仮に2対1が実現してしまったとしても、ずっと先の話でいけば、あとに振り返ることなく2対1でしょう。そうすると知立市の軽減幅が薄くなるわけでしょう。だから早期にこの2対1をいかに実現するかという点で、ほんとにある意味ではなりふり構わんぐらいの取り組みを知立市としてやるべきではないかなと、そんなふうに思って期成同盟会にもそうしたことを相談をし、一緒に歩調を合わせて連立を促進する期成同盟なもんで、促進するためには事業費が大変だということで、そうした取り組みもぜひ私はすべきじゃないかなというふうに思いますけども、この点だけお聞かせください。

○都市開発課長

おっしゃることも必要かと思えます。会長にも今の御提案を説明し、会長がどう理解されるかをまた報告させていただきたいと思えます。

○佐藤委員

ぜひそうした形で総力を挙げてやらないかなというふうに思います。

ちょっと終わって、概要の88ページですけれども、先ほど耐震改修のことでありますけれども、先ほど坂田委員が詳しくお聞きをしたものですからそれはいいんですけども、新たにここに耐震シェルター等設置補助ということになりました。それで補助金額も聞いたわけですけど、私、耐震シェルターにしても、それから民間木造住宅の改修もそうですけれども、一遍モデル事業みたいなことをやって、そうした皆さんに先ほどの壁面屋上緑化については三つの原則で外から見えること

とかいろいろありましたけれども、もちろんプライバシーの問題があるので、そうすんなりとはいきませんが、実際に希望される方の中からモデル事業をやって、モデル事業ですから全額負担でも何でもいいんですけれども、そうした事業をやってみてもらって推進するというようなことも必要じゃないかなというふうに思いますけど、この点はどうでしょうか。

○建築課長

今現在は、耐震改修は補助金をお支払いしてというんですかね、耐震診断をやった家に対して申し込みがあれば、それに対して耐震改修費ということで、ことしが100万円ですか、そのうち設計費も入っておりますけど、交付をしているというところですけど、モデル事業というのは、ちょっと私どういうものをいっているのはよくわかりませんが、ことしは昨年、国の緊急支援がありました、今回は46件ございました。ですから、その平成22年度の8件に比べれば大幅に伸びたということですけど、モデル事業の意味がちょっとよくわかりません。

○佐藤委員

耐震改修もシェルターもそうなんですけれども、今回、シェルター、防災ベッドが今度補助してこうということにいろいろ検討されて出てきたわけですけど、モデル事業というのは、結局インターネットやそういうところで見たり、また、パンフレットで見てこれからPRもきっとされるんだと思うんですけど、実際にシェルターを設置希望される方の中から補助についてはどうなるかはともかくとして、15万円で行くのか、25万円で行くのか、25万円ですかね、上限が、いくのかわかりませんが、優先的に全額補助ぐらいでやっていただいてももらったり、一般の方に見てもらえるようなそんなモデル事業をあらわれないかしれんけど、そういう条件で設置しますよということで設置した後、そういうことをPRする。ずっとじゃいかんけども一定期間の中で見てくださいと。市民の中にももちろんその方の同意ですけども、そんなモデルの事業をやってPR

するというようなこともどうかというふうに思っておるわけですね、いいアイデアかどうかは別ですけども、そんなことしながら推進をされたらどうかというふうに思ってるわけです。

○建築課長

どこかの市でそういうモデル事業があるであれば、一度ちょっと研究をさせてみたいなどということは思いますけど、今思うと、モデル事業にすることはなかなか応募の方がたくさんきて抽選するとかそういうふうならまだわからなくてもいいんですけど、今のシェルターについてはこれから始めるばかりですので、件数的にどうなのかというのはまだわからないという状況がありますので、一度検討はさせていただきたいと思います。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号について、挙手により採決します。議案第26号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

359ページですけども、企業会計移行事務委託料ということでありますけれども、本会議でもあったわけですけど、これについて、もう一度御説明いただいて、知立市の今の普及率の中でこう

した企業会計に移行するということになったときにメリットもあるかもしれんけれども、デメリットなど予想される事態はどんなことかということをお知らせください。

○下水道課長

企業会計移行事務委託料でございます。この委託料については、平成24年度で2年目、今年度当初予算で400万円を計上させていただいて、平成24年度は1,090万円ということで計上させていただいております。

この事業の背景としましては、平成21年度に総務省が設置しました地方公営企業会計制度等研究会、これが設置されまして、この研究会の報告書の中で公共下水道事業を含む現在の法非適用企業にはすべて財務規定の適用を義務づけるという提言がされました。

これを受けまして国のほうは、各地方自治体に私ども下水道事業をやってる者に対して法適用されてない事業所においては、近いうちに法適用を義務づける地方公営企業法の改正を行うという中身の連絡がございまして、その準備に入るようにということで今年度に引き続いて来年度も予算を計上させていただいたものでございます。

この法改正については、現在、地方公営企業法で8業種について、8業種というのは水道事業、工業用水道事業、交通事業、自動車交通事業、鉄道交通事業、電気事業、ガス事業、それに加えて病院事業ということで、8業種が法的企業として地方公営企業法で義務づけられているものでございます。

下水道事業については、地方財政法に位置づけられた公営企業ではありますが、地方公営企業法の法適用は義務づけにはなってございません。この義務づけになってない部分が今回、地域主権改革の中身だと思いますけど、地方公営企業法の改正により下水道事業も法適用を義務づけていくという中身でございます。

先ほど委員の言われましたこの法適用を受ける中身の中で、私どもが今考えていることは、私どもまだ普及率53.7%でございます、平成22年度末

現在で、こんな中で、まだ整備に相当事業費をつぎ込まなくてはならないという中では、公営企業法の適用を受けた場合、公営企業法の適用を受けるということは、今現在の使用料を取っているわけなんですけど、この使用料の中で下水道事業をうまく経営していきなさいという中身でございます。

こんな中で、まだ普及率が半分をやや超えた程度で、このような公営企業法の適用を受けた中身で下水道事業を運営する中では、考えられる中身としては、下水道料金を上げて健全化を図っていくという結果につながるのではないかと、ちょっと懸念をしているところでございます。いずれにしても、国の行う法改正のもとに私どもも進めていかなければならないというふうには思ってますが、今、大変憂慮しているところなんです。

それで、今の計画は、当初今まで聞いてた中身では平成24年4月1日で法改正がされるという中身、それを受けて移行準備期間としては3年程度を予定しておったものが、今の情報では、平成25年度に法改正がされて平成28年度に完全移行という中身を持っています。情報としてはですね。

もう少し本会議の質疑の後に、私ども下水道の関係で境川処理部会というものが開かれたときに、その情報の中では、まだ確かな確実は情報ではございませんが、平成30年まで延びるかもしれないという情報をいただきましたが、今現在は平成28年度以降に向けて準備を進めているというのが現状でございます。

○佐藤委員

それで、法改正が平成25年の4月1日と。平成28年に完全移行というようなことも言われてますけれども、今、課長の言われた知立市のこの普及率の中では公営企業法が適用されると基本的には使用料でこれを賄っていかないかんとということになれば、大幅な使用料の引き上げが必要だということになるわけですね。

それで、こうした中身で知立市の普及率が平成30年の中で、今現在こうした公営企業法に応じた会計処理というか、特別会計ではなくてやってる

ところは多くのところはどのぐらいの普及率のレベルでこれをやっておられるのかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○下水道課長

現在、愛知県で下水道事業を完全法適用をして経営をしている事業については、たしか六つあったと思います。

この六つある事業については、ほぼ整備については100%、ほとんど新たな整備はないという中で、資産の減価償却等を含めた維持管理の中で整備のことも考え、今の下水道処理にかかる経費のことも含めて企業会計を行っている。

一つ、岡崎市がこの平成24年4月1日に法適用化に向けて今、準備を進めておられます。4月1日になれば公営企業法の法適用を受けて、一部適用という部分がございます、財務規定という中身が岡崎市のほうではうたわれていて、一次的にそれで当初スタートして、その後、完全移行していくという中身でございます。

岡崎市の普及率についても平成22年末現在で、たしか85.6%だったと思います。この平成23年末では、きっと88%近くまでいくんではないかというふうに、ちょっとそれは推測でございますけど、そういうふうに思っています。

ですので、この下水道普及率というのは、普及率が100%になるようにやってるということではございませんで、下水道の事業計画内に住んでおられる方を行政人口で割ったものが普及率のアップパーでございます。

ですので、知立市でいいますと90%を超えた95%までの間の数字だろうと思います。岡崎市については、今の88%ぐらいがアップパーではないかと。ですので、岡崎市がこの4月1日より企業会計に移行するというのは、ほぼ維持管理に入っておる状況だと。ほとんど整備がなくて、先ほど言いましたように、使用料でもって今の下水道事業をどう経営していくかという段階に入ったときの状態であると。知立市においては、まだ半分整備が済んだところという状況でございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、もう一つ聞きたいんですけど、本会議で部長は普及率を上げる点についても言われました。例えば今、平成28年なのか、平成30年なのかわかりません。また、一部適用なのか全部適用なのか、それもわからない話ですよ。

そんな中で、例えば平成28年、それから平成30年、この時点での現在の一般会計からの繰り入れが8億円余と。公債費のほうが借りるやつよりも払うほうが今、多いですよ、これ見ますと。そうした条件の中で、基本的に借金も八十五、六億円台で推移するという前提の中でみたときに、平成28年、平成30年はどのぐらいの普及率、先ほど知立のアップパーは九十何ぼということと言われましたけれども、その辺の普及率はどこまで到達してますか。

○下水道課長

普及率の見通しでございます。私どもの部長が本会議の中でも平成28年、およそ65%という数字を出させていただいたと思います。この65%については、今の現状が当然維持されて、やや景気が持ち直して少し繰り入れを多くいただけるという状況の中での話でございますので、先ほどふれました平成30年については、私ども都市計画マスタープランの中で平成30年、普及率70%を今、目標で、まだこの目標は捨ててなくて、これに向けた事業を進めております。

それも先ほど言いましたように、平成28年、65%から2年後ですので、今、一般会計繰り入れ8億円の中で、1年整備を終えた普及率のポイントアップが1.8前後いけばいいところかなというところでございますので、先ほど言いましたように、ある程度、景気がよくなりまして財政状況がよくなって私どもへの繰り入れを2年前ぐらいの実計の中で10億円近い見込みをいただいておりますが、今の状況では8億円前後を推移しとるという中では、かなり厳しいという状況はありますが、いい景気の見通しをしたいというふうには思っております。

○佐藤委員

そうすると、10億円ぐらいの繰り入れがあって、単年度1.8%ぐらい上がると。そうすると、平成30年というのは平成28年の2年後ですから3.6ぐらいということになりますね。そうすると、70%にはまだいかないというような状況です。

そこでお聞きしたいんですけども、前水道部長の企画部長は、この前の答弁の中で、70%でいったらどうだというような見解を示されました。しかし、そうなれば使用料中心の財政運営になって、その引き上げが大変厳しいものになるわけですよね。この辺についての認識はどうなんですか。

○下水道課長

企画部長が70%ぐらいがとりあえず当面のめどだという中身で、私どももこれまで都市計画マスタープランで掲げてます70%、これを超えるところが移行に向けた準備に入れる段階かなと。今の国のほうの改正ではそんなことは言っておれない状況ではございますけど、その中身が出てこないときに私ども前部長とお話をさせていただいたときには、使用料ですべてが賄えるということではございません。繰入金がある程度確保しながら、それを徐々に抑えていきながら企業会計移行に向けた段階が70%ぐらいではないかと。知立市においてはですね、そういうお話をさせていただいております。

ですので、私も今もそういう考え方には変わりはないというふうに私自身も考えておりますけど、その後の状況は厳しくないということではございませんが、そういった準備に入っていかなきゃいけないのがその70%ではないかなというふうに思っております。

○佐藤委員

準備に入っていくのはそうなんだけど、その後、さらに下水道の築造工事をやりながら、一方で使用料の急激な値上げにならないような一般会計の繰入金というものが十分担保される保証は今、連立高架で御承知のとおり何もないと。何もない中で、どう法律改正がされるかわかりませんが、無防備なままでこれに突き進んでいって、国の方針だからといってやるのが、そのまま

いいのかということなんですよ。

その点で、近隣市を含めてそれぞれの普及率が違うわけですから温度差は当然あるかもしれませんが、そうした中で、この法改正に対して平成30年移行だというものの、ある程度の普及率がないようなところは、さらに延伸できるようなものかどうか何かないと、一律に地方分権一括改革だということで物差しを当てられても困るじゃないですか。課長もそう思いませんか。

○下水道課長

私も、そういう中身も当然ございます。ですので、今、私どもの知立市の普及率にまだ達してないところも随分ございます、県内ではですね。そうした中で、この移行という話が出てきたときには、非公式ではございますけど、そんな対応は無理だよねというようなお話をそういった自治体からは聞いております。大変厳しい状況だと知立市の70%においても大変厳しい状況で、憂慮される場所だと私は思います。

○佐藤委員

それで、法改正がどうなるかわからないこととありますが、その法改正を前提にして事は進めてるけれども、地方自治体は公営企業といえども国に対しても情報収集すると同時に、そのことでもって大変な事態になるわけですので、国に対して意見をあげるとか、そんなことは考えられないのかなというふうに思います。

そこで副市長、今、課長が言われたのは、毎年10億円ぐらいの予算、今8億円だけでも、10億円ぐらいやって、その上に立って何とか70%まで到達、景気も上がるということを含めて到達するということを言われましたけど、今の財政状況から見れば、下水道にこれ以上10億円をこれがあるからといって充当することは大変困難であろうし、なおかつ、その移行に至る期間の中で築造を進めながら、そして使用料を抑えるために一般会計から入れるというのはなかなか困難だと思うんですけども、その辺の認識はどうですか。

○清水副市長

多少、財政的にゆとりがある、ゆとりがあると

というのは語弊がありますけども、一定の下水道事業特別会計の繰り出しも10億円と。一時は10億円が一つの線だよというようなことで実施計画、あるいは予算査定の中で厳しいやりとりがあった時期もございましたけども、現状の中では、今8億円というのが一つの線ということで落ちついているわけでございます。この線でいきますと、なかなか普及率も計画の目標には届かないという大変厳しい状況ではございますけども、少なくとも今の水準を維持する、また、その財政状況の工程にあっては一定のそういう繰り出しということもさらに考えなくてはいけないということですが、現状ではなかなか難しいというのが事実だということでございます。

それと、もう一点、先ほどから出ております公営企業に移行するという話も、これもただ一律的にそういうことを法の網をかぶせてそんな形になるということでは、とてもこれはそれぞれの自治体の普及率だとか実情が違いますので、なかなか無理があるなというのが私の個人的な部分ですけども、率直な感想です。

先日も下水道課長とも話をする中では、そういったことは非常に会計の透明化を図るとか、いろんなそういう意味では大事なことで、それは一方では進めなくてはいけないということと、もう一つは、それが進むことによって今までのような特別会計におけるところの繰り出し、繰り入れみたいなそういうことではないまた別の企業に対する出資とかいろんな形に制限がかかってくるとすると、そういったことも含めてどんな方法があるのかも含めて勉強していかなくてはいけないねという話をしたところでございます。そういった意味では、すぐにそういった方向というのは課長と同じ懸念をしているというところでございます。

○佐藤委員

どういう形になっていくかわかりませんが、平成24年の4月に法改正がされると。4月1日ですか、それが1年延伸するような話も先ほど答弁されたので、私は、公営企業といえども知立

市にとっては大変な、どう転ぶかわからんわけだけど懸念材料がたくさんある中では、国に対してもいろんな形で、そう懸念している自治体もあるかということですので、きちっと意見を申し述べて、そうしたところへの配慮が法律の中に入らざるを得ない、そんなことも必要ではないかというふうに思うんですけども、そんなことは検討はされてないですかね。

やっぱり無防備に、国のほうも配慮してるかもしれないけれども、どうなるかわからん中では、法がなったらそれに沿っていくということでもって待ち受けて粛々と進めるだけではなくて、やっぱりちょっと意見交流を他自治体ともしながら、そうした意見を国に申し述べていくということが必要じゃないでしょうか。

林市長ね、私はそのように感じておるところですけれども、副市長も財政的にはなかなか厳しいというような中で、どういう法律になるのかわかりませんが、一遍これは国に対してはつきり懸念材料を含めて意見を申し上げるべきではないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○林市長

下水道会計が公営企業会計にしていくというそういうような法改正、背景にはメリットというか、いい面も当然あつてのことだろうというふうに思いますが、課題もやはりある。それに対する国のほうの配慮はあろうかというふうに思いますけれども、一度そのあたり自分なりに整理をさせていただいて、やはりほんとに知立市にとって、この公営企業会計に絶対しなければいけないという課題が解決しないままに、そういうふうになっちゃうとやはりいけないわけでありまして、そうならないように関係市と連携をとりながら課題等の解決に向けて研究する、また、国等関係機関にお願いをさせていただく、そんなこともこれからしていきたいというふうに思っております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第28号について、挙手により採決します。
議案第28号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、議案第28号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号 平成24年度知立市水道事業会計予算の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

この予算の概要ですけれども、一つだけお聞かせをもらいたいですね。

147ページのところに排水設備の倉庫改良費という形で西町の配水場の工事も含まれております。これは地震災害があったとき八橋の配水場だけでは国基準から見てストックが足りんということで配水場の整備が今なされているところですよ。

そうした点で、八橋だけではなくて西町ができたという複数のこういう形でなるわけですけれども、ただ、もう一方では、ここにイという形で管路の耐震化工事というものも進めなければいけないというような事態だというふうに思うんです。これは管路の耐震化、現状どのような状況になって、今後どのような見通しでこれを進めていかれるのかなと、この点だけをお聞かせください。

○水道課長

今お尋ねの件ですけれども、耐震化工事につきましては、先回のときにもお答えしました、水道というのは管を補強することはまれでございます、管を入れかえるということで耐震化も進んでいくというふうになっております。

昭和の1丁目から古い管を交換してまいりまして、ことしでとりあえず全部の管の入れかえが終了します。

それとは別に、今、委員がお尋ねになったこの147ページのイの部分ですけれども、現在、耐震化の計画というのは施設の更新とかあわせて計画は作成中ですが、この補助金の部分でございますが、国の補助金が6,400万円になっておるわけですけれども、そのうち、西町排水場建設工事の国庫補助金としては4,100万円でございます。その西町配水場の敷地を出まして西町とか宝町のほうへ向かう管路の部分、これは実は単独費で施行するという補助対象ではなかったわけです。今回いろいろお金が入ってくるのも少ないですので、補助金要項をいろいろ読み込みまして、その管を補助金が何とかもらえないかという役場としてじゃないんですけれども、県に御相談にまいりまして、ライフラインの機能強化ということは西町の配水場で補助金をいただいておりますが、今そういう計画をつくりつつあって、その中のルートに入っておるということで、あまり確定じゃないけどということで予算をつくる前後ぐらいいろいに行きまして、ちょっとノミネートさせていただいたんです。結果、重要給水施設排水管工事ということで国庫補助の内々定ぐらいいろいなんですけれども、2,300万円をいただけるということで、これをそのまま延伸していけば計画にも載るし、西町の重要な例、例えば地域防災計画に載っておる病院とか学校、知立小学校をずっと通って上へ上がっていきますので、その辺のところも将来的に伸ばしていけばいいよということで、この3月、ちょっとまだ印刷はできないんですが、先行でおわびしなきゃいけないんですけども、補助金に目がくらみまして、計画よりもいただけるその部分だけでもいただきたいということで県の御厚意もありませんでした。今後は、その計画をトレースした計画にしていきますので、もう少しお待ちいただければその辺を皆様にお示しできるかなと考えております。

○佐藤委員

そうすると、補助金がつかんかったやつがついて、計画が何とか立てれそうだと、こういう段階にきたのでね、そういうことがはっきりしてくれば管路の耐震化もさらに進むということでもありますけども、今現在は、昭和だけですか、これは。よくわからないんですけど、私も勉強不足で。昭和は全部入れかえましたよ。管の耐震化をせないかん対象になっているキロというんだらうか、メートルというんだらうかわかりませんが、それは大変なことだなというふうに思いますけど、それはどのぐらいあるんですか。

○中島委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時44分

再開 午後6時51分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長

今年度の耐震化率でいきますと7.62%でございます。先ほど言いましたように、古い管を入れかえるということで昭和の事業はやっておりましたので、老朽管の更新というふうでやっております。

今後は、ひとまず昭和40年代の管が少なくなりましたので、今度は防災上、重要な施設を結ぶ耐震という工事名で、その古い、新しいにかかわらずその路線を確保しようかと思っております。

○佐藤委員

古い、新しいにかかわらず路線を確保する。水の八橋なりそういうところから送られてくる基本的な本管、本管というか枝管じゃない本線のところ、本線といたらいいかわかりませんが、そういうところの耐震化を進めていくと、こういうことですね。

○水道課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

いずれにしても、耐震化率が7.62%と、そういう主要なところを進めていくということはわかりました。

それで、もう一つだけ聞きますけれども、知立浄水場がいつも課題になってきて、耐震化だとかそういうことが言われてきましたけれども、これはどんな見通しかなということをお聞かせください。

○水道課長

お尋ねのことは、去年開かれましたコンペティションでも市民の方からも意見が出ました。私どもが県水に100%切りかえるのも可能なんですけど、さきの震災を受けて、どう非常時の水を確保していくかというところで今、基本計画をつくった中でも議論が生まれて、基本的には残す残さない、それと別にそういう給水をできる施設を設けるかということまでは今詰めて最終にきております。

○佐藤委員

そうした議論で最終にきてるということですが、そうすると、今の議論の中は、さまざまな意見があって、必ずしも浄水場を残すという議論ばかりではないというような答弁だったですけども、しかし、浄水場にかわる代替措置があればいいじゃないかということですけども、自己水をきちっと持つということも非常時にはとても大切なことかなというふうに思いますけど、それはいつぐらいになったらそういう方向性が出てくるのかなというふうに思いますけど。

○水道課長

今つくっておるのは代案とか案を作成しております、大まかな金額と、今後10年ぐらいの見通しを出していこうと思っております。

ただ、平成25年度ぐらいには経営計画というか、財政を検討しなければ裏づけがとれない計画を出しても仕方がないので、その辺を今度は御提案していこうかなと考えております。

○中島委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号について、挙手により採決します。

議案第32号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手多数です。したがって、議案第32号 平成24年度知立市水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時56分

再開 午後6時58分

○中島委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第1号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見がありましたら、御発言をお願いします。

○杉原委員

それでは、陳情第1号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書について、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

平成24年2月9日、第1回独立法人都市再生機構のあり方に関する調査会が開催されました。概要を拝見いたしますと、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持の必要を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう類しつつ、会社化の可能性の部分について全額政府出資の特殊会社を検討し、平成24年夏までに結論を得るとしております。

しかし、全額政府出資の特殊会社を創設すれば、私の考えであります、新たな天下りをつくることにつながるんじゃないかと考えます。昨年の4月の都市再生機構の職員の数は3,847名、役員13名、そのうち天下り2名を特にスリム化をすべき

だと考えます。陳情者が求める政府の責任において、直接関与する公共住宅を継続すべきと考えます。

現在、都市再生機構が管理している全国の賃貸住宅ストックは、都市圏42万4,000戸強、近畿圏では20万戸強で都市圏、近畿圏、中部圏といった大都市近郊に76万戸を保有をされております。当市では知立団地1,950戸を保有をしております。発足したときは比較的若い層のサラリーマン、家族向けの団地で、お子さんが育った公団住宅であったわけでありましたが、現在の居住者の状況に貸しましては、高齢者の夫婦、高齢者のひとり暮らし、外国人世帯の方々の増加など、当初のイメージとかなり変わってきております。

先月の調査における知立団地内の日本人、65歳以上の高齢化率は33.9%、外国人比率は56%と、入居者が当初の目的と変わっているわけですが、住宅セーフネットの観点から考えれば、居住者の居住の安定の確保、安心して住み続ける公共住宅を持続させることは必要不可欠であると思います。

よって、陳情者が求めておみえになります今後も政府の責任において直接関与する公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める陳情に関しましては採択でお願いしたいと思います。

以上です。

○久田委員

都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書に関しては、中身を読みますと、前にも同じようなものが出されており、採択されておりますし、住宅セーフティネットとして大変ありがたいし、国で居住の安定を守るということであります。平成22年12月26日付で市長も国へ意見書が出されているということで、この陳情書に関しましては採択でお願いいたします。

以上です。

○水野委員

今、2人の委員のほうからお話がありました。現在知立市においても、この手の住宅におきまし

ては、入居されている方々は高齢者の方もかなりおみえになります。公共住宅としての役割は必要不可欠なものであり、国が面倒見るのは当然のことと思います。居住者の住居の安定がなければ生活設計もままならないと思います。

よって、陳情第1号は採択ということでお願いしたいと思います。

○佐藤委員

私も、この陳情については採択でお願いしたいなと思います。

以前も旧公団住宅のこうした民営化といえますかね、そうした議論がずっとある中で、同趣旨の陳情が採択をされております。そして、きょう、陳情者の方から政府出資の特殊会社と、これがなされても現在住んでる皆さん、新たに入られる国民の皆さんの居住の保障は何もないということが陳情者から明らかになりました。

さらに、この住宅部門では毎年500億円の収益があると。テレビ等を見てますと、いかにも赤字のようなことがテレビ等で流されてきておるわけですが、そうした収益のある中で、都市開発などのそうした事業のほうが逆に赤字を生んでいる体質だということもよくわかりました。

そして、そうした都市再生部門が赤字と、それが今日のさらなる民営化路線、今度は政府出資の特殊会社と、こういう流れをつくり出してきたということが言えると思うんです。この解決はどうしていくかという課題はありますけれども、私は、何よりもそこに住んでる全国76万戸の約200万人の方たちの居住の権利が最優先されなければならないのではないかと。しかも知立市においては1,950戸と、こういう知立団地があり、そして、そこに日本人も、また外国人もともに暮らしているという中で、こうした事態になれば住居は人権と、こういうことが大変脅かされるということを含めて、私は強く政府に働きかけることを含めてこの意見書を採択してほしい、こう願っております。

以上です。

○明石委員

陳情第1号について、採択でお願いいたします。

首都圏や近畿圏、中部圏を中心に全国約200万人が暮らすUR賃貸住宅は、自公政権時代の2007年に公明党主導で成立した住宅セーフティネット法で公的賃貸住宅に位置づけられています。

しかし、民主党政権は2010年4月、独立行政法人の事業仕分けで高齢者、低所得者向け住宅の供給は自治体、または国に移行、市場家賃部分は民間に移行と評決、先月の閣議決定でも特殊会社化で民営化が踏み出す考えを表明したため、居住者の間に家賃高騰につながる不安などが広がっています。このことは陳情者と認識を共有します。

UR改革につきましては、14兆円の借金を抱え、組織にいろいろメスを入れる必要がある一方、UR賃貸住宅が公営住宅の代替的な役割を担い、大勢の高齢者や低所得者が暮らしているという現状があります。

UR改革の検討は、机の上の議論ではなく、居住者の生の声を聞くべきで、住んでいる人の生活をどうするかという住民視点を絶対に忘れるべきではないと思います。高齢社会の中で、住宅問題を年金、医療、介護と同じ社会保障の観点でとらえる必要もあります。国土交通省に任せるだけでなく、政府の大きな課題として取り組むべきであります。UR住民の生活を守り、居住者の居住の安定確保を最優先にするものとします。

よって、採択でお願いいたします。

○中島委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長

それでは、これより採決します。

陳情第1号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中島委員長

挙手全員です。したがって、陳情第1号 都市再生機構賃貸住宅(旧公団住宅)を公共住宅として継続し居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定し

ました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について協議願います。

陳情第1号の意見書案文につきましては、添付されている案文、裏に記載されております案文でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中島委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中島委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者が副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中島委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で建設水道委員会を閉会します。

午後7時09分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会建設水道委員会

委員長